

大学機関別認証評価

自己評価書

平成28年6月

京都府立大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	8
	基準2 教育研究組織	11
	基準3 教員及び教育支援者	25
	基準4 学生の受入	40
	基準5 教育内容及び方法	55
	基準6 学習成果	90
	基準7 施設・設備及び学生支援	101
	基準8 教育の内部質保証システム	120
	基準9 財務基盤及び管理運営	127
	基準10 教育情報等の公表	140

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 京都府立大学

(2) 所在地 京都府京都市

(3) 学部等の構成

学部：文学部、公共政策学部、生命環境学部

研究科：文学研究科、公共政策学研究科、

生命環境科学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、教養教育センター、地域連携センター、京都政策研究センター、京都和食文化研究センター、生命環境学部附属農場、生命環境学部附属演習林

(4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数：学部1,820人、大学院275人

専任教員数：147人

助手数：3人

2 特徴

本学は、明治28年（1895）4月に創設された京都府簡易農学校（昭和19年（1944）、府立農林専門学校）と、昭和2年（1927）4月に開校した京都府女子専門学校とを母体として、昭和24年（1949）4月に新制大学として発足した。発足時は、農学部と文家政学部の2学部構成であったが、その後、文家政学部が、文学部と福祉社会学部、人間環境学部へと改変され（平成9年（1997））、大学院は農学研究科（昭和45年（1970）設置）に始まり、その後各学部設置された。

府立農林専門学校の設置目的は、京都府地域の農林業の近代化と発展に貢献し、府下各地域で指導的な中堅的担い手となる人材を育成することであり、また府立女子専門学校は、地域住民の女子高等教育に対する強い要望に応えることであった。両専門学校の設立理念は新制大学にも受け継がれ、設置目的を記述した学則第1条には「本学は、学術の中心として、広く知識を授け人格の向上を図るとともに、深く専門の学術を教授、研究し、文化と産業の発展に寄与することを目的とする」とあり、学校教育法第52条（大学の目的）中の文言に加えて、「文化と産業の発展に寄与する」という語句が挿入されている。

平成20年（2008）4月には、公立大学法人へと移行する際に、文学部、公共政策学部、生命環境学部の3学部とそれぞれの大学院に再編された。文学部は、日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科の3学科、公共政策学部は、公共政策学科、福祉社会学科の2学科、生命環境学部は、生命分子化学科、農学生命科学科、食保健学科、環境・情報科学科、環境デザイン学科、森林科学科の6学科構成である。

公立大学法人へと移行する際に、学則第1条も改訂され、「本学は、京都府における地の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探求し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」と、公立大学としての性格を明確に表現した。同時に、「京都府立大学の理念」および「京都府立大学行動憲章」を定めて、大学の進むべき方向を、大学構成員と社会とで共有することをめざしている。

本学の特徴の第一は、本学が人文系（文学部）、社会系（公共政策学部）、自然系（生命環境学部）とバランスのとれた中規模総合大学の構成をもち、研究教育能力の高い教員による徹底した少人数教育を特色としている点にある。専任教員1名ごとの学部学生数（収容定員）は11.0人であり、平成27年（2015）年度卒業生のアンケートでは、卒論以外の専門科目について「満足している」「ある程度満足している」を合わせて、90.5～98.8%であり、極めて高い満足度を示している。

特徴の第二は、本学が京都府の設置する公立大学である点である。研究面では、各学部・研究科における基礎研究を展開するとともに、地域貢献型特別研究（府大ACTR）により、毎年約30課題前後におよぶ京都府内の課題に的確に対応した地域振興、産業・文化の発展等に貢献する調査研究に取組、特色ある研究成果を地域に還元している。教育面では、京都府立大学、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学がそれぞれの教育理念を基本にしながら、京都3大学が共同することで、新たな教養教育を構築するために、平成26年度から全国初となる教養教育共同化をスタートさせた。

II 目的

1. 大学の目的

京都府立大学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探求し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

2. 京都府立大の理念

本学は、本学のあるべき姿と進むべき方向を大学構成員と社会とで共有することをめざして、「京都府立大学の理念」を定めた。

京都府立大学の理念

京都府立大学は、2008年（平成20年）4月、京都府公立大学法人としての再出発に際して、学問の府としての歴史的・社会的使命を認識するとともに、京都府民に支えられる府民のための大学であることを自覚し、京都に根ざした魅力的で個性ある京都府立大学の創造に向けて、新たな飛躍をめざす。

1 京都府立大学は、京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする。

2 京都府立大学は、総合的な教養教育と体系的な専門教育によって、豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する。

3 京都府立大学は、研究者の自由な発想と高い倫理性に基づく独創的な研究を展開し、日本及び世界の学界において最高水準の研究を推進するとともに、京都府を中心とする自然・社会・歴史・文化・産業に関する地域研究を総合的に展開する。

4 京都府立大学は、府民の生涯学習を支援し、府民、NPO、産業界、行政機関、大学等と協力・連携して地域調査研究活動を進め、地域貢献活動を積極的に展開する。

5 京都府立大学は、研究交流や留学生の受け入れ・派遣などの国際交流を活発に展開し、学術・文化の交流を通して、国際社会の相互理解に寄与する。

6 京都府立大学は、学問の自由な発展をめざすため、構成員ひとりひとりの人権を尊重し、自律的・自発的な探究を保障する。また、構成員には、大学自治の精神に基づいて、教育、研究、地域貢献及び大学運営への参加を求めるとともに、公立大学の社会的使命を果たすため効率的な大学運営を行う。さらに、大学の活動全般について自主的な点検と評価を行い、第三者による評価を受けて、それらの情報を公開することにより、府民に対する説明責任を果たす。

3. 行動憲章

本学は、「京都府立大学の理念」を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を行動憲章として社会に宣言する「京都府立大学行動憲章」を定めた。

京都府立大学行動憲章

(前文)

私たち教職員は、本学のあるべき姿を明らかにするために、「京都府立大学の理念」を定めるとともに、この「理念」を実現するため、教育・研究・社会貢献・大学運営の4項目にわたる行動の指針を行動憲章として社会に宣言します。

私たちは、この行動憲章にもとづいて、長い文化的伝統を持つ京都の地において、本学が百十余年にわたって府民に支えられつつ学問の府として活動してきた歴史を踏まえ、学生とともに、これからも京都府の知の拠点として、その使命を果たし続けます。そして、自主自律の精神のもと、大学人としての自覚を持ち、豊かな知性と教養、高い専門能力と倫理的判断力を備えた人材を育成し、高度で独創的な研究を推進することによって、自然との共生をはかりながら、地域社会の発展と府民生活の向上、さらには人類の幸福に貢献します。

教育

1 すぐれた人材の育成

私たちは、地域から地球規模にいたるさまざまな問題に自分の力で対処することのできる、高度な知識と応用力を備えた人材を育てます。

2 教職員と学生がともに学ぶ大学

私たちは、学生をともに学ぶ主体として尊重し、学生の知的好奇心にこたえ、個々の学生に応じたきめ細かい教育を行うことにより、自ら学ぶとする意欲を高めるように努めます。

3 分野にとらわれない幅広い教育の推進

私たちは、専門分野に限定されない幅広い教育を行い、学生が豊かな知性と教養を身につける手助けをします。

4 個性的で高いレベルの専門教育の推進

私たちは、学生が十分に理解できるよう指導に配慮した上で、常に高いレベルを維持しつつ、他では得がたい個性的な専門教育を行います。

5 最高水準の大学院教育

私たちは、大学院生とともに学び、研究を進めることによって、最高水準の大学院教育を行います。

研究

1 高度で独創的な研究の遂行

私たちは、長期的な展望に立ち、さまざまな分野において独創的な世界最高水準の研究を推進すると同時に、人文科学・社会科学・自然科学の各分野にわたる研究の調和的発展をめざします。

2 地域に根ざした研究の推進

私たちは、研究の素材を積極的に地域に求めながら、人びとの知的好奇心から生活の向上、文化や産業の発展にいたるさまざまなニーズにこたえる研究を推進します。

3 自主的で倫理性の高い研究の推進

私たちは、学問の場としての大学にふさわしい自由な発想と高い倫理性、豊かな人間性をもって、地域から地球規模にいたるさまざまな問題の解決をめざす研究を推進します。

社会貢献

1 すぐれた人材の育成による社会への貢献

私たちは、さまざまな分野で活躍することができる能力的・人格的にすぐれた人材を育成することによって、地域及び国際社会の発展に貢献します。

2 地域社会への貢献

私たちは、本学における教育や研究の成果を京都府内外の諸地域に還元することによって、地域の発展と生活の向上に積極的に貢献します。特に、京都府を中心とする地域課題にこたえる調査・研究を重点的に行い、また、生涯学習などを推進して、京都府民のニーズに積極的にこたえます。

3 国際社会への貢献

私たちは、海外の大学などと教育・研究の交流を積極的に行い、留学生や研究者の受け入れと送り出しを推進して、世界の人びととの相互理解を深めます。

大学運営

1 人権の擁護

私たちは、本学構成員の基本的人権を尊重して、差別・ハラスメントのない大学づくりをすすめます。

2 学問の独立の尊重

私たちは、大学における学問の自由を尊重し、いかなる権力にもおもねることなく、学問の独立の精神を貫きます。

3 対話と相互理解に基づく大学運営

私たちは、教育・研究・社会貢献・大学運営に積極的に関わる意欲を持って、本学構成員が対話を通じて合意を形成できるような民主的な運営をめざします。そのために、各種の大学運営への参画の機会を本学構成員に保障し、人事の自律性をはじめとした各組織の自治を尊重しつつ、大学運営に関する責任を果たします。

4 計画的・効果的な資源の活用

私たちは、府民から負託された資源を計画的かつ効果的に活用することにより、教育・研究を維持・発展させ、本学に課せられた社会的使命を果たします。

5 社会に開かれた大学

私たちは、本学の情報を公開し、主体的に自己点検と評価を行い、社会に対する説明責任を果たします。

6 教育・研究環境の整備

私たちは、意欲ある教員と専門性を身に付けた職員に支えられた教育・研究環境を整備します。また、本学が歴史都市京都の洛北の地に位置することも踏まえ、キャンパス環境をたえず向上させ、安心・安全で美しいキャンパスづくりをすすめます。

4. 中期目標

大学の目的・理念、行動憲章を実現するために、中期目標を定めている。そのうち、大学、各学部、大学院教育に関する目標は以下のように定めている。

教育に関する目標

(1) 人材育成方針

- ア 世界に通用する高い専門能力・技術力や豊かな人間性を身につけ、高い使命感や幅広い教養に裏づけられた総合的な判断力を持ち、文化の創造と社会の形成を担い、様々な分野において指導的役割を果たせる有為な人材を育成する。
- イ 大学における社会人の学びなおし機能を強化し、キャリア転換や職業上必要な専門知識・技術を習得するための環境を整備する。
- ウ 学生が徹底して学ぶことができる環境を整備し、能力を最大限に伸ばし、鍛えた上で社会人・職業人として送り出す教育機能を強化する。
- エ 府立大学
 - (ア) 豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、府民の生活の向上と産業の発展に寄与し、地域社会と国際社会の発展に貢献することができる人材を育成する。
 - (イ) 大学院においては、人文・社会・自然の諸学術分野における理論と応用を習得させ、世界水準の優れた研究者を育成するとともに、国際化する社会の中で地域において指導的役割を果たし得る高度な専門性を有する人材を育成する。

(2) 教育の内容

ア 入学者の受入れ

- (ア) 大学の基本理念・教育方針に基づいた入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)を基に、目的意識や学習意欲の高い優れた資質を有する人材を幅広く受け入れるとともに、入学者選抜制度の改善に取り組む。
- (イ) 社会人や留学生の受入れ体制や教育環境を整備し、積極的な受入れを行う。

イ 教育の内容・課程

(ア) 教養教育の充実

- a 教養教育共同化施設(仮称)を拠点とした医科大学・府立大学・京都工芸繊維大学の3大学の特色ある教育・研究の活用と相互の連携により、教養教育の共同化を推進し、少人数教育の良さを生かしながら共同化による総合大学と同様のメリットを生み出し、レベルの高い教養教育の実施や3大学の学生・教職員の交流を促す。
- b 幅広い視野と高い教養を涵養することができるよう、共同化カリキュラムの充実など、教養教育の内容を一層充実する。

(ウ) 府立大学

- a 創造的精神と豊かな人間性を育て、高度かつ体系的な専門知識や技術に係る教育を行うとともに、府立大学の強みを活かして、文理融合、文化と食と農の融合等による学際的な教育を推進する。
- b 大学院においては、優れた研究者や高度専門職業人の育成のため、各専門分野の内容の深化、高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できる教育を充実させ、きめ細やかな教育研究指導を行う。

ウ 教育の方法

- (ア) 少人数や双方向の授業の展開、インターンシップなどの体験学習、臨床教育、府内外でのフィールドワークを推進する。
- (イ) 様々な教育的課題に対応した総合的な教育の推進、社会経済環境、ニーズの変化に対応したカリキュラムや教育体制の改善を行うとともに、免許・資格等の取得をはじめ専門的能力の向上を図る。
- (ウ) 授業の到達目標及び成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高めるとともに、学習成果について、厳正で適正な単位認定及び進級・卒業判定を行う。また、大学院においては、研究活動・専門能力の評価体

制を整備し、厳正かつ適正な成績評価と学位論文審査を行う。

(3) 教育環境の充実・向上

ア 教育の実施体制等の整備

教育・研究・運営能力に優れた人間性豊かな教職員を幅広く確保するとともに、柔軟かつ多彩な人員配置を行い組織の活性化を図る。

イ 教育環境・支援体制の整備

(ア) 既存施設の有効活用、老朽施設・設備の整備・改修など、必要な教育環境を整備するとともに、高度情報化教育や情報通信技術の活用など、教育の情報化を推進する。

(イ) 新総合資料館(仮称)との連携により、学術情報収集や発信機能を充実・強化する。

ウ 教育活動の評価

教員の自己評価、学生による授業評価や第三者による評価等により、教育の質保証に取り組む。

(4) 教育の国際化

ア 国際交流協定締結校や国内外の大学等との連携による学生の交流や研究者の受入れなど、国際的な教育研究交流を推進する。

イ 国際社会で活躍することができる人材を育成するため、国際的な視野の習得、異文化理解教育や語学教育を推進する。

(5) 学生への支援

ア 学生の学習意欲を高めるとともに、学生の自主学習を促進する教育環境を整備する。

イ 学生のニーズに応じた学習支援やメンタルヘルス・ハラスメント等の相談・助言等の体制を充実・強化する。

ウ 就学困難な学生に対する個別指導や授業料の減免・奨学制度の充実などの経済的な支援に取り組む。

エ 社会や学生のニーズに対応したキャリア教育や卒業後の推進、きめ細かな就職・進学など、進路の指導を行うとともに、卒業生の府内での就職を促進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究の内容に関する目標

ア 目指すべき研究水準・機能

基盤研究や学際研究における世界水準の研究活動を推進するとともに、その成果の実践的研究(臨床研究)や地域を対象とした研究への展開を進める。

イ 研究成果の社会・地域への還元

(ア) 府や市町村等の行政課題や地域課題に具体的に対応できる研究体制の構築やシンクタンク機能を充実・強化する。

(イ) 研究成果の開示と積極的な国内外への発信により、文化、福祉、医療、科学、産業等の発展に寄与する。

(2) 研究環境の充実・向上

ア 研究の実施体制等の整備

(ア) 横断的・学際的な研究分野を開拓し、3大学連携研究の推進をはじめ、国内外の大学、試験研究機関、行政機関等との連携、民間企業及び病院との研究交流の推進や外部の優秀な人材の受入れなどができる柔軟な研究体制を構築する。

(イ) 基盤的研究の推進及び重点課題、地域課題や次世代を担う若手研究者の育成などに資源の戦略的配分を行う。

イ 研究環境・支援体制の整備

(ア) 先端・学際研究など、研究の高度化に対応した機能強化と研究支援体制の整備及び共同研究を推進することができる研究環境の総合的な向上を図る。

ウ 研究活動の評価及び管理

(ア) 研究成果や業績などについて、学会・学術誌等に発表し、学外有識者の意見・評価も積極的に取り入れ、評価結果を研究の質の向上につなげる。

(イ) 研究活動の社会的責任を果たし、透明性・信頼性を確保するため、研究活動に係る不正行為や利益相反を防止するための適正な指導を行うとともに、審査、監査、公表等の組織体制や関係規程の充実・強化を行う。

(3) 研究の国際化 国際交流締結校や海外の大学、研究機関等との学術提携などによる共同研究の推進、優秀な海外の研究者の招へいなど、国際学術交流を推進する。

3 地域貢献に関する目標

(1) 府民・地域社会との連携

ア 「国際京都学センター」と連携して「京都学」など、文化、歴史、風土等の共同研究を推進するとともに、府民の健康と福祉の向上をはじめ、文化のみやこ・京都における文化学術の継承と創造、産業の発展、地域振興やまちづくりなど、幅広い社会貢献に積極的に取り組む。

イ 府立大学の知的資源を総合的に活用し、地域連携センターや京都政策研究センターを中心とした地域課題の解決や地域発展に貢献する取組を推進する。

ウ 将来を担う世代の育成を図るため、地域の青少年が「ほんまもの文化」や高度な学術研究にふれることができる機会を拡大するとともに、高大連携など地域の教育機関との連携を一層推進する。

エ 京都の特色を活かした講座、地域社会や府民のニーズに対応した講座の開催など、府民の生涯学習の充実に図り、社会人教育を一層推進する。

オ 府民に開かれた大学として、府立大学附属図書館など大学施設の府民への開放や地域との交流などを推進する。

(2) 行政等との連携

ア 行政課題や地域課題等の研究・提案機能の強化により、府や市町村等への提言機能の充実及び行政職員・医療従事職員の人材育成に貢献する。

イ 「和食」に関する教育研究など、府や関係団体等と連携して、文・理・技の融合、医・食・農の融合等による学際的な教育研究を推進する。

ウ 市町村等との包括協定を推進し、連携を強化することにより、地域振興、教育、文化、保健、福祉等の事業の推進に貢献する。

(3) 産学公連携の推進

ア 大学で創出された研究成果を知的財産とし、地元企業等での活用を図るとともに、大学発ベンチャーの支援を行う。

イ 研究開発や人材育成において、地域の中小企業・農林事業者等との連携を強化して、地域産業の活性化を促進する。

ウ 国内外の大学、研究機関等との共同研究の拡充や地域の産業、イノベーションや新産業創出の支援を行うなど、産学公連携の体制を強化する。

(京都府公立大学法人中期目標より抜粋 <http://www.pref.kyoto.jp/daigaku/documents/tyuukimokuhyou.pdf>)

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は、京都府立農林専門学校（明治 28 年設立の京都府簡易農学校を母体として、昭和 19 年設立）と京都府立女子専門学校（昭和 2 年 4 月開校）を前身として、昭和 24 年 4 月に開設された西京大学が、その 10 年後の昭和 34 年 5 月に名称を「京都府立大学」と改称して発足した。その際、本学の目的として、学則第 1 条に「学術の中心として、広く知識を授け人格の向上を図るとともに、深く専門の学術を教授、研究し、文化と産業の発展に寄与することを目的とする」と定めた（資料 1-1-①-1）。その後、平成 20 年 4 月の公立大学法人化に際して、新学則第 1 条で「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育するとともに、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」（資料 1-1-①-2）と定め、京都府立の公立大学としての性格を明確に示した。

この目的を達成すべく、平成 20 年 10 月には「京都府立大学の理念」（資料 1-1-①-3）および「京都府立大学の行動憲章」（資料 1-1-①-4）を定めた。また、公立大学法人としての目的は法人定款（資料 1-1-①-5）に明記し、中期目標、中期計画、および年度計画を定め（資料 1-1-①-6）、目標を着実に実行している。

各学部の教育目標は「京都府立大学法人中期目標」定められ、各学科の目標、および人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は学則に規定した（資料 1-1-①-2）。

資料 1-1-①-1 大学の沿革

http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=3844&frmCd=8-2-0-0-0

資料 1-1-①-2 京都府立大学学則（第 1 条） <http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/501.pdf>

資料 1-1-①-3 京都府立大学の理念 http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=1909

資料 1-1-①-4 京都府立大学行動憲章 http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=1910

資料 1-1-①-5 京都府公立大学法人定款（第 1 条） <http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/teikan.pdf>

資料 1-1-①-6 京都府公立大学法人中期目標・中期計画・28 年度 年度計画

<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/fu-daigaku-01/documents/dainikityuukimokuhyou.pdf>

http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/keikaku/files/dai2ki_keikaku.pdf

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/keikaku/files/28keikaku.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的については、学校教育法第 83 条に規定された大学の目的に適合するものであり、さらに公立大学としての性格を明確に表現するものである。本学の目的は学則において定め、その目的は「京都府立大学の理念」にも反映されている。また、各学部、学科ごとに人材の育成に関する目的、その他の教育研究上の目的を、明確に定めている。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学大学院は、昭和 45 年に農学研究科が設置されて以降、他学部においても整備が進み、平成 13 年には、文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科に博士前期・後期課程が設置された。その目的については、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の発展に寄与することを目的とする」と規定した。平成 20 年 4 月の公立大学法人化と併せて学部・研究科の改編を行い、文学研究科・公共政策学研究科・生命環境科学研究科として新たに発足した（資料 1-1-②-1）。現学則では、目的を明解にし、「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる学術の理論及び応用を教授研究し、世界水準の優れた研究者を養成するとともに、また高度の専門性をもつ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすことを目的とする」（資料 1-1-②-1）と定めた。また、大学院教育の目標は「京都府立公立大学法人中期目標」（資料 1-1-②-2）に明記している。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的については、学校教育法第 99 条に規定された大学院の目的に適合するものであり、さらに公立大学としての性格を明解に表現するものである。また、専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明解に定めている。

資料 1-1-②-1 京都府立大学大学院学則（第 1 条、第 6 条）

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/502.pdf>

資料 1-1-②-2 京都府公立大学法人中期目標

<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/fu-daigaku-01/documents/dainikityuukimokuhyou.pdf>

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成 20 年の法人化に際して、京都府の設置する公立大学として性格を明確にし、新たに「京都府立大学の理念」を定め、さらにこの「理念」のもとで自律的な大学運営を推進していくため、教育・研究・社会貢献・大学運営の 4 項目にわたる行動の指針を「行動憲章」として定めた。この憲章は、建学の精神や現代社会の課題をしっかりと

り受け止め、法人化という大きな制度改革のもとで、大学としての主体性を体現したものとして重要な位置づけにある。平成 23 年 4 月には、施設整備を中心とした全学の基本構想を検討する委員会が設置され、24 年度末には、「中間まとめ」が了承・共有されているが、審議にあたっては、「理念」に謳われている「京都府における知の拠点」という位置づけを根幹に据え、実質 1 年半の間に 18 回の委員会及びそれに前後する各学部研究科における検討を重ねており、行動憲章にいう対話と相互理解にもとづく大学運営の一端が示されている。また、学校教育法の改正に伴う「大学のガバナンス改革」にあたっては、26 年 12 月の学長提案により本格的議論を開始し、3 ヶ月あまりをかけて、部局長会議と各学部・研究科会議の間での意見交換・調整をていねいに行っている。

「理念」「行動憲章」は、ガイダンスや研修の機会をとらえて学内の構成員に周知するとともに、ウェブページへの掲載、高校教員、受験生の父母などを対象にした直接の懇談・意見交換の機会における紹介など、様々な機会と媒体を通じて社会に周知する取り組みを精力的に行っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、「総合的な教養教育と体系的な専門教育によって、豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する」（「京都府立大学の理念」資料2-1-①-1）という目的を達成するために、平成28年4月現在、文学部（日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科）、公共政策学部（公共政策学科、福祉社会学科）、生命環境学部（食保健学科、環境デザイン学科、環境・情報科学科、農学生命科学科、森林科学科、生命分子化学科）の3学部・11学科を置いている。この構成は、京都府立大学学則第4条及び5条に対応している（表B-1-①-1～2、資料2-1-①-2）。

表B-1-①-1（学部学科組織及び定員、学則第4条、別表第1）

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	日本・中国文学科	30	3年次3	126
	欧米言語文化学科	30	3年次3	126
	歴史学科	40	2年次3	169
公共政策学部	公共政策学科	50	3年次3	206
	福祉社会学科	50	3年次3	206
生命環境学部	食保健学科	25	—	100
	環境デザイン学科	40	3年次5	170
	環境・情報科学科	25	3年次3	106
	農学生命科学科	48	2年次2	198
	森林科学科	35	2年次2	146
	生命分子化学科	31	2年次2	130
合 計		404	—	1,683

表B-1-①-2 (学科の目的、学則第5条)

学部	学科	学科の目的
文学部	日本・中国文学科	日本と中国の言語・文学について探求することを目的として、日本語学・日本文学・中国文学について、相互の関連を踏まえながら専門的な教育・研究を行い、各分野について深い知識を持ち、かつ三分野を関連づけて思考することのできる人材を養成する。
	欧米言語文化学科	多文化共生の時代に必要な異文化理解を深めることを目的として、欧米言語文化・英語学・比較言語文化・日英翻訳文化の教育研究を行い、高度な外国語運用能力・柔軟な思考力・問題発見能力・自己表現力を備えた、広い国際的視野を持った人材を養成する。
	歴史学科	人間の文化的・社会的営為について歴史と文化叢生に関わる専門的領域を考究することを目的として、日本を中心としてひろく世界についてその社会と文化、思想の歴史的展開に関する教育研究を行い、人類の過去と現在、未来に対する洞察力、分析力をもつ人材、さらに歴史的遺産を理解しその継承に資する人材を養成する。
公共政策学部	公共政策学科	福祉社会の創造を目的として、法学・経済学をはじめとする社会科学の諸分野から公共政策のあり方についての教育研究を行い、地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与しうる能力を有する人材を養成する。
	福祉社会学科	福祉社会の創造を目的として、社会福祉学・社会学・教育学・心理学等の諸分野から教育研究を行い、地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与しうる能力を有する人材を養成する。
生命環境学部	食保健学科	「食」を通して生活の質を向上させることを目的として、「食」と「健康」を取り巻く要因を総合的に捉え、望ましい食生活のあり方について教育研究を行い、「食」に関する高い見識を持ち、課題解決能力を持った社会に貢献できる人材を養成する。
	環境デザイン学科	豊かな生活環境を実現することを目的として、住居・建築学、生活デザイン・ランドスケープについて教育研究を行い、広い教養と総合的な判断力を持ちつつ、人と環境にやさしい生活環境、生活様式を創造できる人材を養成する。
	環境・情報科学科	自然環境、情報環境の向上を目的として、生物学、化学、物理学、情報学、数学にわたる教育研究を行い、科学技術を生活の向上に生かすことができる人材を養成する。
	農学生命科学科	持続可能な食料生産を目的として、生物多様性を活かした生物機能の開発と高度利用技術、さらにそれらの社会経済的側面について教育研究を行い、農業ならびにその関連事業の発展に広い視野に立って寄与できる人材を養成する。
	森林科学科	地球環境の保全、資源生産、森林資源の有効利用を目的として、森林とその生産資源に関係する事象に対して総合的な教育研究を行い、環境問題、資源問題への取り組みを通じて地域貢献、ひいては国際貢献できる人材を養成する。
	生命分子化学科	生命現象と生命環境を分子レベルで理解し、科学の進歩と社会の科学的課題の解決に貢献することを目的として、体系的な生命化学の教育研究を行い、広い視野と論理的思考力を有し、専門知識と先端技術を展開して社会に貢献できる人材を育成する。

資料 2-1-①-1 京都府立大学の理念

http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=1909

資料 2-1-①-2 京都府立大学学則

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/501.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

以上により、本学の学部およびその学科の構成は、それぞれの課程の目標を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

本学の教養教育は、①学問の多様化・学際化に対応しつつ、今日の時代と社会を理解するために必要な社会・文化・自然に関する基礎的知識を深める、②事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力を育成する、③自己が生活する地域社会に対する関心や問題意識を高め、地域に対する幅広い視野と理解能力とを育成する、④社会性と協働の精神を培い、地域社会と積極的に関わり、仕事と生活の調和のとれた生き方を実現できる能力を育成する、⑤多文化社会に生きる市民にふさわしい外国語運用能力と異文化理解への視点を育成する、⑥社会生活を営むうえで必要な情報処理能力を身につけるとともに、自ら発展的に活用することのできる能力を育成する、⑦心と体の健康を保つ方法を身につけ、実践できる能力を育成する、ことを目的としている（「教養教育の目的」資料 2-1-②-1）。

これらの目的を達成するために、次の 5 つの科目群が用意されている。すなわち、①「基盤教育科目」（35 科目、本学学生が共通に学び、本学学生教育の基盤をなす科目）、②「総合教育科目」（99 科目、今日の学問の多様化・学際化および学生の幅広い関心に対応するための科目）、③「キャリア教育科目」（2 科目、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図り、仕事と生活全般との調和のとれた働き方・生き方を創造していく為に必要な力を培うための科目、平成 23 年度新設）、④「展開教育科目」（136 科目、各学部で開講される専門科目のうち、概論・入門などの専門教育の基礎科目や教養教育と関連の深い授業科目）、⑤「主題研究」（主題別履修モデルに沿って学習する中で特に興味を抱いたテーマを自由に提起し、主体的発展的に行う課題探求型学習）である。

うち基盤教育科目の一つとして、大学での導入教育に資する目的の「新入生ゼミナール」が、1 回生前期の必修科目として設置されている（資料 2-1-②-2、3）。

なお本学には教養教育と専門教育を横断する形で以下の 3 つのプログラムが用意されている。①「キャリア育成プログラム」：教養教育科目・専門教育科目中のキャリアに関する科目の履修と、就職講座、インターンシップなどのキャリアサポートを体系化したもの。プログラム科目の履修をポイント化し、ポイントに応じて就業力認定、プログラム修了認定を行う（平成 23 年度新設、資料 2-1-②-4、5）。②「グローバル人材資格プログラム」：グローバル人材資格（京都の 5 大学、即ち本学・京都産業大学・京都文教大学・佛教大学・龍谷大学と京都の経済界が協力して開発した地域資格制度）を取得するためのプログラム。同資格は、教養教育科目・専門教育科目によって編成されたグローバル人材基本科目を履修した後、グローバル人材開発センターが提供する課題解決型学習に参加することによって取得できる（平成 27 年度新設、資料 2-1-②-6～8）。また、平成 28 年度からは、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択されたことを

受け、グローバル人材取得プログラムに地域創生のための科目を追加した「地域創生人材育成プログラム」も開始した。(資料2-1-②-9、10) ③「和食の文化と科学プログラム」：教養教育科目・専門教育科目の中の京都の和食文化に関わる科目、及びプログラム独自科目によって構成されており、履修をポイント化してプログラム修了認定を行う(平成27年度新設、資料2-1-②-11、12)。

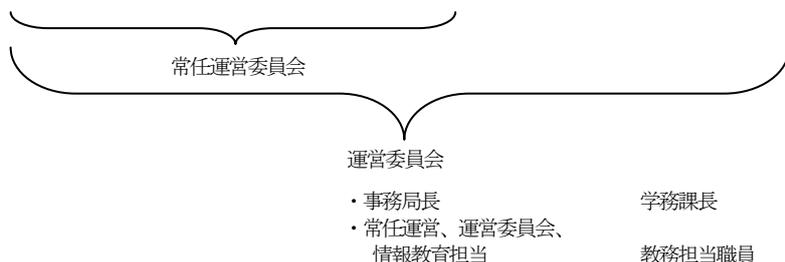
これらの科目を通じて教養教育の全学的・統一的な企画・立案を行うと共に、運営・実施の責任を負う組織として、教養教育センターを設置し、全学の教員がそれぞれの専門分野に応じて科目を担当するとともに、必要な非常勤講師も確保して、教養教育の体制を構築している。教養教育センターは、センター長が統括し、常任運営委員会、運営委員会のほか、教養教育科目の企画・実施を担当し、カリキュラムの編成や担当教員の選考を行う6つの分野別小委員会が設置されている(人員、配置は表B-1-②-1参照)。センターには事務局がおかれ、学務課長がセンター事務局長を務め、学務課教務担当3名の職員が事務を担当している(資料2-1-②-13)。

また、京都工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学の京都三大学は、平成26年度より、それぞれの教育理念を基本にしながら、3大学が共同することによって飛躍的に充実された京都三大学教養教育共同化科目を、京都北山地域の特性を活かして実施している(資料2-1-②-14)。これは、これまで3大学が連携して教育研究を充実強化するために取り組んできた単位互換制度などをより発展させたものである。共同化科目は「人間と文化」(25科目)、人間と社会(27科目)、人間と自然(22科目)、リベラルアーツ・ゼミナール(9科目)、京都学(12科目)によって構成されている(資料2-1-②-15)。なおこの共同化科目を実施運営するための組織として京都三大学教養教育研究・推進機構が設置されている(資料2-1-②-16~18)。

なお現行の教養教育カリキュラムは平成20年度に新規導入されたものであり、見直しの時期を迎えつつある。現在、教養教育センターは新しい教養教育カリキュラムの策定に向けて準備を進めており、その一環として平成27年度には「新しい教養教育のための学生ワークショップ」(平成27年11月20日開催)、教員を対象とした全学アンケート(平成28年1~2月)を実施するなど、案の作成に取り組んできた。今後、実施に向けた調整を行い、平成29年度から新カリキュラムを実施する方針である。(資料2-1-②-19)

表B-1-②-1 教養教育センターの構成(平成28年度) ※ (文)(公)(生)は、それぞれ28年度委員の所属学部

センター長	常任運営委員	分野別小委員会		
		小委員会	委員長	委員
(文)	(生) 副センター長	新入生ゼミ	(公)	(文) 1 (公) 1 (生) 2
		情報教育	(生)	(文) 1 (公) 1 (生) 6
	(文)	外国語教育	(文)	(文) 3 (公) 1 (生) 1
	(公) 副センター長	総合教育	(生)	(文) 2 (公) 1 (生) 2
	(公)	健康教育	(生)	(文) 1 (公) 1 (生) 3
		展開教育 ・主題別履修	(公)	(文) 1 (公) 1 (生) 2



- ・ 新入生ゼミ、総合教育担当 教務担当職員
- ・ 健康教育、外国語教育担当 教務担当職員
- ・ 展開教育・主題別履修担当 教務担当職員

資料 2-1-②-1	教養教育の目的 http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=1946
資料 2-1-②-2	2016 年度新入生ゼミナールマニュアル
資料 2-1-②-3	新入生ゼミナール 開講表抜粋
資料 2-1-②-4	学生便覧「キャリア育成プログラム」
資料 2-1-②-5	『京都府立大学キャリア育成プログラム』（パンフレット）
資料 2-1-②-6	学生便覧「グローバル人材資格プログラム」
資料 2-1-②-7	『京都府立大学グローバル人材資格プログラム』（パンフレット）
資料 2-1-②-8	『2015 年グローバル人材資格スタート』（パンフレット）
資料 2-1-②-9	学生便覧「地域創生人材育成プログラム」
資料 2-1-②-10	『地域創生COC+教育プログラム』（パンフレット）
資料 2-1-②-11	学生便覧「和食の文化と科学プログラム」
資料 2-1-②-12	『京都府立大学で「和食文化」を学びませんか』（パンフレット）
資料 2-1-②-13	京都府立大学教養教育センター規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/608.pdf
資料 2-1-②-14	京都工業繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学の連携に関する包括協定書
資料 2-1-②-15	平成 28 年度京都三大学教養教育共同化科目受講案内
資料 2-1-②-16	京都三大学教養教育研究・推進機構等の設置及び運営に関する規約
資料 2-1-②-17	京都三大学教養教育研究・推進機構平成 27 年度第 1～8 回運営委員会概要
資料 2-1-②-18	『時代が求める新たな教養教育——平成 27 年度報告書』京都三大学教養教育研究・推進機構
資料 2-1-②-19	新教養教育カリキュラム案について（考え方と論点）2016 年 3 月 11 日 教養教育センター長

【分析結果とその根拠理由】

以上により、教養教育センターによる運営体制の下で、教養教育全体の運営、各教養教育科目の運営に即した人員が配置され、教養教育を進める体制が有効に機能していると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、「京都府における知の拠点として、広く人文・社会・自然の諸分野にわたる学術の理論及び応用を教授研究し、世界水準の優れた研究者を養成するとともに、また高度の専門性をもつ職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、その成果を健康と福祉の向上、産業の振興、文化の継承発展、国際社会の調和ある発展に活かすこと」（大学院学則 第 1 条）を目的として、文学研究科（国文学中国文学専攻、英語英米文学専攻、史学専攻）、公共政策学研究科（公共政策学専攻、福祉社会学専攻）、生命環境科学研究科（応用生命科

学専攻、環境科学専攻)の3つの研究科を設置している。この構成は、京都府立大学院学則第4～8条に対応している(表B-1-③-1～2、資料2-1-③-1)。なお、生命環境科学研究科の遺伝子工学研究室、細胞工学研究室は研究科に属すると同時に、京都府農林水産技術センター生物資源研究センター基礎研究部の研究室でもあり、教員は同センターの研究員を兼任している。このシステムは京都府にしかないユニークなシステムであり、公立農業試験研究機関と大学が密接に連携した、新しい形の研究体制を目指しており、院生もこのシステムの中で高度で実際的な研究指導を受けることができる。

表B-1-③-1 (大学院学則第8条 入学定員及び収容定員)

研究科名	専攻名	博 士				収容 総定員
		前期課程		後期課程		
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
文学研究科	国文学中国文学専攻	5	10	2	6	16
	英語英米文学専攻	5	10	2	6	16
	史学専攻	8	16	3	9	25
	計	18	36	7	21	57
公共政策学研究科	公共政策学専攻	6	12	2	6	18
	福祉社会学専攻	6	12	2	6	18
	計	12	24	4	12	36
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	50	100	10	30	130
	環境科学専攻	35	70	5	15	85
	計	85	170	15	45	215
合 計		115	230	26	78	308

表B-1-③-2 (大学院学則第6条 専攻の目的)

研 究 科	専 攻	目 的
文学研究科	国文学中国文学専攻	日本語学・日本文学・中国文学の各分野について独創的な研究を行うとともに、三分野を関連づけた学際的な研究をも推進できる研究者及び専門的能力を有する高度な職業人を養成する。
	英語英米文学専攻	英文学・アメリカ文学・英語学において、国際的な視野、優れた研究能力及び高度な英語運用能力を有する研究者並びに専門的能力を有する高度な職業人を養成する。

	史学専攻	日本・アジア・ヨーロッパに関する史資料を深く分析し、新たな視座を提示しつつ、国際的な視野から歴史の諸事象を考察する研究者及び専門的能力を有する高度な職業人を養成する。
公共政策学研究科	公共政策学専攻	福祉社会を創造するため、地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与しうる専門的能力を有する研究者並びに高度な職業人を養成する。
	福祉社会学専攻	福祉社会を創造するため、地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与しうる専門的能力を有する研究者並びに高度な職業人を養成する。
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	農学、生命科学、食保健学、物質科学に関する学際的かつ専門的な教育研究を通じて、高度な専門的能力を有する研究者並びに社会における実践能力及び指導力を有する高度な職業人を養成する。
	環境科学専攻	人と自然とが持続的に共生するためのあり方を探求するため、人の生活環境から自然生態系にいたる環境を対象とした教育研究を通じて、森林科学、生活環境科学、環境数理情報学の専門的・学際的能力を有する研究者及び高度な職業人を養成する。

資料 2-1-③-1 京都府立大学大学院学則

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/502.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

以上により、本学の研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的（各専攻の目的）を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、附属施設として、附属図書館、生命環境学部附属農場及び同演習林、地域連携センター、教養教育センター、京都政策研究センター、京都和食文化研究センター、教職センターが設置されている（教養教育センターについては観点 2-1-②の項に既述）。

図書館には、教員（副学長）が兼任する館長、事務長、専任・嘱託の職員からなる管理・事務体制をもち、あわせて各学部・研究科から選出された教授を含む教員によって構成される図書館運営委員会、及び府立大学の学術刊行物である『京都府立大学学術報告』（人文、公共政策、生命環境学の3種類）を編集・発行する学術報告委員会が設置されている（資料 2-1-⑤-1～3）。

農場は、農場長を含む生命環境学研究科・学部担当教員、事務・技術職員が、その運営にあっている。そして農場の運営を円滑に行うため、農場長、農場長が指名する主任等で構成される農場運営協議会が置かれている（資料 2-1-⑤-4）。

演習林は、演習林長を含む生命環境研究科教員、事務・技術職員が、大野、大枝、久多、鷹ヶ峰、日吉、及び梅ヶ畑の演習林の業務にあっている。そして演習林の運営を円滑に行うため、演習林長及び生命環境科学研究科教員から構成される演習林運営協議会が設置されている（資料 2-1-⑤-5）。農場や演習林の生産物は、京都府公立大学法人の会計規則に則って処理されている。

地域連携センターは、京都府立大学の地域連携及び産学連携の総合窓口として、地域住民、NPO、行政、企業等との連携を深め、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的として設置されている。センターには、センター長1名、副センター長2名と各学部から選出された連携コーディネーターが置かれ、担当事務局職員と専任の嘱託職員による事務体制をもち、事業の推進にあっている（資料 2-1-⑤-6）。その事業は、規程第3条に掲げられているように、地域社会の諸活動に対する専門的な支援や地域課題に係る調査研究の調整・受け入れ、民間等との共同・受託研究の調整・受け入れ、生涯学習事業の企画・立案・実施、地域・産学公連携に関する情報の収集・発信などである。センター長は教育研究評議会のメンバーに位置づけられ、センター事業の全学的な周知・展開を図っている。平成27年度の地域連携センターの事業の主なものは、表B-1-⑤-1-1-1に示すような内容で、地域貢献、産業界、府・府内市町村との連携の分野で、新たな企画や事業展開を図っている。

京都政策研究センターは、長年京都府から要望のあった政策研究のシンクタンクとして平成21年9月、新たな全学組織として設立された。センターにはセンター長、公共政策学部長、文学部・公共政策学部・生命環境化学研究科から選出された教員によって構成される企画会議を置き、センターの所掌事業についての企画・協議・調整を行う（資料 2-1-⑤-7）。その事業は、規程第2条に掲げられているように、京都府政の重要課題に係る政策研究、地方公共団体等との共同研究及び受託研究等、行政職員等の政策立案能力等の向上、政策研究の成果の府民等への還元、などである。具体的な事業内容については「平成27年度事業報告書」を参照されたい（資料 2-1-⑤-8）。

京都和食文化研究センターは、和食文化を担う人材の育成、和食文化に関する研究の推進及び研究成果の府民への還元等を行うことにより、和食文化の保護、継承及び発展に寄与することを目的として、平成26年10月、新たな全学組織として設置された。センターは正副センター長、文学部長、公共政策学部長、生命環境科学研究科長、並びに文学部・公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された教員によって構成される（資料 2-

1-⑤-9)。平成27年度の事業内容については、京都和食文化研究センター「平成27年度事業報告書」を参照されたい(資料2-1-⑤-10)。

教職センターは、従来の教育職員養成課程運営協議会を発展的に解消し、教育職員養成課程の運営について全学的な組織指導体制や機能の一層の充実・強化を図るため、平成28年度、新たに設置された。センターは、教務部長(=センター長)、教職に関する科目専任教員4名、教職課程を設置する各学科の専任教員1名、相談業務に携わる嘱託職員1名によって構成する。センターには、教職センター会議、教職企画委員会、教職専門部会、教科専門部会、教職相談・支援室を置き、教職専門部会長及び教科専門部会長を副センター長とする。(表B-1-⑤-2 教職センター構成表)。センターの所掌事項は、以下の通りである。(1)教職課程の編成方針及び授業計画に関する事項、(2)教職に関する科目等の授業実施計画に関する事項、(3)教科に関する科目等の授業実施計画に関する事項、(4)教育実習・栄養教育実習・教職実践演習の実施計画並びに実習生の選考及び指導に関する事項、(5)教職課程履修者の相談支援、教員採用試験受験者に対する指導・支援に関する事項(教職相談・支援室において教職課程の履修や教育実習にあたってきめ細かなアドバイスをを行う)、(6)教職課程に係るFD活動及び自己点検・評価活動に関する事項、(7)教職課程の予算に関する事項、(8)教職課程の教育研究資料、設備及び備品等の整備に関する事項、(9)教職課程に関係する学外の機関及び組織等との連絡、調整及び協議等に関する事項、(10)教員免許状更新講習に関する事項、(11)その他教職課程について全学的に協議を必要とする事項(資料2-1-⑤-11)。

今後更にセンター化などの体制強化が必要と思われる分野に、国際交流がある。国際交流に関しては、平成20年度から新たに委員会組織が立ち上げられ、嘱託職員を配置するなど、一定の体制強化が図られたが、留学生のさらなる受け入れや国際学術交流の強化が求められている。25年度に国際化検討委員会のもとで「京都府立大学国際化推進行動計画」を策定、27年度にはこれを改訂した(資料2-1-⑤-12)。現在はこの行動計画にもとづき、国際センター(仮称)の設置、組織体制の見直し、取組拡充のための専任教職員・財源の確保等、諸課題の解決に向けて取り組んでいるところである。

表B-1-⑤-1 平成27年度地域連携センター事業一覧

	期日	事業名	事業内容
1	5月	地域貢献型特別研究(ACTR)の選定・実施	地域の課題に取り組む活動を支援するため、本学教員を中心とする研究プロジェクトチームが調査・研究を実施。 28年度採択件数:23件(2,800万円)
2	8月	イノベーションジャパン2015—大学見本市—に出展	「科学で拓く国産漆の未来」 (生命環境科学研究科椎名教授/(地独)京都市産業技術研究所、(NPO)丹波漆との共同研究)
3	9月	連携協力包括協定市町等と京都府立大学との懇談会	連携協力包括協定市町等が一堂に会し、大学・市町の各立場から見た連携活動についてそれぞれ発表、意見交換を実施した。
4	10月	中信ビジネスフェア2015「第27回大商談会」に出展	ブース出展 (京都府立大学、地域連携センター等の紹介)

5	12月	国際京都学シンポジウム「ジャポニスムの京都―世界を魅了した明治の工芸」を開催	基調講演「明治の工芸に魅せられて」や本学研究成果の報告、トークセッションを実施した。
6	1月	公開シンポジウム「京都における自然史研究ならびに環境保全研究の現状と課題 ～自然史系博物館機能の必要性～」を開催	基調講演「地域の生物多様性保全に必要な「センター」機能」、「京都府の生物多様性思索の取組と課題」や本学の取組みの報告、パネルディスカッションを実施した。
7	2月	京都産学公連携フォーラム2016の実施・出展	京都の大学、自治体、商工会議所等 13 団体が連携して主催。シーズ発表、基調講演、パネル展示を実施。本学からも展示ブースを出展。
<p>これらの他に、大学を会場とした公開講座（春秋各2回の「桜楓講座」、各学部主催の講座、中学・高校生との交流事業、リカレント学習講座（京都和食文化研究センター主催「和食の文化と科学」10月～2月 計5回）、本学教員が市町村等の求めに応じて講演に出向く「地域文化セミナー」（11講座）、農場・演習林を解放した体験学習「ユークルチャーデー」（7月、8月 計2回）、「演習林野外セミナー」（7月、10月 計2回）等を実施。</p>			

表B-1-⑤-2 教職センター構成表

センター長	教職センター会議	下部組織		
		組織名称	部会長	委員
1名	教務部長 1名	教職企画委員会	1名 (委員からセンター長が指名)	センター長 1名 教職専門部会長 1名 教科専門部会長 1名
	教職に関する科目専任教員 4名	教職専門部会		教職に関する科目専任教員 4名
	教職課程を設置する各学科の専任教員 1名	教科専門部会	1名 (委員からセンター長が指名)	教職課程を設置する各学科の専任教員 11名
		教職相談・支援室	1名 (委員からセンター長が指名)	室長 1名 副室長 1名 (センター長が副センター長の中から指名)

※教職専門部会及び教科専門部会の部会長が副センター長。

資料2-1-⑤-1	京都府立大学附属図書館規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/607.pdf
資料2-1-⑤-2	京都府立大学附属図書館運営委員会規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/628.pdf
資料2-1-⑤-3	京都府立大学学術報告委員会規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/629.pdf
資料2-1-⑤-4	京都府立大学生命環境学部附属農場運営規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/610.pdf
資料2-1-⑤-5	京都府立大学生命環境学部附属演習林運営規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/611.pdf

資料 2-1-⑤-6	京都府立大学地域連携センター規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/609.pdf
資料 2-1-⑤-7	京都政策研究センター規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/669.pdf
資料 2-1-⑤-8	京都政策研究センター「平成 27 年度事業報告書」
資料 2-1-⑤-9	京都和食文化研究センター規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/679.pdf
資料 2-1-⑤-10	京都和食文化研究センター「平成 27 年度事業報告書」
資料 2-1-⑤-11	京都府立大学教職センター規程
資料 2-1-⑤-12	京都府立大学国際化推進行動計画（平成 27 年 7 月）

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、各附属施設、センターは、学生教育・支援、研究支援、地域社会連携などに幅広く貢献できる構成となっている。京都政策研究センター、京都和食文化研究センターの設置にも見られるように、本学の附属施設・センター等は、社会的ニーズにも誠実に対応しながら、教育研究の目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

- 観点 2-2-①：** 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究活動に関する重要事項を審議する機関として、全学には教育研究評議会、学部（研究科）ごとに教授会（研究科会議）をおいている（資料 2-2-①-1～5）。教育研究評議会は月 1 回、教授会は月 2 回定期的に開催されている。教育研究評議会は、学長、副学長、学部長・生命環境科学研究科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、文学部・公共政策学部から選出された各 1 名の教授及び生命環境科学研究科から選出された 2 名の教授、教養教育・地域連携・情報・広報・自己評価・国際交流等に係る業務をそれぞれ総括する者として、学長が指名する者、本学の職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が指名する者、事務局長によって構成されている。

教育研究評議会における審議事項は、議事録（大学HIPにて「教育研究評議会記事」として主要事項を公開）に見られるように、学則に定められている議題、(1) 中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項のうち、本学の教育研究に関するもの、(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本学の教育研究に関するもの、(3) 学則及びその他の教育研究に係る重要な規程等の制定及び改廃に関する事項、(4) 教員の人事の基準及び方針に関する事項、(5) 本学の予算に関する事項、(6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項、(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、(8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、(10) その他本学の教育研究に関する重要事項について、審議している（資料 2-2-①-6）。

教授会（研究科会議）においては、規程に定められているように、(1) 学部に関する規程等の制定及び改廃、

(2) 学部長及び教育研究評議会委員の選出、(3) 学部教員の選考、(4) 学部予算、(5) 学部における教育課程の編成及び授業科目等、(6) 学部学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業等、(7) その他学部の運営などが審議されている(資料2-2-①-7~12)。

本学における教務関係の委員会としては、教育基本方針の立案、教育課程の運営・実施など、本学の教務に関する事項全般を所管する教務部委員会が設置されている(資料2-2-①-13)。同委員会は、教務部長、教養教育センター長、教職センター副センター長2名、各学部各学科及び大学院研究科各専攻から選出された各1名の教員、学務課長によって構成されている。

教務部委員会には、本学の教育課程、教育プログラムなどの企画・立案、運営に関する全学的事項を協議し、必要な提案を行うための企画委員会、及び(1) FD部会(本学の教育機能・教育方法の開発・高度化に関する事項を協議・処理)、(2) 人権教育部会(人権教育の基本方針、カリキュラムの企画・運営に関する事項を協議・処理)、(3) 教育課程運営部会(時間割編成・教室配当、学生便覧作成・履修ガイダンスなど、教育の実施運営に関する事項を協議・処理)の3部会が置かれている(表B-2-②-1)。

平成27年度、教務部委員会は4回、同企画委員会は3回開催された。また教務部委員会3部会のうち、FD部会は1回開催、平成27年9月24日には「自己評価活動と教育の質保証」をテーマとして第16回全学FD研究集会を開催し、教育の内部質保証の課題を共有するとともに、成績評価の取り組み、卒業生からみた府大の教育などの報告があり、討論が行われた。人権教育部会は2回開催され、教養教育科目「人権論Ⅰ」(人権に関する法理念・制度、歴史、思想)、「人権論Ⅱ」(文化、社会、自然科学と人権)のカリキュラムの企画や運営等を協議した(資料2-2-①-14~17)。教育課程運営部会は4回開催され、学年暦の策定等につき協議した(教育課程運営部会の構成は教務部委員会と同じ、開催記録は資料2-2-①-14と同じ)。

教職課程の授業計画・実施、教育実習の計画・実施等、教育職員養成課程の運営にあたる全学組織として、教職センターがある。これは従来の教育職員養成課程運営協議会を改編し、全学的な組織指導体制や機能の一層の充実・強化を図るため、平成28年度、新たに設置されたものである(構成、所掌事項に関しては観点2-2-①の既述)。

なお平成27年、新たに教育評価・開発推進室を設置した。これは本学における教育の内部的な質保証に資するため、教育の評価とそれにもとづく改善の一体的な検討を行い、全学的な情報と課題の共有、取組の推進体制の強化を図ることを目的とするものであり、教務部FD部会、学部等自己評価委員会、教養教育センターから選出された者を常任の基幹メンバーとする(資料2-2-①-18)。

表B-2-①-1 教務部委員会部会構成(平成28年度)

委員選出区分		企画委員会	部会構成		
			FD部会	教育評価・開発 推進室 基幹 メンバー	人権教育 部会
教務部長		◎(委員長)		◎(室長)	◎(部会長)
教養教育センター	センター長	○			○
教職センター	副センター長	○			○
	副センター長			○	○
文学部	日本・中国文学科		○		○
	欧米言語文化学科		○		○

学部		歴史学科		○	○		○	
	公共政策学部	公共政策学科	○				○	
		福祉社会学科					○	○
	生命環境学部	生命分子化学科	○	◎(委員長)				○
		農学生命科学科			○			○
		食保健学科			○	○		○
		環境・情報科学科					○	○
		環境デザイン学科			○	○		○
	森林科学科					○	○	
大学院	文学研究科	国文学中国文学専攻	○			◎(部会長)	○	
		英語英米文学専攻	○				○	
		史学専攻			○			○
	公共政策学 研究科	公共政策学専攻			○	○		○
		福祉社会学専攻			○			○
	生命環境科学 研究科	応用生命科学専攻	○					○
		環境科学専攻	○					○
教務部 (学務課長)			○	○		○	○	
構成人数			10	11	5	6	23	

幹事 教務担当職員
 F D部会担当 教務担当職員
 人権教育部会担当 教務担当職員

◆ 部会構成の考え方

- 1 教育課程運営部会には、委員全員が所属する。
- 2 平成22年1月26日教務部委員会F D部会構成に関する申し合わせにより、学部・研究科別の構成は、文学部4、公共政策学部2、生命環境科学研究科4とする。

- 資料2-2-①-1 京都府立大学教育研究評議会運営規程
<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/602.pdf>
- 資料2-2-①-2 京都府立大学教授会規程
<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/603.pdf>
- 資料2-2-①-3 京都府立大学文学部教授会議事運営内規
- 資料2-2-①-4 京都府立大学公共政策学部教授会議事運営内規
- 資料2-2-①-5 京都府立大学生命環境学部教授会議事運営内規
- 資料2-2-①-6 教育研究評議会記事
http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=4878
- 資料2-2-①-7 文学部教員会議議事録
- 資料2-2-①-8 文学研究科会議議事録

資料 2-2-①-9	公共政策学部教員会議議事録
資料 2-2-①-10	公共政策学研究所会議議事録
資料 2-2-①-11	生命環境学部教員会議議事録
資料 2-2-①-12	生命環境学研究所会議議事録
資料 2-2-①-13	京都府立大学教務部委員会規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/618.pdf
資料 2-2-①-14	京都府立大学教務部委員会第 1～3 回次第・概要（平成 27 年度）
資料 2-2-①-15	京都府立大学教務部委員会企画委員会第 1～4 回次第・概要（平成 27 年度）
資料 2-2-①-16	京都府立大学教務部委員会 F D 部会第 1 回次第・議事録（平成 27 年度）
資料 2-2-①-17	京都府立大学教務部委員会人権教育部会第 1～2 回次第（平成 27 年度）
資料 2-2-①-18	教育評価・開発推進室設置要綱

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、教育研究評議会・教授会において、教育研究に関わる重要事項の審議を、学則に則って行い、教育課程や学生生活にかかわる全学委員会、学部内委員会等からの提案も受けて、必要な活動が適切に行われている。また本学における教務関係の委員会の主な構成・活動は上記のような内容であり、それぞれの委員会・部会の機能が有効に発揮されており、教育課程運営に係る委員会等が適切に機能していると判断される。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成 20 年度に導入された新たな教養教育のカリキュラムは完成年度を経て、順調に定着している。また「和食の文化と科学プログラム」「グローバル人材育成プログラム」「地域創生人材育成プログラム」を新たに導入するなど、教養教育センター他、対応する全学組織のもと、不断にカリキュラムの改善を行っている。平成 26 年度からは京都三大学教養教育共同化科目が導入され、学生にとっての履修科目が飛躍的に増大した。これは、大学間連携によって教育研究の一層の充実強化をはかるべく、従来の 3 大学間の単位互換制度をより発展させたものであり、「時代が求める新たな教養教育の京都三大学共同（モデル）推進事業」（平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業〔地域連携〕に採択）の取り組みを通して実現に至ったものである。

京都政策研究センターは、長年京都府から要望のあった政策研究のシンクタンクとして平成 21 年 9 月に設立された。また京都和食文化研究センターは、和食のユネスコ無形文化遺産登録（平成 25 年 12 月）を契機とし、平成 26 年 10 月に設置された。本学はこれまでも、地域連携センターを中心に、教育研究の両面において地域との連携、産学連携を追求してきたが、京都府立の大学として、京都府域の新たな課題やニーズに柔軟に即応する体制を更に整えつつある。

このように、教育課程の編成、大学の組織運営の両面において、地域との連携を深め、かつ地域や時代のニーズに柔軟に即応しながら、常に積極的に新たな展開を図っている点が、本学の教育研究実施体制の優れた点として評価できる。

【改善を要する点】

特になし。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

教員組織編成のための基本方針は学則に定めている(表C-1-①-1)。原則として学科を基本単位とする中～大講座制とし、適切かつ柔軟な教員配置が可能となっている。なお、生命環境科学研究科は大学院の部局化を行っており、教員は大学院研究科の専攻に所属し、学部も担当している。文学研究科・公共政策研究科は学部を教員の所属部局としそれぞれに対応する形で編成されている(表C-1-①-2)。

学長のほか、副学長、学部長、生命環境科学研究科長等の管理職を置き、学部・研究科には、教授、准教授、講師、助教および助手からなる教員を配置し(表C-1-①-3)、各学科(専攻)においては主任を定め、教育研究に係る責任の所在を明確にしている。また、教員組織の組織的な連携体制を確保するため、大学全体の教育方針およびそれに基づく取り組み・行事等については企画・推進会議(毎週開催)(資料3-1-①-1)および部局長会議(月2回開催)(資料3-1-①-2)で討議し情報・課題の共有を図ると共に、教育研究評議会(毎月開催)(資料3-1-①-3)で審議・決定している。各学部・研究科では、教員会議(教授会)(月2回開催)、学科主任会議(随時開催)、学科会議(随時開催)により、単位組織内の情報・課題の共有を図るとともに、大学全体の方針・取り組みについても教員の意見を集約するなど、教員間の組織的な連携体制を確保している。学長の決定権限を明確にし、リーダーシップが発揮しやすい大学運営を可能にするため、ガバナンス改革の視点から平成27年4月に学校教育法改正に伴う学則等の改正を行った。(表C-1-①-4)。

表C-1-①-1 教員組織編成のための基本方針(京都府立大学則より抜粋)

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/501.pdf>)

(学部、学科組織及び定員)		
第4条 本学に次の学部を置く。		
(1) 文学部		
(2) 公共政策学部		
(3) 生命環境学部		
2 学部に置く学科並びにその入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。		
(講座)		
第7条 本学に別表第2に掲げる講座を置く。		
別表第2		
学 部	学 科	講 座
文 学 部	日本・中国文学科	日本・中国文学講座
	欧米言語文化学科	欧米言語文化講座
	歴史学科	歴史学講座
公共政策学部	公共政策学科	公共政策学講座
	福祉社会学科	福祉・社会学講座

			教育・心理学講座
生命環境学部	食保健学科		食保健学講座
	環境デザイン学科		環境デザイン学講座
	環境・情報科学科		環境・情報科学講座
	農学生命科学科		植物生産科学講座
			生物機能科学講座
	森林科学科		森林科学講座
生命分子化学科		生命分子化学講座	

表C-1-①-2 大学院の教員組織編成（京都府立大学大学院学則より）

(研究科)

第4条 本学大学院に次の研究科を置く。

(1) 文学研究科

(2) 公共政策学研究科

(3) 生命環境科学研究科

2 研究科の規程は、別に定める。

(専攻)

第5条 研究科に置く専攻及び各専攻の課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
文学研究科	国文学中国文学専攻	博士課程
	英語英米文学専攻	
	史学専攻	
公共政策学研究科	公共政策学専攻	博士課程
	福祉社会学専攻	
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	博士課程
	環境科学専攻	

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/502.pdf>)

表C-1-①-3 大学の職員・各組織の長（京都府立大学則より抜粋）

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/501.pdf>)

(職員)

第13条 本学に次の職員を置く。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 教授、准教授、講師、助教及び助手

(4) 事務職員及び技術職員

(5) その他必要な職員（各組織の長）

(各組織の長)

第14条 本学に学長のほか、学部長、生命環境科学研究科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、教養教育センター長、地域連携センター長、京都政策研究センター長、京都和食文化研究センター長及び事務局長を置く。

2 生命環境学部の附属農場及び附属演習林に、それぞれ農場長及び演習林長を置く。

3 前2項に規定する者（事務局長を除く。）の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

表C-1-①-4 学長によるガバナンス強化（京都府立大学則より抜粋）

(<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/501.pdf>)

（教授会）

第19条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部の教授（生命環境学部にあつては、生命環境科学研究科の教授で生命環境学部の担当を命ぜられたもの）をもって組織する。ただし、准教授及びその他の職員を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部学生の入学、卒業等に関する事項

(2) 学士の学位に関する事項

(3) 学部教員の選考に関する事項

(4) 学部学生の懲戒に関する事項

(5) 学部長及び教育研究評議会委員の選考に関する事項（生命環境学部教授会を除く）

(6) 学部における教育課程の編成に関する事項

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

(1) 学部に関する規程等の制定及び改廃に関する事項

(2) 学部予算に関する事項

(3) 学部学生の退学、転学、留学、休学に関する事項（前項第4号の場合を除く）

(4) その他学部の運営に関する事項

5 教授会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

資料3-1-①-1 京都府立大学企画・推進会議規程 <http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/684.pdf>

資料3-1-①-2 京都府立大学部局長会議規程 <http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/683.pdf>

資料3-1-①-3 京都府立大学教育研究評議会運営規程

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/602.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編成のための基本方針を学則に定めており、講座制に基づいて教育研究を遂行する上での教員の適切な配置を行っている。中～大講座制とすることにより、学科の教育目標を達成するために、適切な教員を配置することが、より柔軟に対応できるようになった。

また、教育研究評議会、企画・推進会議、部局長会議、各学部・研究科教員会議（教授会）、学科主任会議、学科会議を開催し、教員組織の連携体制が有効に確保されている。さらに、学長のリーダーシップのもとでの戦略的な大学運営を可能にするためのガバナンス体制の構築がなされている。

以上のことから、教員組織編成のための基本方針を有しており、本方針に基づき教員組織の編成を適正に実施していると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教

育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

各学部の学生収容定員、配置教員数、教員一人当たりの学生数は、表C-1-②-1のとおりである。収容定員ベースでの教員一人当たりの学生数は、文学部12.4人、公共政策学部17.2人、生命環境学部9.6人であり、教育課程を遂行するために必要な教員を確保できている。また、現況票に示すとおり、学部・学科の専任教員数は大学設置基準第13条で定められた定員数を満たしている。また、専任教員で開講できない科目に対して、非常勤講師を雇用している。平成28年度における全開講科目数1,134のうち専任教員が担当する授業科目数は502で、その比率は55.7%であり、ほとんどの主要科目は専任教員が担当している（資料3-1-②-1、2）。

表C-1-②-1 各学部の学生収容定員・配置教員数など

学部	学生収容定員	配置教員数	教員一人あたりの学生数
文学部	421人	34人	12.4人
公共政策学部	412人	24人	17.2人
生命環境学部	850人	89人	9.6人
合計	1,683人	147人	11.4人

注：収容定員は、学則に規定する人数

資料3-1-②-1 専門教育科目担当教員一覧表（専任、非常勤の区別）

資料3-1-②-2 教養教育科目担当教員一覧表（専任、非常勤の区別）

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第13条に定められた定員数を満たしている。また、学部の収容定員ベースでの教員一人当たりの学生数は、9.6～17.2人であり、専任教員の他に非常勤講師を雇用しており、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。また、ほとんどの主要科目は専任教員が担当しており、必要な専任教員を十分に確保している。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員は、現況票のとおり配置されており、また大学院設置基準第9条に定められた必要な研究指導専任教員数に照らして、大学院課程において必要な研究指導専任教員及び研究指導補助教員が十分確保されている。なお、大学院科目の教員一覧表は資料3-1-③-1のとおりである。

資料3-1-③-1 大学院科目担当教員一覧表（専任、非常勤の区別）

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が十分確保されており、大学院設置基準第9条を満たしている。

観点3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、教員組織の活動をより活性化するために、教員人事において年齢構成のバランスへの配慮を行い、また新規採用については原則公募とし、必要に応じて外国人教員を確保するなどの措置を講じてきた。

教員の年齢構成及び性別の状況を表C-1-④-1に示す。年齢構成は、30代から60代まで、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、バランスのとれた構成がとられている。女性教員の割合は、大学全体で20.4%であり、すべての学部・研究科で女性教員が採用されている。また、外国人の専任教員も2名採用されている。

公募制による採用実績は、表C-1-④-2に示すとおりである。「京都府立大学教員選考規程」第2条3項では、「教員の採用の選考は、公募によることを原則とする」として、すべての採用人事において「原則公募」によるものと定めた。

さらに本学では、専任教員以外に特任教員規程（資料3-1-④-1）、客員教員規程（資料3-1-④-2）を設けて、プロジェクト研究への参画や、著名人の講義を行うなど、学外の人材の教育研究への登用を図っている（資料3-1-④-3）。

研究面では、大学の目的に明記した京都府立の公立大学として京都府における知の拠点として諸分野にわたる真理を探究し、その成果を諸方面に活かすとの目標を達成すべく、地域貢献型特別研究として、毎年30数課題の京都府に関わる地域研究・調査研究に取り組み、その際学外を含めた学部横断的な研究グループが組織されることで、教員組織の活性化につながっている（表C-1-④-3）。なお、長期研究専念制度を設けて、海外研修や国内長期研修などを通じて、研究活動面でも活性化を図っている。

表C-1-④-1 教員年齢構成及び性別の状況（平成28年度分）

職名	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	合計
教授	25	26	10	0	0	61
准教授	0	18	32	7	0	57
講師	0	2	10	6	0	18
助教	0	2	5	4	0	11
合計	25	48	57	17	0	147

教員の性別構成

	男	女	合計
教授	52	9	61
准教授	43	14	57
講師	13	5	18
助教	9	2	11
合計	117	30	147

表C-1-④-2 公募制による教員採用実績

採用年度	文学部	公共政策学部	生命環境科学研究科
平成24年度	准教授1、講師2	准教授1、講師2	教授1、准教授2、講師1
平成25年度	准教授1、講師1		
平成26年度			准教授3
平成27年度	講師1	准教授3、講師1	教授1、准教授3
平成28年度	准教授1	准教授1	准教授1

表C-1-④-3 京都府立大学地域貢献型特別研究における学部横断的な研究グループ

(平成27年度採択一覧から抜粋)

研究課題	研究組織
丹後宮津を中心とした歴史文化遺産のデジタル計測とその活用	研究代表者：文学部教員1 研究分担者：文学部教員3 生命環境科学研究科教員1 研究協力者：行政職員1
府下の男女共同参画に関わるステークホルダー（行政・経済団体・NPO・大学）等のパートナーシップのあり方の調査	研究代表者：公共政策学部教員1 研究分担者：文学部教授1、公共政策学部教員2 男女共同参画推進室職員2 京都政策研究センター職員2 他大学教員1、NPO職員1 研究協力者：行政職員2
地域の絆づくりのための地域資源発掘・整理と、町民ワークショップによる学ぶ場の創出	研究代表者：公共政策学部教員1 研究分担者：公共政策学部教員2 京都政策研究センター職員2 研究協力者：行政職員1
舞鶴市における今後の地域コミュニティのあり方に関する調査・研究～市民サービスとしての廃棄物施策の見直しを通して～	研究代表者：公共政策学部教員1 研究分担者：公共政策学部教員1 京都政策研究センター職員2 生命環境科学研究科教員1 研究協力者：行政職員1
大山崎町における歴史遺産を認識・評価し、それを観光振興、商業振興にどう生かし、全体としていかに町の活性化につなげていくかの方策を提案する	研究代表者：公共政策学部教員1 研究分担者：公共政策学部教員1、 京都政策研究センター職員2
赤れんが倉庫群と周辺地域をつなぐエコミュージアム構想の研究	研究代表者：公共政策学部教員1 研究協力者：公共政策学部教員1 生命環境科学研究科教員1 行政職員等5

和食の文化と科学に関する研究 －歴史的背景を踏まえた現代社会における 精進料理の意義の探究と普及－	研究代表者：生命環境科学研究科教員 1 研究分担者：京都和食文化研究センター職員 4 研究協力者：食関係団体等 8
---	---

資料3-1-④-1 京都府立大学特任教員規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/659.pdf
資料3-1-④-2 京都府立大学客員教員規程 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/660.pdf
資料3-1-④-3 平成27年度特任教員、客員教員採用実績

【分析結果とその根拠理由】

教員採用人事においては、年齢構成のバランスのとれた構成への配慮を行っており、採用人事では原則公募制を採用するなど、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。また、研究面では、京都府における知の拠点としての役割を果たすべく、地域貢献型特別研究を実施し、教員の研究活動の活性化につながっている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用、昇格に当たっての基準等は京都府立大学教員選考規程第3条～第8条に明確に定められている(表C-2-①-1)。その運用については、各学部・研究科の教員選考内規で定められており、教員選考委員会を設置して当該学科・専攻の選考基準に照らして選考が実施されている(資料3-2-①-1～3)。

学士課程における教育上の指導能力については、その履歴、経験年数及び教育業績を参考に審査している。また、大学院における教育研究上の指導能力については、専門分野、職位別に必要論文数等の基準を定めて、それに基づき審査している(資料3-2-①-4～6)。

非常勤講師の採用については、非常勤講師規程(資料3-2-①-7)に基づき各学部・研究科教授会及び教養教育センター運営委員会で審議、承認している。

表C-2-①-1 京都府立大学教員選考規程より抜粋 (<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/658.pdf>)

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員採用等規程第5条第3項の規定に基づき、京都府立大学(以下「本学」という。)の教員の採用及び昇任に係る選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>(採用の選考の教育研究評議会への申出等)</p> <p>第2条 学部、生命環境科学研究科及び学長が特に認める選考主体の長(以下「選考主体の長」という。)は、教員の採用の選考を行おうとするときは、あらかじめ学長に理由を付して申し出なければならない。</p> <p>2 学長は、前項の申し出を受けたとき又は教員採用について自ら発議するときは、教育研究評議会に申し出なければならない。</p> <p>3 教育研究評議会は、学長の申し出について意見を述べることができる。</p> <p>4 学長は、選考の必要を認めるときは、教育研究評議会の審議を経て、選考主体の長に選考を命ずる。</p>
--

5 教員の採用の選考は、公募によることを原則とする。

(選考の方法)

第3条 教員の選考は、次条から第8条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、研究業績、大学及び学会並びに社会における活動、健康状態等が本学の教員として適すると認められるものの中から、教授会がその候補者を選考する。

2 前項の候補者の選考があったときは、選考主体の長は、学長に当該候補者を推薦するものとする。

3 学長は、前項の候補者について、可と決定した場合は、理事長に申し出るものとする。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者

(3) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において助教又はこれに準じる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第9条 この規程に定めるもののほか、本学の教員の採用及び昇任の基準及び方針に関して必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て学長が定める。

資料3-2-①-1 文学部教員選考内規
 資料3-2-①-2 公共政策学部教員選考内規
 資料3-2-①-3 生命環境科学研究科教員選考内規
 資料3-2-①-4 文学研究科指導及び担当教員選考手続内規
 資料3-2-①-5 公共政策学研究科修士課程の授業担当者の審査基準
 資料3-2-①-6 生命環境科学研究科大学院指導資格審査要領
 資料3-2-①-7 京都府立大学非常勤講師規程
<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/664.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇任基準等については、学部・研究科ごとに、教育上の指導能力、研究指導能力の審査基準が適切に定められており、これに照らした評価に基づき採用や昇任が行われており、基準を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、教員活動評価（表C-2-②-1）により実施している。本評価は、各教員の活動計画に基づき、教育、研究、管理運営、地域貢献、その他の項目について定期的な自己評価による活動報告を行い、各学部長・研究科長と学長がそれらに対する評価をおこなうものである。その結果を給与に反映することによって、大学全体の教育及び研究能力を向上させ、教員の意欲を高める一助として役立てている。

教員の教育活動に関する定期的な評価については、教員活動評価と学生による授業評価アンケート（表C-2-②-2）により実施している。授業評価アンケートは、全教員の主要科目の授業について実施している。アンケート結果は、教務部委員会FD部会の責任で報告書にまとめ、学生の授業評価を踏まえての授業改善の具体策を、各学部・学科・専攻ごとに整理して公表している（資料3-2-②-1）。授業改善の具体策が次年度以降にどのように実施されたかを調べることにより、教員の教育活動の改善に役立てている。その例として、教員の視聴覚機器操作への習熟や質問用紙の活用、授業内容の精選、講義終了時間の厳守などがあげられる。

授業評価アンケート以外では、全学生を対象とする学生生活実態調査を定期的に行っている（資料3-2-②-2）。その中で、教員の授業方法や内容について、カリキュラムについての項目を設定しており、そこで記述された学生の個々の意見をふまえて、教員の教育活動の改善にも役立てている。

さらに、平成27年度に設置された「教育評価・開発推進室」では、教務部FD部会と学部・研究科の自己評価委員とが連携して、評価結果を教育活動の改善に結びつける活動を開始している。

表C-2-②-1 京都府立大学教員活動評価実施要綱

(趣旨)

第1 教員の活動を適正・公平に評価し、その結果を給与に反映することによって、大学全体の教育・研究能力を向上させ、教員の意欲を高める一助とするために、活動計画に基づく活動評価を実施することとし、実施について必要な事項を定める。

(対象教員)

第2 常勤の教員とする。ただし、評価対象期間の全期間にわたって、休職又は育児休業、介護休業等休業中である者を除く。

(活動計画期間)

第3 4月1日から翌年3月31日まで。

(評価時期・対象期間)

第4

評価時期	評価対象期間
前期（9月）	4月1日から9月30日までの期間
後期（3月）	前年10月1日から3月31日までの期間

(評価結果の反映方法)

第5

勤勉手当	直近1回分の評価結果により成績率を判定
昇給	前年度2回分の評価結果により昇給区分を判定

(評価者等)

第6

対象教員	評価調整者	一次評価者	二次評価者
法人理事・学部長・研究科長・教務部長・学生部長・図書館長・農場長・演習林長・地域連携センター長・京都政策研究センター長		学長	学長
各学部・研究科所属教員（管理職を除く）	学科主任等	各学部長・研究科長	学長

(評価対象領域)

第8 教育、研究、管理運営、地域貢献の4領域とする。

(活動計画)

第8 教員は、翌年度の活動計画書（様式1）を作成し、毎年3月15日までに、一年間の活動計画を評価調整者を經由して一次評価者に提出する。

(活動計画のレベル判定)

第9 (1) 評価調整者は、一次評価者の指示に基づき、提出された活動計画書の内容について、必要に応じて当該教員にヒアリングを行い、活動計画レベル判定基準（別紙1の1）により判定案を作成の上、毎年度3月末までに一次評価者へ提出する。

(2) 一次評価者は、提出された活動計画書の内容について、必要に応じて評価調整者にヒアリングを行い、同基準によりレベル判定の上、毎年度4月15日までに二次評価者へ提出する。

(3) 二次評価者は、活動計画書の内容及び一次判定を確認し、必要に応じて一次評価者にヒアリングを行い、同

基準によりレベル判定の上、毎年度4月末までに学長に提出する（提出先は事務局）。

（活動報告及び自己評価）

第10 教員は、評価対象期間ごとに活動計画達成度を活動報告及び評価書（様式2）に記入し、自己評価基準（別紙1の2）により評価の上、前期については9月末までに、後期については4月15日までに評価調整者を經由して一次評価者に提出する。

（評価者等の評価）

第11 （1）評価調整者は、一次評価者の指示に基づき、提出された活動報告及び評価書の内容について、必要に応じて当該教員にヒアリングを行い、評価者評価基準（別紙1の3）により評価案を作成の上、前期については10月15日までに、後期については4月末までに一次評価者へ提出する。

（2）一次評価者は、必要に応じて評価調整者にヒアリングを行い、同基準により評価の上、教員活動評価結果一覧表（様式3）を作成し、前期については10月末までに、後期については5月15日までに二次評価者へ提出する。

なお、学長は、評価の際、各学科主任に意見を求めることができる。

（3）二次評価者は、必要に応じて一次評価者にヒアリングを行い、同基準により必要な評価調整を行った上、教員活動評価結果一覧表（様式3）を作成し、前期については11月15日までに、後期については5月末までに学長に提出する（提出先は事務局）。

（4）年間評価は、直近2回の評価に基づき、教員活動評価結果一覧表（様式3）に記載し、10月末までに一次評価者が二次評価者に、11月15日までに二次評価者が学長に提出する（提出先は事務局）。

（評価の決定、通知）

第12 （1）学長は、教員活動評価結果一覧表（様式3）に基づき、評価点数換算基準（別紙2）によるほか、全学的見地から総合的に分析の上、評価の決定を行う。

但し、配分については、京都府職員の例にならう。

（2）評価結果は、一次評価者が口頭により本人に通知する。

（評価結果の活用、公開）

第13 （1）学長は、評価結果を教員の自己啓発を促すために活用するほか、府立大学の教育・研究・管理運営・地域貢献の向上・改善に役立てるものとする。

（2）学長は、評価結果に基づき部局長等に対して指示・助言等を行うことがある。

（3）評価結果については、その概要についてホームページで公表する。

（評価結果の異議の申出等）

第14 （1）評価結果について異議のある場合は、通知を受けた日から1週間以内に、異議の内容・意見を、一次評価者又は二次評価者に申し出ることができる。

（2）評価者は、異議の申出があった場合は、申出者と面談の上、教員活動評価結果を説明するとともに、異議の内容等を聴取するものとする。

また、異議の申出を受けた者が一次評価者である場合は、二次評価者に異議の内容について報告する必要があると認めるときは、教員活動評価結果異議報告書（様式4）に所見を付して報告するものとする。

（3）学長は、必要に応じ、直接当該評価に関与しない評価者を含む審査委員会を開催し、審査を行わせ、結果を申出者に通知する。

（4）学長は、審査委員会の結果を踏まえて、必要に応じて再評価を指示し、その結果を報告させるとともに、再評価結果を申出者に通知させる。

表C-2-②-2 学生による授業評価実施要領

<p>(趣旨)</p> <p>第1 学生による授業評価(以下「授業評価」という。)は、本学における授業(講義・演習・実習・講読)を学生の立場から評価し、その意見集約の結果に基づき、個々の教員の授業方法や指導法について、学部及び教養教育センターを単位に議論し改善することを目的に実施する。この要領は、これに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象とする授業)</p> <p>第2 授業評価は、教養教育科目と、卒業研究に関する演習や実験等を除く専門教育科目の授業を対象とする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第3 授業評価は、学部及び教養教育センターを実施主体とする。</p> <p>(授業評価の方法)</p> <p>第4 授業評価は、1 Semesterごとに、教員1人につき1科目とする。</p> <p>(アンケートの種類)</p> <p>第5 授業評価の調査票は、1) 講義科目用 2) 外国語科目用 3) 実験・実習・演習・講読科目用、の3種とする。</p> <p>(調査の実施方法)</p> <p>第6 授業の担当教員は、授業の最終日にアンケート調査を実施し、調査票を回収の上学務課教務担当に提出する。</p> <p>(調査票の集計)</p> <p>第7 学務課教務担当は、担当教員から提出された調査票を集計(業者へ業務委託するものとする。)し、集計結果を各担当教員に配布する。</p> <p>(個別報告書の作成)</p> <p>第8 担当教員は、集計結果を検討し、改善の具体策をまとめ、個別報告書を作成する。担当教員は、個別報告書を集計結果とともに学科・専攻及び教養教育センター分野別小委員会(以下「学科等」という。)に提出する。</p> <p>(学科等の役割)</p> <p>第9 学科等は、評価対象科目ごとに、集計結果と個別報告書に基づき、原案における授業改善策が適切か否かを検討し、必要に応じて原案に修正を加え、個別報告書の内容を確定する。</p> <p>2 学科・専攻主任及び教養教育センター分野別小委員長(以下「主任等」という。)は、学科等での論議の結果に基づいて、学科等報告書を作成し、個別報告書とともに所属する学部・研究科長又は教養教育センター長(以下、「学部長等」という。)に提出する。</p> <p>3 主任等は、学部長等の承認を受けた後、各個別報告書の項目{1(a)(b)(c)及び2}を、京都府立大学HP(学内専用)に掲載し公開する。</p> <p>(学部長等の役割)</p> <p>第10 学部長等は、提出された個別報告書及び学科等報告書について、必要に応じて教授会に報告するとともに、教務部委員会FD部会に提出する。</p> <p>(教務部委員会FD部会の役割)</p> <p>第11 教務部委員会FD部会は、各学部長等から提出された学科等報告書を検討し、全学報告書を作成する。</p> <p>2 教務部委員会FD部会は、教育研究評議会の承認を経て全学報告書を京都府立大学HP(アクセスフリー)に掲載し、公開する。</p> <p>3 教務部委員会FD部会は、必要に応じ、全学にわたる授業評価の集計結果及び個別報告書を閲覧することができる。</p>
--

表C-2-②-2 学生による授業評価アンケート用紙

学生による意見調査

この調査は、みなさんがこの授業に対してどのような意見を抱いているかを知り、今後の授業内容や方法を改善するために実施するものです。成績評価には一切関係がありませんので、率直に回答して下さい。

授業科目名 ()

※ あなたの所属に○印をつけてください。「その他」の場合はカッコ内に記入してください。

1 日本・中国文学科 2 欧米言語文化学科 3 歴史学科 4 公共政策学科 5 福祉社会学科
 6 生命分子化学科 7 農学生命科学科 8 食保健学科 9 環境・情報科学科
 10 環境デザイン学科 11 森林科学科 12 その他 ()

1. あなたのこの授業への出席状況をお尋ねします。該当する数字に ○ 印をつけてください。

4 (無欠席) 3 (1～2回欠席) 2 (3～5回欠席) 1 (6回以上欠席)

2. この授業の目標 (「開講表」に記載してあるもの) は、どの程度達成されましたか。該当する数字に ○ 印をつけてください。

5 (十分達成された) 4 (達成された) 3 (ふつう)
 2 (あまり達成されなかった) 1 (まったく達成されなかった)

3. この授業はあなたにとってどれほど受講した価値がありましたか。該当する数字に ○ 印をつけてください。

5 (大変価値があった) 4 (十分価値があった) 3 (ふつう)
 2 (あまり価値がなかった) 1 (まったく価値がなかった)

4. この授業について、以下の項目ごとにどう感じたかお尋ねします。該当する数字に ○ 印をつけてください。なお複数教員によるリレー式講義の場合には担当教員全体の平均値で回答してください。

	難しかった		⇔		やさしかった	
① 内容：難易度を5段階で評価して下さい	5	4	3	2	1	
		Yes	⇔		No	
② 教材：効果的な教材が準備されていた	5	4	3	2	1	
③ 自主学习：課題や小テストなど、自主学习を促す工夫がされていた		5	4	3	2	1
④ 授業方法：板書や説明などがわかりやすかった	5	4	3	2	1	
⑤ 時間：開始・終了時刻や時間配分は適切だった	5	4	3	2	1	
⑥ 計画：学期を通して授業全体が計画的だった	5	4	3	2	1	

5. 【学科・教員設定項目】教員から指示のあった質問について、5段階で回答して下さい。

5 4 3 2 1

6. 【学科・教員設定項目】教員から指示のあった質問について、5段階で回答して下さい。

5 4 3 2 1
7. 【学科・教員設定項目】 教員から指示のあった質問について、5段階で回答して下さい。
5 4 3 2 1
8. 【学科・教員設定項目】 教員から指示のあった質問について、5段階で回答して下さい。
5 4 3 2 1

資料3-2-②-1 平成26年度京都府立大学全学FD報告書
資料3-2-②-2 2015年度学生生活実態調査報告書

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価アンケートを、全教員の主要担当科目について毎年度実施しており、学生生活実態調査もあわせて学科・専攻単位のFDで活用するなど、その結果は各教員の授業の改善に役立てられている。さらに、27年度に設置された「教育教派・開発推進室」では、教務部FD部会と学部・研究科の自己評価委員とが連携して、評価結果を教育活動の改善に結びつける活動を開始しており、評価を踏まえた適切な取組展開が行われていると判断できる。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育課程を展開するために必要な事務職員及び技術職員が、事務局管理課及び企画課、学務課、附属図書館、生命環境学部附属農場及び附属演習林に配置されている。学務課「教務担当」において、履修登録窓口の一元化等学部・大学院の教務事務体制の強化を図っている（資料3-3-①-1）。

TA等の教育補助者については、各学部における実験、実習、演習を中心として活用を図っている。平成19年度は合計720時間であったが、平成27年度は合計2,934時間と約4倍に増加している（表C-3-①-1）。

表C-3-①-1 TAの採用状況

	文学部	公共政策学部	生命環境科学研究科
平成24年度	26人 997時間	5人 229時間	117人 2,489時間
平成25年度	28人 1,031時間	8人 530時間	117人 2,438時間
平成26年度	30人 1,020時間	10人 418時間	127人 2,414時間
平成27年度	25人 307時間	7人 389時間	111人 2,238時間

資料3-3-①-1 京都府立大学組織図

【分析結果とその根拠理由】

教務関係の事務職員は、学務課に属し、教育課程を展開するのに必要な教育支援者として、適切に配置されている。また、TA等の教育補助者は、実験、実習、演習を中心に配置され、活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

原則公募制とした採用制度や長期研究専念制度などによって、優れた教員を確保するとともに、長期研究専念制度によって研究活動の活性化を図る組織が編成されている。

【改善を要する点】

特になし。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

京都府立大学の理念(資料1-1-①-3)および京都府立大学行動憲章(資料1-1-①-4)を踏まえ、学則(資料1-1-①-2)・大学院学則(資料1-1-②-1)に学科・専攻の目的を記載するとともに、それぞれの学科・専攻ごとに、「教育の方針、求める学生像、求める基礎学力」からなるアドミッション・ポリシーを明確に定めている。その上で、各学科および各専攻の教育理念・目標に合致する学生を選抜するために、様々な評価の観点から多様な入学者選抜を実施し、志願者の能力や資質を総合的に評価し判定することを入学者選抜の基本方針としている。学士課程では、一般選抜(前期日程および後期日程)の他に、推薦入試、編入学を実施している。大学院では前期および後期日程において、選抜試験を年一回または二回実施している。

平成27年3月以降の「高大接続システム改革会議」での検討状況に呼応して、京都府立大学各学部・学科及び大学院のアドミッション・ポリシーは、社会人対象の項目を更新するなど平成28年4月に一部見直され、同年3月末に公表された改革推進会議「最終報告」及び中教審大学分科会大学教育部会の3つのポリシーの策定及び運用に関する「ガイドライン」を踏まえた全体的な検討・見直しを28年度に予定している。また現在のアドミッション・ポリシーについては、以下に示すような方法・形態で公表され・周知が図られている(表D-1-①-1、2)。

公表の方法は、本学のホームページに掲載、大学記者クラブ等での発表などである。また、一般選抜学生募集要項(資料4-1-①-1)や推薦入試学生募集要項(資料4-1-①-2)及び大学院学生募集要項(資料4-1-①-3)にアドミッション・ポリシーを掲載し、京都府内高等学校に郵送するとともに、オープンキャンパス(約4,300名参加、平成27年度)、進学相談会・大学見学会等の参加者に配布している。

表D-1-①-1 学部アドミッション・ポリシー

<p>文学部</p> <p>教育の理念・目標</p> <p>文学部は、人間の文化的・社会的営為に関する人類の叡智を継承し、ことばと文学、歴史と文化遺産にかかわる専門領域を深く教育・研究するとともに、現代社会・地域社会が提起する諸課題にこたえるために、知の拠点として、つねに新たな教育・研究領域を開拓することを目指している。またそのたえざる探求と教育とをつうじて、幅広い教養を備えるとともに、豊かな人間性と高度な専門性、および総合的な視野を養うことにより、地域文化・地域課題をにない、また国際化社会にも貢献しうる有為な人材を育成することを目指しています。</p> <p>日本・中国文学科</p> <p>教育の基本方針</p> <p>日本の伝統文化の中心であると同時に、広くアジア諸国をはじめとする諸外国の文化を受容しながら発展してきた京都府にあって、日本文学・日本語学・中国文学の三者にわたる幅広い知識を授けるとともに、日本と中国とにわたる豊かな文学的素養を持った人間性を涵養し、それぞれの学問分野における諸課題について自ら問い、自ら考え、そして自ら答える力を身につけた人材、日本ことに京都の伝統文化への理解と、国際化への対応という両面を兼ね備えた人材を育成します。</p>
--

求める学生像

- 1 言語や文学に対して強い関心と幅広い視野を持つ人
- 2 人間や社会に対しても幅広く目を向けている人
- 3 自ら問題を発見し、解決しようとする力を備えている人
- 4 文献の読解に取り組む粘り強さと、多角的な視点からものごとを見る柔軟さを備えた人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科、とりわけ国語、外国語、地理歴史、公民についての十分な学力
- 2 中国文化への関心とともに日本文化を言語や文学などを通して考察できる基礎的な知識と能力
- 3 自らの問題意識を論理的・客観的に文章化して表現する能力

欧米言語文化学科**教育の基本方針**

欧米言語文化、英語学、日英翻訳文化の教育を通じて、イギリス・アメリカ・ドイツ語圏の言語・思考方法・感性のあり方を学びます。また、京都に位置する大学という地の利を活かして日本文化との比較研究を行います。文学をはじめとする言語テキストを分析的に読み解く訓練によって、言葉の力を知り、豊かな感性と想像力を培い、既成の考え方にとらわれず柔軟に思考し自己の考えを表現する能力を養います。さらに、英語、ドイツ語を読む、書く、話す、聞く高度な能力を培います。これらの教育によって、多文化共生の時代に必要とされる異文化理解と国際的視野を備えた人材を育成します。

求める学生像

- 1 過去から現代に至る欧米の文化と日本文化に強い関心を持ち、日本語と外国語の優れた言語能力を備えた人
- 2 人間と社会に対する深い関心と多角的な視野を持つ人
- 3 外国語・日本語を問わず、言葉の仕組み、機能に関心のある人
- 4 言葉の力や人類が培ってきた様々な思想を理解するための共感能力、柔軟な思考力と問題把握能力を持つ人
- 5 自ら見出した問題を論理的に考え、表現する能力を備えた人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科、とりわけ国語、外国語、地理歴史、公民についての十分な学力
- 2 英文を全体的に理解し、文脈をとらえる力
- 3 英文を的確に理解し、日本語に訳す力
- 4 正確な英文を書く力
- 5 論理的でわかりやすい日本語の文章を書く力

歴史学科**教育の基本方針**

歴史的・文化的遺産に恵まれた京都という立地条件を生かして、日本史を中心にしながら、アジア史・西洋史をも含んだ人類の歴史総体を研究・教育の対象とします。そして、過去の事件や人間の営みを正確に把握するうえで必要な、各種の史料の整理・読解や調査能力の習得をはかり、歴史のさまざまな事象を、時代や社会との関係のなかで捉え、評価する視点や方法を鍛えます。さらに、調査・収集した史料にもとづいて新しい歴史像を作り上げる能力を涵養します。

これらの教育を通じて、人類の過去と現在・未来に対する洞察力を養います。

求める学生像

- 1 歴史に対して強い関心を持ち、人類のさまざまな社会的・文化的活動に広く関心を持つ人
- 2 歴史の研究の基礎となる史料や文献の読解に根気強く取り組める人
- 3 自ら見いだした課題を論理的に把握・整理し、自分の考えを的確に表現できる人

4 人類のさまざまな文化遺産に対して広く関心を持ち、その保存と活用を通して社会に貢献したい人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科、とりわけ国語、外国語、地理歴史についての十分な学力
- 2 日本史・世界史・地理について十分な関心と知識を持っていること

公共政策学部

教育の理念・目標

生涯にわたる人間発達を多様に実現する社会（福祉社会）を、個人、NPO、地域コミュニティ、企業、行政などが協働して築くために、より高い政策立案能力や問題発見・解決能力を持った人材、地域における福祉や人間形成の担い手となる人材を育成していきます。

公共政策学科

教育の基本方針

①住民が心ゆたかに暮らせる地域づくりにとって必要かつ有用な法律学、経済学、政治学の理論を修得し、②地域社会がかかえる問題を的確に把握するとともに、それを解決するための政策を立案する能力を養い、③さまざまな個人、NPO、地域コミュニティ、企業、行政など多様な主体が協働して築き上げる「公共政策」のあり方を学びます。

求める学生像

- 1 社会の発展と現代社会の制度・政策的課題の解明に強い関心を持つ人
- 2 人間の発達と政策形成の課題の解明に強い関心を持つ人
- 3 よりよい地域社会を築くために積極的に貢献したいと考える人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科（国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科）のそれぞれについての十分な学力
- 2 社会問題をさまざまな角度・視点から観察し、客観的・科学的に分析する基礎的能力
- 3 ものごとを論理的に考え、自分自身の意見を持ち、それを整理して表現する能力

福祉社会学科

教育の基本方針

社会福祉学・社会学・心理学・教育学などの専門分野の教育研究を通して、人々が直面するさまざまな生活問題や福祉ニーズに対応して、人々の生活を支援する方法と実践のあり方を学ぶ（社会福祉学群）とともに、人間の成長・発達や行動・相互作用、そして教育のあり方について科学的な理解を培います（人間形成学群）。

求める学生像

- 1 人間の福祉と社会連帯のあり方に実践的な関心を持つ人
- 2 人間の発達と行動、教育と社会形成の課題の解明に強い関心を持つ人
- 3 地域と社会の現実的問題の解決に実践的に取り組んでいきたいと考える人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科（国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科）のそれぞれについての十分な学力
- 2 社会問題をさまざまな角度・視点から観察し、客観的・科学的に分析する基礎的能力
- 3 ものごとを論理的に考え、自分自身の意見を持ち、それを整理して表現する能力

生命環境学部

教育の理念・目標

生命環境学部は、「生命」と「環境」を共通のテーマとして、安全な農作物の生産、食環境の向上、生命分子機能の応用、人間生活と住環境および自然環境と情報環境の向上、森林との共生に第一線でたずさわることのできる人材の育成を目標にしています。

そのため、「世界に通用する専門能力と技術力」並びに「課題を見いだす洞察力と課題解決の筋道を見いだす能力」を養うとともに、「広い視野と柔軟な思考力」を培う教育を心がけています。

生命分子化学科

教育の基本方針

生命科学の基盤となる「化学」に重点をおいた少数精鋭の教育を行い、分子レベルでの生命現象や生命環境の解明、有機合成やバイオテクノロジーを用いた新規機能分子や有用物質の創成・生産、ナノテクノロジーによる分子センサーや分子デバイスの開発、生態環境における物質の分析・評価など最先端の研究を通じて、広範かつ高度な知識と技術を備えた研究者・技術者の育成を目指します。さらに、それを社会に役立てるため、総合的な視野と柔軟で論理的な思考力を培います。

求める学生像

- 1 化学をはじめとする理科に強い興味があり、論理的で、自主性と想像力に富んだ、人間性豊かな人
- 2 生命、環境、食料などに関わる科学領域に好奇心が旺盛で、将来、新規な生命分子の構造や機能の解明に関わる基礎研究や、有用な生命化学物質の開発・応用・生産を目指す分野で活躍を希望する人
- 3 入学後も一層の勉学意欲と向上心を持ち続け、厳しい学力評価に耐えうる心構えのある人

求める基礎学力

高等学校での基礎的諸教科（国語、数学、理科〔特に化学、物理、生物〕、外国語そして地理歴史、公民）のそれぞれについての十分な学力。

農学生命科学科

教育の基本方針

生命科学と農業科学の急速な発展を背景として、「ゲノムから生産まで」をカバーする総合的な農学の教育・研究を行っています。具体的には、ゲノム・エピゲノムの機能解明と効率的な育種、人を含む動植物の未知機能の解明とそれを利用した物質生産や農産物の品質改良、作物栽培や家畜飼育に関する先端的な技術開発、生物間相互作用の解明とそれを基礎とした病害虫管理、生物多様性の解明・利用・保全、農業経営・流通等についての教育・研究を進めており、それらを通じて、新しい農業科学とそれに関連した生命科学分野に対応できる高度な人材の育成を行っています。

求める学生像

- 1 上記の学問分野における基本的な知識と技術の習得に熱意を持ち、農業並びにその関連産業の発展に広い視野からアプローチするための好奇心と意欲を持つ人
- 2 そのために必要な基礎知識があり、自ら積極的に学習しようとする意欲的な人
- 3 将来、大学院等への進学、地域への貢献や国際的な活躍を志向する人

求める基礎学力

高等学校で習う教科全般についての十分な基礎学力。特に、理科系科目全般についての十分な知識と理解、および英語の十分な読解力。

食保健学科

教育の基本方針

人々の健康の保持・増進の視点から食物と食生活を取りまく要因を総合的に捉えて、望ましい食生活とライフスタイルのあり方について教育研究を行い、「食」に関する高い見識を持ち、専門的職業における指導的役割を果たす人材や課題解決型の人材を養成します。また、必要な単位を修得することで、栄養士免許、家庭科並びに栄養教諭免許の取得と、管理栄養士の受験資格の取得が可能です。さらに、大学院博士前期・後期課程を備え、より高度な専門教育研究を通して、優秀な人材を国内外に輩出しています。

求める学生像

- 1 「食」に深い関心を持ち、その課題発見と解決に寄与する意欲のある人
- 2 「食」を通じて、日本と世界の人々の健康の保持・増進に貢献できる人
- 3 「食」を多面的・総合的に把握しようとする人

求める基礎学力

- 1 高等学校での基礎的諸教科（国語、数学、理科、外国語そして地理歴史、公民）のそれぞれについての十分な学力
- 2 理科は、理科関連科目（化学と生物を履修していることが望ましく、応用的な理科を主たる内容とした科目も含める）を12単位以上修得していること

環境・情報科学科

教育の基本方針

先端科学技術の基礎と応用の教育と研究を行い、人々を取り巻く自然環境、情報環境にわたる諸問題を理解し解決できる『視野の広い理系スペシャリスト』を育成します。そして、「高いプレゼンテーション能力」、「英語力」、「科学技術を生活の向上に生かす能力」を兼ね備えた国際的専門家に育てます。

求める学生像

理系分野で世界に通用する専門家となるためには、まず好奇心と論理的思考能力と表現力が必要です。各理系科目を暗記ではなく理解して、自分の言葉でその内容を語る能力があるかを重要視します。

- 1 柔軟な発想のもとに思考する創造性豊かな人
- 2 社会に役立つ物質の創成、新しい技術の開発に夢を持っている人

を、ポテンシャルが高い人と考えています。そして、先端科学技術を人々の生活の向上に生かそうという気概を持つ人を求めます。

求める基礎学力

数学と理科については以下の条件を満たす人を求めます。

- 1 普通科の生徒については、数学Ⅲ、理科12単位以上を修得していること。
- 2 情報科学科の生徒については、数学は数Ⅲ関連科目を修得していること。理科は理科関連科目（本来の理科学科の他に情報関連科目などを含める）を12単位以上修得していること。
- 3 工業高校の生徒については、数学は数学関連科目（本来の数学科目の他に、応用的な数学を主たる内容とした科目も含める）を13単位以上修得していること。理科は理科関連科目（本来の理科学科の他に、応用的な理科を主たる内容とした科目も含める）を12単位以上修得していること。

環境デザイン学科

教育の基本方針

広い教養と総合的な判断力を持ちつつ、住居・建築学を基盤とし、人と環境にやさしい生活環境と生活様式を創造できる専門的職業人の養成を主たる目的としています。教育・研究の特長は、1)生活者の視点を重視していること、2)住居、建築、ランドスケープ、プロダクト、生活文化・生活美学、循環型社会論等の分野を含むこと、3)一級建築士受験資格取得が可能な課程であることです。

求める学生像

- 1 地球環境と人類にとって望ましい住居、建築、都市、地域、暮らしのデザインについて、生活者の視点から科学的に追究する意欲のある人
- 2 事柄を総合化して設計し表現する能力を身につける意欲のある人
- 3 住居・建築に加えてランドスケープ、プロダクト、生活文化・生活美学、循環型社会論等にも関心のある人
- 4 京都府の自然・歴史・文化・産業および人類と自然の共生について興味のある人

求める学生像

高等学校での基礎的な諸教科（国語、数学、理科、外国語、地理歴史、公民など）についての十分な学力。

森林科学科**教育の基本方針**

近年、森林の保全や木質系資源の有効利用が、地球環境問題やエネルギー問題の解決にとってますます重要となってきています。当学科では、多様な森林とそれを構成する生物、森林の持つ木質資源の生産、水資源の涵養、土砂災害の防止、環境保全などの多面的な機能について学ぶことのできる、森林学から林産学にわたる森林科学の幅広い領域をカバーしたカリキュラムを編成しています。講義等で修得した専門知識を、実験・実習などを交えて、実際の森林管理や木質資源の利用にどのように活かすのかを学びます。これらを通じて、専門知識に基づいた科学的能力や高い倫理観を備えた高度な技術者・専門家を育成することを目標としています。

求める学生像

- 1 自然や科学に対する興味と探求心を持ち、森林に関連する諸問題を積極的に学ぼうとする人
- 2 自然を慈しみ、自ら問題点を発掘し、物事を論理的に考え、広く社会の状況を把握できる人
- 3 森林に関係する分野において、産業の発展、地域貢献、さらに国際的な視野に立った活躍を目指す人

求める学生像

高等学校での基礎的な諸教科（数学、理科、外国語、国語、地理歴史、公民など）についての十分な学力。

表D-1-①-2 大学院のアドミッション・ポリシー

文学研究科**教育の理念・目標**

国文学中国文学、英語英米文学、史学の各分野において、広い視野に立って精深な学識を授け、国際的な視野、優れた研究能力、豊かな学識を有する研究者および専門的能力を有する高度な職業人を養成します。

国文学中国文学専攻**教育の基本方針**

国文学中国文学専攻では、日本語学・日本文学・中国文学の三分野にわたって、ほぼすべての時代における研究対象について高度に専門的な研究が深められるようにカリキュラムが編成されており、特定の分野（専門種目）について専門的な知識を習得できるのはもちろん、密接に関連する分野についても十分な知識を得て研究を進められるようになっています。このような特色を反映して、中国へ留学したり、日本語教師として赴任したりする例は多く、また逆に中国からの留学希望者も多数にのびます。こうした研究教育体制のもとで、幅広い視野に立って三分野に関わる多様な問題に対処できる研究者・専修免許を持った国語教員などの人材養成を目指しています。

求める学生像

国文学中国文学専攻では、次のような「高度な専門知識を備えた職業人をめざす学生」ならびに「研究者をめざす学生」を求めています。

- 1 言語や文学、人間や社会に対して強い学術的関心と幅広い視野を持つ人
- 2 国際的視野と高度な専門知識・語学力を身に付け、地域社会や教育・文化交流に寄与したい人
- 3 既成の価値観にとらわれず、自ら問題を発見し、解決しようとする力を備えている人
- 4 先行研究や文献の精査に取り組む粘り強さを持ち、多角的な視点から専門分野の研究を深められる人

英語英米文学専攻**教育の基本方針**

英語英米文学専攻は、学士課程における教養教育および専門教育の上に、広い視野に立って専攻分野に関する専門的学術を教育し、学術文化の進展に寄与し、また、社会的な立場でその高度な専門的知識を活用しうる人材を養成することを目的とします。

求める学生像

- 1 英米文学と英語学に関する専門的な研究への意欲を持った人
- 2 英米文学と英語学の専門的な研究をするために必要な予備的知識を備えた人
- 3 日本語と英語の高度な言語能力を備えた人
- 4 科学的な手法により、論理的な思考法と表現力を使って、高度に専門的な研究を行い、その成果を様々な方法で発表できる人
- 5 国際的な視野を備え、英米文学と英語学の専門的知識を社会で活用できる人

史学専攻**教育の基本方針**

博士前期課程においては、学部教育の基礎の上にならって、より高度な研究能力を育成し、歴史学の専門知識を活用して次の時代を担う人材を育成します。また、京都府の有する歴史・文化的位置や国際的環境を活かして、地域社会や日本の文化をグローバルな視点から把握し、地域社会に貢献しうる人材を育成します。

博士後期課程においては、博士前期課程（修士課程）教育の基礎の上にならって、自立して歴史学の研究を行い学界の発展に寄与しうる人材を育成します。また、歴史学の研究成果を地域社会の発展および文化遺産の保存・活用に活かす人材を育成します。

求める学生像

- 1 学部で学んだ史資料読解の能力を基礎に、新たな歴史像を構築したい人
- 2 歴史学の専門的知識を活かして、研究者・専門的職業人としての能力を磨きたい人
- 3 歴史学の研究を通して地域社会をはじめとする人類の文化遺産を調査し、その保存と活用に貢献したい人
- 4 博士後期課程においては、以上に加えて、博士前期課程（修士課程）での研究成果をさらに発展させ、自立した歴史学研究者として活躍したい人

文学研究科の社会人アドミッション・ポリシー**文学研究科の求める社会人大学院生像**

学部あるいは大学院の教育課程等において学修した確かな基礎学力と専門分野における十分な知識、および社会生活を通じて培われた経験と人間性を基礎に、文学・歴史や文化の研究を通じて社会の発展に寄与しようとする志を持つ、向学心あふれる社会人学生を受け入れます。

教育の基本方針

各専攻の教育の基本方針と同じ。

公共政策学研究科**教育の理念・目標**

福祉社会を創造するために必要な地域・自治体における公共政策の企画立案・管理運営および地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与しうる専門的能力を有する研究者ならびに高度な職業人を養成します。

公共政策学専攻**教育の基本方針**

行政機関や民間諸組織などで広い視野からの問題発見・解決能力を持って公共政策を企画立案し、そのシステムを管理運営する高い能力を持った専門的職業人や研究者を養成することを教育目標としています。

博士前期課程では、法学、経済学、政治学、政策学の各専門分野を基盤として、①地域における住民の暮らしや生活にかかわる法制度や政策のあり方を検討し、福祉社会システムを展望する教育研究と、②分権化が進む自治体の公共政策ならびに住民と協働する行政経営のあり方を検討する教育研究とを有機的に連携させ、新しい「公共」のあり方を探究します。

博士後期課程では、新たな公共政策理論の構築を目指し、公共政策研究に関わる専門分野の「特殊研究演習」を提供するとともに、集团的体制による個別的な指導を徹底します。

求める学生像

- 1 法学、経済学、政治学、政策学などについて基礎的な学習・研究能力を有し、公共政策を企画立案すること、そのシステムを管理運営することについて、強い関心と課題意識を持つ人
- 2 社会人についてはさらに、行政機関や民間諸組織などにおいて職業経験や社会経験を有し、研究を通じて理論・実践の両面においてキャリアアップをはかることを目指す人

福祉社会学専攻

教育の基本方針

博士前期課程では、社会福祉学、社会学、心理学、教育学などの各専門分野を基盤として、国・自治体や地域の福祉活動を創造・援助するための理論と方法、および人びとの生涯発達に寄与する理論と方法について教育研究を進めます。これらを通じて、これらの分野に関わる専門的研究者ならびに高度な職業人としてふさわしい専門的能力の獲得を目指します。

博士後期課程では、新たな福祉社会理論の構築を目指し、福祉社会研究を構成する諸分野の「特殊研究演習」を通じて理論的検討を深めるとともに、同課程の大学院生と教員の集会的討議を通じて理論の深化・発展を追求します。

求める学生像

- 1 社会福祉学、社会学、心理学、教育学などについて基礎的な学習・研究能力を持ち、国・自治体や地域の福祉活動の発展、人びとの生涯発達への寄与あるいは福祉社会の創造について、強い関心と課題意識を持つ人
- 2 社会人については、行政機関や民間企業、あるいはNPOや地域団体において職業経験や活動経験を有し、専門的な研究と学習を通じて、理論・実践の両面においてキャリアアップを図ることをめざす人

生命環境科学研究科**教育の理念・目標**

生命科学を基盤に農学、生命科学、食保健学、物質科学などの分野からなる応用生命科学専攻、および人をとりまく生活環境から自然生態系までを連続した視点で見つめる環境科学専攻において、学際的かつ専門的な教育研究を通じて、高度な専門的能力を有する研究者および社会における実践能力や指導力を有する職業人の育成を目指します。

応用生命科学専攻**教育の基本方針**

応用生命科学専攻は、微生物、植物、動物から人までを対象に人類が直面する様々な生命科学の課題を、食の機能性・安全性を高める食科学、その基礎となる食料生産の科学、動植物や微生物の機能を解明し応用するテクノロジー、さらに生命や環境に関わる物質をミクロのレベルで扱う生命物質科学などの広範な科学領域の知識と技術を駆使して研究し、人類福祉の向上と地球環境の保全のための新技術の開発を進めるとともに、これらの分野で指導的役割を担うことのできる人材の育成を目指します。

求める学生像

生命科学に対する強い関心と基礎学力および研究課題に果敢にチャレンジする意欲を持ち、将来は専門的職業人・研究者として社会に積極的に貢献しようとする情熱のある人材を、広く求めます。

社会人については、これまで培ってきた生命科学に対する強い関心と基礎学力を有することに加えて、社会での経験を生かしさらに高いレベルでの社会貢献をめざす人を求めます。

環境科学専攻**教育の基本方針**

環境科学専攻は、人の生活が地球規模に至る自然環境の中で成り立っているという認識に基づいて身近な生活環境から自然の生態系まで有機的につながった系である環境を保全して持続的な社会を構築するため、森林、山地保全、木質資源、ランドスケープ、都市計画、建築、住居、デザイン、室内環境、情報科学、数理学などの多様な専門分野の知識と技術を駆使して研究し、人間を取り巻く多様な環境要素および人間と環境の様々な相互関係を探求できる高度な専門知識を備え、広い視野と応用力を身につけた人材の育成を目指します。

求める学生像

環境科学に対する強い関心と基礎学力および研究課題に果敢にチャレンジする意欲を持ち、将来は専門的職業人・研究者として社会に積極的に貢献しようとする情熱ある人材を、広く求めます。

社会人については、これまで培ってきた環境科学に対する強い関心と基礎学力を有することに加えて、社会での経験を生かしさらに高いレベルでの社会貢献をめざす人を求めます。

資料4-1-①-1 平成28年度京都府立大学一般選抜学生募集要項

資料4-1-①-2 平成28年度京都府立大学推薦入試学生募集要項

資料4-1-①-3 平成29年度京都府立大学大学院学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

大学の理念、大学行動憲章を踏まえた、学科および専攻の目的に対応するアドミッション・ポリシーを定め、適宜更新を図ると共に、これを記載した大学案内及び選抜要項は、京都府内高等学校をはじめとする関係者に広く配布するとともに、大学のホームページでも公表し、周知している。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに明示されている本学の求める学生像に沿った学生・大学院生を受け入れ、本学の教育目標を達成するために、学士課程においては一般選抜として前期日程及び後期日程、特別選抜として推薦入学（資料4-1-②-1）、さらに編入学を実施している（資料4-1-②-2）。大学院においては、前期および後期課程それぞれで選抜試験を年一回または二回実施している。

学部前期日程では、大学入試センター試験、個別学力試験の総合的判定により選抜している。さらに、外国籍や外国で教育を受けた者（外国人留学生）などを対象とした試験も実施している（資料4-1-②-3）。学部後期日程では、大学入試センター試験、個別学力試験・実技試験の総合判定により選抜している。

推薦入学試験では、大学入試センター試験を免除し、小論文、面接、推薦書・調査書等により総合的に判定・選抜している。

編入学試験では、筆記試験、小論文、面接、推薦書・調査書等により総合的に判定・選抜している。

大学院では、筆記試験、小論文、面接等により総合的に判定・選抜している。さらに、外国籍や外国で教育を受けた者（外国人留学生）などを対象とした試験も実施している（資料4-1-②-4）。また、社会人学生の受け入れや、その長期履修のための制度を定めている（表D-1-②-1）。

表D-1-②-1 大学院社会人学生規程 (<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/654.pdf>)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。）第19条第2項及び第36条第5項の規定により、大学院社会人学生及び長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会人学生)

第2条 大学院学則第19条第1項に規定する特別選抜制度により入学できる者は、大学院学則第14条又は第15条の規定に該当し、かつ、研究科が別に定める資格を有する者とする。

(入学時期)

第3条 社会人学生の入学の時期は、学年始めとする。

(出願手続)

第4条 社会人学生として本学大学院に入学を志願する者は、あらかじめ指導を受けたい教員の内諾を得た上で、出願しなければならない。

2 入学を志願する者は、次に掲げる書類に所定の入学考査料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書
- (4) 最終学校卒業証明書
- (5) 業務報告書（在職中に行った専攻分野に関する研究、特許、実務経験等に関するものを記載）
- (6) その他研究科が定める書類

3 本学に在籍した者に限り、前項第4号の書類を省略することができる。

（入学者選抜方法）

第5条 入学者選抜方法は、研究科会議又は生命環境科学研究科教授会（以下「研究科会議等」という。）で別に定める。

（入学の許可）

第6条 研究科会議等の選考に基づき、教育研究評議会の審議を経て合格と決定された者は、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続をした者に、入学を許可する。

（学業専念期間）

第7条 博士前期課程及び博士後期課程を修了するために必要な学業専念期間は、研究科が別に定める。

（長期履修の期間）

第8条 大学院学則第36条第3項に定める一定の期間（以下「長期履修期間」という。）は1年を単位とし、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を限度とする。

（長期履修の申請資格）

第9条 大学院学則第36条第3項の規定により長期履修を希望することができる者は、第2条に定める社会人学生で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 企業・団体等に在職し、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (2) 家事・育児・介護への従事により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者

（長期履修の申請）

第10条 長期履修を希望する者は、長期履修許可願（別記第1号様式）を入学手続きの日までに提出しなければならない。

（長期履修の許可）

第11条 研究科長は、前条の規定による長期履修許可願の提出があつたときは、研究科会議等の議を経て、長期履修を許可することができる。

（長期履修期間の短縮）

第12条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮許可願（別記第2号様式）を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月1日から2月末日までの間に提出しなければならない。

2 前項の規定により長期履修期間の短縮を認める場合の期間については、第8条の規定を準用する。

3 第1項の長期履修期間の短縮は、大学院学則第36条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を下回るこ

とはできない。

(長期履修期間の短縮許可)

第13条 前条の規定による長期履修期間短縮許可願に対する許可は、第11条の規定を準用する。

(許可の取消)

第14条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときその他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、研究科長は、研究科会議等の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(入学審査料、入学料及び授業料)

第15条 入学審査料、入学料及び授業料については、京都府立大学法人授業料等に関する規程（平成20年京都府立大学法人規程第24号）の定めるところによる。

(その他)

第16条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

資料4-1-②-1 平成28年度京都府立大学入学者選抜要項

資料4-1-②-2 平成28年度京都府立大学編入学学生募集要項

資料4-1-②-3 平成28年度京都府立大学外国人留学生入学案内

資料4-1-②-4 平成28年度京都府立大学大学院外国人留学生入学案内

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜（前期日程、後期日程）、推薦入学、編入学によって、さらに外国人留学生など多様な入学者の受け入れが実施されている。大学院においても、外国人留学生や社会人学生など多様な、また長期履修制度による柔軟な入学者の受け入れが実施されている。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

入学者選抜に関わる事項について審議し、入学試験の実施に関する企画・運営を行い、また学部及び研究科の入学者選抜制度について調査研究し、必要な提案を行う「京都府立大学入学試験委員会」（表D-1-③-1）を設置している。

入学試験問題の作成に当たっては、教科・科目ごとに出題委員が任命され、アドミッション・ポリシーに沿った入試問題を出題している。例えば、文学部ではすぐれた国語能力を持つ受験生を集めるために、3教科を課している。平成28年度の大学院入試の英語の問題におけるスペル間違いのような出題ミスが発生しているため、作成された問題は、5段階のチェック体制により、出題・合否判定ミスが出ないようにチェックを強化している。すなわち、入試問題作成者による入念なチェック、各科目の専門家による解答のチェック、学生部長等による事務的点検及び印刷後の出題者による最終チェック、試験実施日における出題者の解答案作成によるチェックである（表D-1-③-2）。

入学試験の実施に関しては、学長を本部長とする試験場本部を設置し、入学試験が公正かつ適正に実施される万全の体制を組んでいる（資料4-1-③-1～5）。

試験当日の試験監督及び警備等の関係者への留意点については、監督要領及び実施要領等を作成し、事前の説

明会で周知徹底を図り、万全の体制で臨んでいる。

各選抜の合否判定に際しては、採点作業を経て作成される合否判定資料をもとに、各学部教授会において合否の判定を行っている。なお、個別学力試験においては、外部から問題についての評価等があれば、その内容を次年度に反映させている。

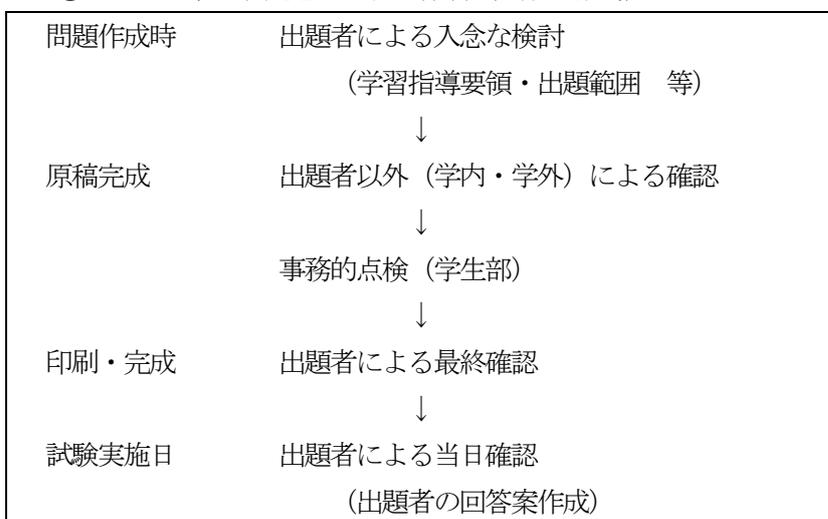
平成 27 年夏に実施された生命環境科学研究科の選抜試験において、出題範囲に関する情報が出題にあたった教員から一部漏れるという事態が発生した。これは、入学者選抜の公正さ、教員のコンプライアンスに関わる重大な問題であり、関係教員の厳正な処分を行うとともに、直ちに大学院全研究科における入学者選抜の実施体制の点検と公正な運営に資するため例外なく複数の教員が対応するなど更なる体制強化を行った。

表D-1-③-1 京都府立大学入学試験委員会規程

<p>(設置)</p> <p>第1条 京都府立大学及び京都府立大学大学院に入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、大学及び大学院の入学試験の実施に関する企画及び運営を行うとともに、アドミッション・ポリシー並びに入学者選抜制度について調査研究し、必要な提案を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 京都府立大学副学長規程（平成 24 年京都府立大学規程第 1 号）第 2 条第 2 に掲げる事項を担当する副学長</p> <p>(2) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長</p> <p>(3) 教務部長及び学生部長</p> <p>(4) 文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された各 1 名の教員</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>2 前項第 4 号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第5条 第 2 条の任務を遂行するため、委員会が特に必要と認めたときは、委員会に、専門委員及び専門委員主任を置くことができる。</p> <p>2 専門委員及び専門委員主任の任務は、委員会の同意を得て、委員長が定める。</p> <p>3 委員は、専門委員及び専門委員主任を兼ねることができる。</p> <p>4 専門委員及び専門委員主任は、委員会の同意を得て、学長が任命する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に、委員長及び副委員長 1 名を置く。</p> <p>2 委員長には、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる委員を、副委員長には、学生部長をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、委員会及び専門委員の会議を主宰する。</p> <p>4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がないときは、開くことができない。</p>

(意見の聴取)
第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(幹事)
第9条 委員会に幹事を置き、学務課長をもって充てる。
2 幹事は、委員長の命をうけ、会務を処理する。
(庶務)
第10条 委員会に関する庶務は、学務課入試担当において処理する。
(雑則)
第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

表D-1-③-2 入学試験問題チェック体制（一般・推薦）



- 資料4-1-③-1 平成28年度京都府立大学前期日程入学試験実施要領
- 資料4-1-③-2 平成28年度京都府立大学後期日程入学試験実施要領
- 資料4-1-③-3 平成28年度京都府立大学推薦入試実施要領
- 資料4-1-③-4 平成28年度京都府立大学編入学試験実施体制
- 資料4-1-③-5 平成28年度京都府立大学大学院入学試験実施要項・体制(各研究科・専攻)

【分析結果とその根拠理由】

副学長を責任者とする入学試験委員会が入学試験実施の全般を統括している。試験問題は、科目別問題作成委員会による試験問題の作成の後、5段階のチェック体制により入試ミスの発生の防止に取り組んでいる。試験の実施については、試験監督、警備などの諸業務に関して実施要領等を作成し、関係者に周知徹底の上、適切な実施体制で臨んでいる。合否判定に関しては学務課入試担当の作成した合否判定資料をもとに各学部・研究科教授会で行っている。平成27年度に発生した問題情報の一部漏出については、関係者の処分を含めコンプライアンス意識の向上と選抜試験実施体制の更なる強化を図った。以上により、入学者選抜業務全体を通じて、適切な実施体制により公正に実施されていると判断する。

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

選抜方法の検証及び改善については、京都府立大学入学試験委員会に報告される入試に関する諸データ（合格者数、入学者のセンター試験及び2次試験の成績等）をもとに分析を行い、入学者選抜の改善に活用している。

また、平成27年度には、この委員会議が6回開催され、入試制度について検討すると共に、一般選抜及び推薦・編入制度による入学者の追跡調査等を実施に取り組んだ学科・専攻もある。平成28年度には、高大接続システム改革会議の「最終報告」を踏まえた、選抜制度の抜本的な改革の議論を予定している。

【分析結果とその根拠理由】

入学した学生の成績調査等を踏まえて、入学試験委員会を中心に、入学者選抜制度に関する全般的な調査検討が行われ、具体的な改善の取組も行われている。

観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

過去5年間にわたる入学者選抜実施結果の詳細は、資料4-2-①-1のとおりである。学士課程においては、編入学を除いては、入学者が入学定員を大幅に超える、または下回ることは全体としてはない。大学院博士前期課程においては、文学研究科と生命環境科学研究科では定員を満たしているが、公共政策学研究科については、7割程度の入学者となっている。また、大学院博士後期課程においては、いずれの研究科も定員を下回っている。これに対し、社会人大学院生を対象とする長期履修制度を設けた他、留学生の入試機会の拡大・制度規程改正（身元保証書提出の撤廃）、在籍院生も参加した研究科主催の説明会の実施を行うなど入学者確保のための方策を講じている。

資料4-2-①-1 平均入学定員充足率計算表

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、実入学者数が入学定員を大幅に越える、または下回ることはなく、入学定員と実入学者数との関係は適正である。ただし、大学院については一部入学定員を下回る状況があるため、長期履修制度の創設など入学者確保の方策を講じており、全体として、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

各学部および大学院において、アドミッション・ポリシーは明確に定められ、適切に公表・周知されたうえで、異なる選抜方式により多様な入学者の受け入れが実施されている。志願者の動向の変化を踏まえた質の確保について、検証を踏まえた具体的な改善策が講じられている。

【改善を要する点】

短期履修制度など社会人の再教育に資する施策を含め、大学院の入学者確保のためにさらなる対策が必要である。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、掲げる理念や行動憲章、学則の目的に基づき、専門的知識と技能を持った人材の育成を図るとともに、広い視野と深い教養に基礎づけられた総合的な判断力と豊かな人間性を育成するために、教養教育科目と専門教育科目から成る教育課程を編成している。各学部・学科ではカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を設定し、「学生便覧」（p. 12-40）にて明示し周知をはかっている。

【分析結果とその根拠理由】

各学部および各学科において、学問研究の動向や成果、社会的要請、人材養成の必要を踏まえたカリキュラム・ポリシーが明確に定められており、毎年「学生便覧」を発行し学生に配布することで周知も確実に行われており、本観点を満たしていると考ええる。

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて、教養教育科目と専門教育科目を設けて、両者の有機的関連に留意した教育課程を編成している。各授業科目の内容は、教養教育科目、専門教育科目とも「開講表」（シラバス集）に詳細に示すとともに、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を「学生便覧」（p. 47-122）にて明示している。（表E-1-②-1）。

表E-1-②-1 学部・学科の教育課程（本学学則 第31条、第32条）

第6章 教育課程、履修方法及び単位の認定
(授業科目)

第31条 本学が開設する授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目は、基盤教育科目、総合教育科目、展開教育科目及び主題研究に区分する。

3 教養教育科目の授業科目は、必要に応じて、全学部共通授業科目として開講できるものとする。

4 専門教育科目の授業科目は、必要に応じて、全学部共通授業科目（二つ以上の学部の共通授業科目を含む。）、学部共通授業科目（当該学部の二つ以上の学科の共通授業科目を含む。）又は学科共通授業科目として開講できるものとする。

5 授業科目の細目については、別に定める。

(履修方法)

第32条 授業科目の履修については、必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 学生は、別表第3に定めるところにより単位を修得しなければならない。

3 履修方法の細目については、別に定める。

別表第3

学部	学科	教養教育科目				専門教育科目	合計
		外国語を除く基盤教育、総合教育、展開教育、主題研究	外国語	キャリア教育	計		
文学部	全学科	26 単位以上	2 外国語以上、 16 単位以上	4 単位	46 単位以上	84 単位以上	130 単位以上
公共政策学部	全学科	26 単位以上	2 外国語以上、 12 単位以上	4 単位	42 単位以上	92 単位以上	134 単位以上
生命環境学部	食保健学科、 農学生命科学科	26 単位以上	2 外国語以上、 12 単位以上	4 単位	42 単位以上	82 単位以上	124 単位以上
	環境デザイン学科	26 単位以上	2 外国語以上、 12 単位以上	4 単位	42 単位以上	84 単位以上	126 単位以上
	環境・情報科学科、 森林科学科、 生命分子化学科	26 単位以上	2 外国語以上、 12 単位以上	4 単位	42 単位以上	86 単位以上	128 単位以上

注 各学部、各学科ともに、「教養教育科目」の修得単位には、必ず「新入生ゼミナール」、「情報処理基礎演習」「スポーツ実習」「キャリア入門講座」及び「ケースメソッド・キャリア演習」計10単位が含まれていなければならない。

教養教育科目は、7つの目的をもって開設され、①基盤教育科目、②総合教育科目、③キャリア教育科目、④展開教育科目、⑤主題研究、の5つに区分される（表E-1-②-2, 3）。学生の多様なニーズに対応して科目選択の幅を拡大しつつ、今日の時代・社会にふさわしい知性と教養を育むとともに、論理的思考やコミュニケーション能力、課題探求型教育や京都という地域性を重視して、専門教育への有機的関連を図っている。

表E-1-②-2 教養教育科目開設の7つの目的

①	学問の多様化・学際化に対応しつつ、今日の時代と社会を理解するために必要な社会・文化・自然に関する基礎的知識を深める。
②	事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力を育成する。
③	自分が生活する地域社会に対する関心や問題意識を高め、地域に対する幅広い視野と理解能力とを育成する。
④	社会性と協働の精神を培い、地域社会と積極的に関わり、仕事と生活の調和のとれた生き方を実現できる能力を育成する。
⑤	多文化社会に生きる市民にふさわしい外国語運用能力と異文化理解への視点を育成する。
⑥	社会生活を営むうえで必要な情報処理能力を身につけるとともに、自ら発展的に活用することのできる能力を育成する。
⑦	心と身体の健康を保つ方法を身につけ、実践できる能力を育成する。

(参考) 資料5-1-②-1 「各学部学科・研究科専攻の履修要項」 p.3

表E-1-②-3 教養教育科目の5区分

科目群	科目の性格	用意科目数	
基盤教育科目	本学学生が共通に学び、学生教育の共通基盤を形成する基幹科目群	36科目 (うち外国語28科目)	新入生ゼミナール*、情報処理基礎演習*、スポーツ実習 I, II *、スポーツ科学、食と健康の科学、おいしさの科学とデザイン、心の健康、外国語(英語8科目、ドイツ語、フランス語各6科目、中国語、朝鮮語各4科目)(*は必修科目)
総合教育科目	今日の学問の多様化・学際化及び学生の幅広い関心に対応して開設する科目群	99科目	人間と文化系科目群(28科目) 現代と社会系科目群(27科目) 自然と生命系科目群(35科目) リベラルアーツ・ゼミナール(9科目)
キャリア教育科目	学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図り、仕事と生活全般との調和のとれた働き方・生き方を創造していくために必要な能力を培うための科目群	2科目	キャリア入門講座*、ケースメソッド・キャリア演習*(*は必修科目)
展開教育科目	学生の科目選択の幅を広げるため、各学部等で開講される専門教育科目のうち概論・入門等の専門教育の基礎的科目や教養教育と関連の深い科目群	130科目	主題別履修モデルコース科目を構成する 所属する学部・学科の専門教育科目として履修できる科目は、展開教育科目(教養教育科目)として履修することはできない
主題研究	学生が主題別履修モデルに沿って学習する中で特に興味を抱いたテーマを自由に取り上げ、主体的発展的に行う課題探求型学習 (資料5-1-②-2)	1科目	9つの主題別履修モデル(A京都学、B環境共生、C文学と文化、D歴史と地域、E現代社会、F人間科学、G生命と自然、Hくらしと生命、I自然と産業)に沿った学習を進め、教養教育センターに「主題研究」レポートを提出する。主題研究認定証を授与する。

また、2大学間ならびに大学コンソーシアム京都における単位互換制度に加え、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で3大学連携による教養教育の単位互換制度を取り入れている(表E-1-②-4、資料5-1-②-3)。

表E-1-②-4 本学の単位互換制度について

<p>7 他大学との単位互換</p> <p>本学では、大学教育の充実と大学間交流、授業科目の多様な展開を図るうえで有益な単位互換制度を設けており、本学と(注)単位互換協定を締結している大学、短期大学の提供科目を履修できる。平成19年度から、京都工芸繊維大学、京都府立医科大学との3大学連携の一環として、教養教育科目に関する単位互換を実施している。提供される科目は、毎年度募集ガイド等で示す。所定の手続きをすれば無料で履修でき、単位が修得できる。ただし、希望者が定員を超過した場合は、選考されることがある。許可された者は、科目提供大学のルールを遵守し、誠実に履修すること。学部ごとに履修の条件や、卒業に必要な単位として認定される単位数が異なるので、所属する学部の履修案内に注意すること。</p> <p>(注) 本学が平成26年度に単位互換協定を締結している大学等</p> <p>(1)財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換事業に参加する大学</p> <p>(2)京都工芸繊維大学</p> <p>(3)京都府立医科大学</p> <p style="text-align: right;">(参考)『学生便覧2016』 p.42</p>		
<p>■ 他大学での単位習得に関する規定は、次表のとおり</p>		
学部・学科	規程	参考
文学部	(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換科目、及び京都工芸繊維大学・京都府立医科大学・京都府立大学3大学連携による教養教育単位互換科目を6単位以内に限り卒業に必要な教養教育科目46単位に含めることができる。	資料5-1-②-1 p.21
公共政策学部	本学部では、在学中に他大学で修得した単位を、卒業に必要な単位に含めることができる。その際、教養教育科目については4単位、専門教育科目については、自由科目と合わせて12単位を上限とする。ただし、単位を修得した年度内に、所定の用紙によって学部長に申し出、学部教授会の承認を受けねばならない。また、教養教育科目・専門教育科目のいずれの科目とするかは、学部教授会で認定する。 (公財)大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換によって修得した単位は、学部教授会の単位認定を得て、上記の教養教育科目4単位に含めることができる。	資料5-1-②-1 p.34

生命 環境 学部	生命分子化学科	<p>【教養教育科目】：(公財) 大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換によって修得した単位は、8単位に限って卒業に必要な単位に含めることができる。</p> <p>【専門教育科目】：京都工芸繊維大学との単位互換によって修得した単位は、4単位までを卒業に必要な「専門教育科目」のうち「学科専門」のE群の単位として認める。</p>	資料5-1-②-1 p.48
	農学生命科学科	<p>【教養教育科目】：(公財) 大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換によって修得した単位は、8単位に限って卒業に必要な単位に含めることができる。</p> <p>【専門教育科目】：京都工芸繊維大学との単位互換によって修得した単位は、8単位までを卒業に必要な「専門教育科目」のうち「その他の専門科目」の単位として認める。</p>	資料5-1-②-1 p.52
	森林科学科	<p>【教養教育科目】：(公財) 大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換によって修得した単位は、8単位に限って卒業に必要な単位に含めることができる。</p> <p>【専門教育科目】：京都工芸繊維大学との単位互換によって修得した単位は、8単位までを卒業に必要な「専門教育科目」のうち「学科専門科目」の単位として認める。</p>	資料5-1-②-1 p.71
	食保健学科	<p>【教養教育科目】：(公財) 大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換科目は、8単位に限って卒業に必要な教養教育科目の単位として認定する。</p>	資料5-1-②-1 p.57
	環境・情報科学科	<p>【教養教育科目】：(公財) 大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換科目は、6単位を超えない範囲で卒業に必要な教養教育科目の単位として認定する。</p> <p>【専門教育科目】：京都工芸繊維大学との単位互換科目については、自由科目の単位を含め6単位を超えない範囲で主専攻の選択科目の単位として認定する。</p>	資料5-1-②-1 p.64
	環境デザイン学科	<p>【教養教育科目】：(公財) 大学コンソーシアム京都、京都工芸繊維大学及び京都府立医科大学との単位互換科目は、4単位に限って卒業に必要な教養教育科目の単位として認定する。</p> <p>【専門教育科目】：京都工芸繊維大学との単位互換科目については、自由科目の単位を含め6単位を超えない範囲で卒業に必要なその他の専門教育科目の単位として認定する。</p>	資料5-1-②-1 p.68

平成26年度からは、文部科学省大学間連携共同教育推進事業の下、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で京都三大学教養教育共同化を開始している(資料5-1-②-4、資料5-1-②-5)。これは、3大学が教養科目を相互に提供し、提供されたすべての科目を各大学が自大学の科目としている科目群であり、下記の3点をねらいとして取り組んでいる(資料5-1-②-6)。

1. 三大学は個々に規模が小さく、各大学で提供できる科目には限りがあるため、各大学の強みと特徴を生かした科目を提供しあい、学生の科目選択の幅を広げ、学修意欲を一層高めること。
2. 文系、理工系、医学系の専門分野や将来の志望の異なる三大学の学生が授業で混在し、多様な視点や価値観を交流して、一緒に学ぶ学修空間を創り出すこと。
3. 学生間の交流や討論、共同学修が進むよう学生参画型の授業を広げていくこと。

この共同化の中で、京都という地の地域的、歴史的、文化的特色を活かした「京都学」の授業を行っているが、三大学にまたがる学問分野の広さと、各大学の専門性の強みを生かした多様な京都学科目を開講している。さらに学生同士が交流し、共通のテーマで対話し議論する力を育むことをねらいとした少人数のゼミナール科目であるリベラルアーツ・ゼミナールなど特色ある科目を開講している(資料5-1-②-7)。

専門教育科目においても、各学部・学科において学問研究の動向や成果、社会的要請、人材養成の必要を踏まえて設定されたディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに従って体系的な教育課程を編成している。さらに、学問分野や社会的要請に沿った、主題別の特色ある履修プログラム等を設定し、卒業時に修了認定を行うなど工夫している(表E-1-②-5)。また、専門分野の講義に加えて、実験、実習、演習にも重点を置いて、当該分野の技術の習得に力を入れている。それとともに、各専門分野に対応した免許状や受験資格・登録資格等が得られる諸課程を開設し、所定の科目を履修し単位を修得した者にこれら専門の資格等が取得できるように工夫している(表E-1-②-6)。

表E-1-②-5 各学部・学科における特色ある履修プログラム

学部等	特色ある履修プログラム等の名称	参考
文学部 共通コース・プログラム (平成27年度まで)	(1)京都文化学コース(文学部副専攻) (2)英語コミュニケーション・プログラム (3)文化遺産学プログラム	資料5-1-②-8 p.63
文学部	国際京都学プログラム-みやこ文化、みやこのつながり- (平成28年度より)	資料5-1-②-1 p.19
公共政策学部 副専攻制度	①社会福祉プログラム、②人間形成プログラム(以上、公共政策学科学生用)、 ③社会保障プログラム、④自治体政策プログラム(以上、福祉社会学科学生用)	資料5-1-②-1 p.34-35
生命環境学部	(1)環境・情報科学科の専攻-副専攻制(副専攻を認定) (2)環境デザイン学科の①住環境・建築コース、②生活デザイン・ランドスケープコース	資料5-1-②-1 p.62-64 資料5-1-②-1 p.68-70

表E-1-②-6 各学部・学科で取得可能な免許状・資格等

学部・学科等	名称等(*受験資格等)
各学部・学科 (各学科において教科等に対応する教育職員養成課程を設置)	国語、英語、社会、地理歴史、公民、福祉、家庭、理科、理科・情報、 理科・農業の各教科並びに栄養教諭の一種教員免許状
文学部、生命環境学部(農学生命科学科、生命分子化学科、環境・情報 科学科、環境デザイン学科、森林科学科)	学芸員
公共政策学部福祉社会学科	社会福祉士*、精神保健福祉士*
生命環境学部生命分子化学科	毒物劇物取扱責任者、危険物取扱者(甲)*
生命環境学部食保健学科	栄養士、食品衛生管理者、食品衛生監視員、管理栄養士*
生命環境学部環境デザイン学科	1級建築士*、2級建築士*、インテリアプランナー*

資料5-1-②-1 「各学部学科・研究科専攻の履修要項」(平成28年度入学生履修案内)
資料5-1-②-2 学生便覧2016 p.53~55
資料5-1-②-3 平成28年度3大学連携 教養教育共同化事業 単位互換履修ガイド
資料5-1-②-4 文部科学省大学間連携共同教育推進事業 平成26年度報告書 時代が求める新たな教養教育
資料5-1-②-5 文部科学省大学間連携共同教育推進事業 平成27年度報告書 時代が求める新たな教養教育(前掲 資料2-1-②-18)
資料5-1-②-6 文部科学省大学間連携共同教育推進事業 京都三大学教養教育共同化パンフレット
資料5-1-②-7 平成28年度京都三大学教養教育共同化科目受講案内((前掲)資料2-1-②-15)
資料5-1-②-8 学生便覧 2015 p.63

【分析結果とその根拠理由】

教養教育においては、豊かな知性と教養に関する教育に加え、専門教育に必要な、自己学習、論理的・科学的思考力の育成、コミュニケーション能力の向上、さらには課題探求型教育や京都という地域性も取り入れ、専門教育への有機的連携を密にしている。専門教育においては、学術の発展動向や成果、社会的要請、人材養成の必要を踏まえて設定されたディプロマポリシー(学位授与の方針)やカリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)に従って体系的な教育課程を編成している。また、文学部、公共政策学部では主題別の特色ある履修プログラム等を設け、卒業時にはその修了認定を行う点、また生命環境学部では学科ごとに、専門の講義に加え、実験、実習、演習にも重点を置き、専門分野の技術の取得に力を入れている点は、体系的な専門教育を行い高度な専門能力を育成するという教育目的を実現するものである。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水

準が授与される学位名において適切なものになっているものと判断する。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズ：平成 20 年度から、新しい教養教育カリキュラムを構築し、観点5-1-②に示したように、基盤教育・総合教育・展開教育の各科目及び主題研究を設けて、学生の多様なニーズ、学術の発展動向等への対応を強化している。また、学則第 32 条に基づき、いくつかの学科では従来より専門教育科目について、履修した他学部等の開設授業科目を「自由科目」として卒業に必要な単位に認定するなどして、科目選択の幅の拡大を図ってきた（資料5-1-②-1 p.21, 33, 64, 68）。

学則第 37 条により、他大学等の授業科目の履修を認め、他大学等との単位互換としては、観点5-1-②にみた京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との単位互換制度や大学コンソーシアム京都の単位互換事業（科目提供と受講生受け入れ）へ参加している（表E-1-②-4、資料5-1-②-3）。

さらに平成 26 年度からは、観点5-1-②に示したように、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で京都三大学教養教育共同化を開始している。これは①人間と文化、②人間と社会、③人間と自然の 3 つの科目群から構成されており、平成 28 年度はそれぞれ 25 科目、27 科目、22 科目の計 74 科目の授業を提供しおり、教養教育における学生の科目選択の幅を大きく広げることにより学生の多様なニーズに応えている（資料5-1-②-7）。

また、インターンシップについて、大学コンソーシアム京都の事業紹介のほか、京都市教育委員会等と協定締結による学校ボランティア活動等、事業所個々との連携等にも取り組んでいる。

研究成果の反映、学術の発展動向：本学の教員は、生命環境学部は研究科、他の 2 学部は学部にも所属する組織形態になっている。研究科に属する教員は学部を兼務し、教育にあたっており、それぞれが、関連する学問分野の研究成果や学会の動向を取り入れ、講義、演習、実験、実習等を担当している。専門教育科目における研究内容の反映の一例を示すと、表E-1-③-1 のとおりである。さらに、教養教育科目についても、専門分野の研究を生かして、概論等の科目を担当している。

表E-1-③-1 授業等の内容に研究成果・学術の発展動向を反映している事例

<p>文学部歴史学科 授業科目 : 「東洋史学研究Ⅱ」 研究活動等の反映：アジア近代史に対する知識は、現代世界の動向全体を把握するうえで不可欠であり、なかでも中国のしめるプレゼンスは圧倒的に大きい。19 世紀から 20 世紀の中国の対外関係に関する研究に従事する担当者は、本講義で 18 世紀にいたる東アジアの世界秩序とその変容に対する巨視的な概観を試みようと、19 世紀の清朝の対外関係に関わる学説史を個別具体的に批判的に再検討し、多言語の文献・史料を紹介しつつ、最先端の史実解釈と論証を盛り込んだ研究事例を示している（岡本隆司『李鴻章』岩波新書、2011 年；T. Okamoto, "Qing China's Foreign Relations and Their Modern Transformation," <i>Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko</i>, No. 70, pp. 1-21, 2012；岡本隆司編『宗主権の世界史』名古屋大学出版会、2014 年）。</p>
<p>生命環境学部生命分子化学科 授業科目 : 「地球環境学」 研究活動等の反映：地球史を通じての陸・海・空の環境変化について学ぶことは、地球環境学の分野における重要項目の一つである。土壌中に存在する微粒子の性質や起源に関する研究に携わっている担当者は、黄砂が数万年かけて土壌に堆積したことによって土壌の性質が大きく変えられたことを、放射年代法や安定同位体比分析を併用することで証明しつつある。講義の中ではその研究の一端についても紹介している。</p>

生命環境学部環境デザイン学科 授業科目 : 「環境デザイン概論」 研究活動等の反映: 当該分野の最近の取り組みに対する関心を高めるため、研究成果(例えば、長野和雄, 渡邊慎一: アルペンシスミントによる下腿温浴後の行動性体温調節抑制効果, 日本建築学会環境系論文集, 79, 93-98, 2014)を概説している。
生命環境学部環境デザイン学科 授業科目 : 「環境デザイン実習ⅥA」 研究活動等の反映: 鉛直力と地震力等の水平力を各々分けて負担する構造システムは、損傷の累積が小さいことを研究により調べている。これをテーマにした設計課題を与えた。
生命環境学部森林科学科 授業科目 : 「森林植生学」 研究活動等の反映: 生態学の最新の成果をまとめた大学生向けの専門書である「地球環境変動の生態学(日本生態学会編)」に掲載した内容を反映して、最新の研究成果を取り入れて、日本列島や東アジアにおける植生変遷に関する講義を行っている。

社会からの要請: 現代社会においては主体的に考え行動し、多様な人々と連携・共同する豊かな感受性と高い倫理観を身につけることが求められている。これに応えるべく教養教育では京都三大学教養教育共同化を開始し、その中で学修歴や志向の違いを超えた多面的な視点による学修や討論を行う「リベラルアーツ・ゼミナール」を設けている(資料5-1-②-7)。ジェンダー教育の社会的必要性の高まりの中、平成13年度から開講を開始した教養教育科目の「現代社会とジェンダー」について、さらに内容の充実を図るため、生物学的視点を加えることで自然科学系のコンテンツを加え、文理総合的・融合的な科目とすることを考えている。専門教育科目では、文学部が京都に位置し京都と関わりの深い文学や文化、歴史を研究対象とする学部であることから、国際的視野のなかでそれらを学ぶことを目的に学部共通プログラムの一つとして副専攻「京都文化学コース」を設けている(平成27年度まで)(表E-1-③-2、資料5-1-③-1)。平成28年度からは、国際的な視野の育成、京都の地域社会や教育・文化交流に貢献できる能力を育むことを目的として、「国際京都学プログラム」を文学部の必修としている(表E-1-③-3、資料5-1-②-1 p.19-20)。近年、国際的な関心が高く、重要視されている生物多様性に関して、京都府が編さんした「京都府レッドデータブック2015」には生命環境学部教員の研究成果が多数掲載されており、その内容は、生命環境学部の講義である「京都の自然と森林」、「森林植生学」、「環境共生論」などに活かされている

表E-1-③-2 文学部共通プログラム 副専攻「京都文化学コース」

科目名	単位(必修・選択)	配当年次	備考
京都文化学概論Ⅰ	2(選択必修A)	1	・所属学科以外の学科の開設する科目は、自由科目として扱う。ただし、教養教育の展開教育科目に指定されている科目については、展開教育科目として履修することもできる。(その場合、自由科目として専門教育科目の単位に算入することはできない。教養教育の主題研究を履修する場合は、展開教育科目として履修すること)。 ・22科目52単位の中から、選択必修Aより2単位、選択必修Bより2単位、その他の選択必修・選択よりの12単位をふくめ、計16単位以上を履修すること。履修者には、副専攻「京都文化学」の履修認定を行う。 ・履修にあたっては、担任・指導教員とよく相談し、計画的に履修すること。
京都文化学概論Ⅱ	2(選択必修A)	1	
京都文化学基礎演習Ⅰ	2(選択必修B)	2	
京都文化学基礎演習Ⅱ	2(選択必修B)	2	
日本古文書史料演習Ⅰ	2(選択必修B)	1	
日本古文書史料演習Ⅱ	2(選択必修B)	1	
英語で京都Ⅰ	2(選択必修B)	3	
京都文化学基礎演習Ⅲ	2(選択)	3	
京都文化学基礎演習Ⅳ	2(選択)	3	
京都文学演習Ⅰ	4(選択)	3・4	
京都文学演習Ⅱ	4(選択)	3・4	
京都文学演習Ⅲ	4(選択)	3・4	
京都文学演習Ⅳ	4(選択)	3・4	
京都文学研究Ⅰ	2(選択)	3・4	
京都文学研究Ⅱ	2(選択)	3・4	
京都文学研究Ⅲ	2(選択)	3・4	
京都文学研究Ⅳ	2(選択)	3・4	
英語で京都Ⅱ	2(選択)	3	
欧米から見た京都	2(選択)	1	
※京都欧米翻訳文化論	2(選択)	2	

(日本欧米翻訳文化論)			※これらの科目については、括弧書きの科目名も含めて二重登録すること。
※京都の文化遺産 (文化遺産学概論Ⅰ)	2 (選択)	1	
※京都の歴史遺産Ⅰ (地域考古学Ⅰ)	2 (選択)	2	
※京都の歴史遺産Ⅱ (地域考古学Ⅱ)	2 (選択)	2	
※みやこの美術史 (日本美術史Ⅰ)	2 (選択)	2	
※京都欧米言語文化比較研究Ⅰ (日本欧米言語文化比較研究Ⅰ)	2 (選択)	3・4	
※京都欧米言語文化比較研究Ⅰ (日本欧米言語文化比較研究Ⅰ)	2 (選択)	3・4	

表E-1-③-3 文学部必修 「国際京都学プログラム」

	科目名	単位	必修◎ 選択○	配当年次 (○数字は 隔年開講)	備考
入門	国際京都学入門：[国際京都学入門]	2	◎	1	●必修科目の「国際京都学入門」2単位を含めて、下記のフィールド科目、講義科目、演習科目の各カテゴリーからそれぞれ1単位以上、合計12単位以上を修得しなければならない。 ●各開講科目は、文学部各学科の専門教育科目として扱い、卒業に必要な単位に含める。
フィールド科目	京都文化学フィールド演習：[京都文化学フィールド演習]	1	○	2	
	国際京都学フィールド演習：[国際京都学フィールド演習]	2	○	2	
	文化遺産フィールド政策論：[文化遺産フィールド政策論]	2	○	2	
	世界遺産都市研修Ⅰ：[世界遺産都市研修Ⅰ (オーストラリア)]	2	○	1	
	世界遺産都市研修Ⅱ：[世界遺産都市研修Ⅱ (ドイツ)]	2	○	2	
講義科目	国際京都学講義 (日中) Ⅰ：[京都文化学概論Ⅰ]	2	○	1	
	国際京都学講義 (日中) Ⅱ：[和漢比較文学概論Ⅰ]	2	○	1	
	国際京都学講義 (日中) Ⅲ：[中国文学史研究Ⅰ]	2	○	①②	
	国際京都学講義 (日中) Ⅳ：[中国文学史研究Ⅲ]	2	○	①②	
	国際京都学講義 (欧米) Ⅰ：[日本欧米翻訳文化論]	2	○	2	
	国際京都学講義 (欧米) Ⅱ：[日本欧米言語文化比較研究Ⅰ]	2	○	③④	
	国際京都学講義 (欧米) Ⅲ：[日本欧米言語文化比較研究Ⅱ]	2	○	③④	
	国際京都学講義 (歴史) Ⅰ：[西洋文化史概論]	2	○	1	
	国際京都学講義 (歴史) Ⅱ：[地域考古学Ⅱ]	2	○	2	
	国際京都学講義 (歴史) Ⅲ：[東洋史学研究Ⅰ]	2	○	③④	
国際京都学講義 (歴史) Ⅳ：[東洋史学研究Ⅱ]	2	○	③④		
演習科目	国際京都学文献演習 (日中) Ⅰ：[京都文化学基礎演習Ⅰ]	2	○	2	
	国際京都学文献演習 (日中) Ⅱ：[京都文化学基礎演習Ⅱ]	2	○	2	
	国際京都学文献演習 (日中) Ⅲ：[中国語会話a]	2	○	3	
	国際京都学文献演習 (欧米) Ⅰ：[欧米から見た京都]	2	○	1	
	国際京都学文献演習 (欧米) Ⅱ：[英語で京都Ⅰ]	2	○	3	
	国際京都学文献演習 (欧米) Ⅲ：[英語で京都Ⅱ]	2	○	3	
	国際京都学文献演習 (歴史) Ⅰ：[日本古文書史料演習Ⅱ]	2	○	1	
	国際京都学文献演習 (歴史) Ⅱ：[東洋史史料演習Ⅱ]	2	○	1	
	国際京都学文献演習 (歴史) Ⅲ：[西洋史史料演習Ⅱ]	2	○	1	

また、公共政策学部公共政策学科では、平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に選定された「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」を活用した特色ある教育プログラムを推進している(表E-1-③-4)。

表E-1-③-4 文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」を活用した取り組み

学部	学科	取り組み内容
公共政策学部	公共政策学科	「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」：龍谷大学を代表校とし、本学を始め京都府内の公共政策系大学・大学院を連携校として、京都府下の大学が連携し、地域課題の解決に大学が取り組む仕組みを教育課程に埋め込むことによって、新しい大学教育の創出に取り組む事業である（平成24年度～平成28年度）。地域連携を基盤とした体系的教育カリキュラムと運用スキームを開発するとともに、新しい公共を担う地域公共人材育成のために開発された学士レベルの地域資格制度「初級地域公共政策士」の資格認証を行う。（資料5-1-③-2）。

その他に、平成24年度文部科学省 大学間連携共同教育推進事業に選定された「産学公連携によるグローバル人材の育成と地域資格制度の開発」では、確かな公共マインドと、冷静なビジネスマインドを備えた地域経済を支える人材を育成し、グローバルプロジェクトマネージャーの資格を取得するための教育プログラムを推進している。また平成28年度からは、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」にも採択され、グローバルプロジェクトマネージャーの取得が可能な、地域創生の人材を育てるための新たな教育プログラム「グローバル人材資格プログラム」を開設している。

さらに本学の京都和食文化研究センターが中心となり、既存科目【文学・歴史】【栄養・食品】【農学】【法律・経済・政策】に加え、新しく【食文化】【しつらえ】【茶・華道】の科目も組み合わせた文理融合の学部横断型プログラム「和食の文化と科学」を平成27年度から開講している。

資料5-1-③-1 学生便覧 2015 p.63

資料5-1-③-2 京都府立大学 初級地域公共政策士 地域公共政策士 PROGRAM リーフレット
<http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4347/leaflet.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教養教育科目において、各学部の専門教育科目のうち基礎的な科目92科目が展開教育科目として用意されており、提携大学や大学コンソーシアム京都の事業への参加による単位互換制度も取り入れている。さらに、近年では、文部科学省大学間連携共同教育推進事業に採択され、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との間で京都三大学教養教育共同化を開始した。また、文学部では国際京都学プログラムを、京都和食文化研究センターでは和食の文化と科学プログラムを開講するなど、学生の多様なニーズ・社会的要請に応える教育課程の編成が行われている。

以上から、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した教育課程の編成又は授業科目の内容となっていると判断できる。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

表E-2-①-1に示すとおり、各学部・学科の教育目的及び特徴に応じて、開設する授業科目は講義、演習、実験、実習等といった多様な授業形態を組み合わせ、バランスを考えて配置している。また、各内容に応じて学習指導法においても工夫を行い、例えば、少人数ゼミとして「新入生ゼミナール」の全学導入（42ゼミ開講、1ゼミあたり9～12人で平均10.5人）やフィールドワークを核とした「環境共生フィールド演習Ⅰ、Ⅱ」（資料5

ー 2ー①ー 1)、京都学等 9 つの主題別履修モデルに沿って主体的発展的に課題探究型学習を促す「主題研究」の設置、実習授業への TA の配置等を行っている（資料 5ー 1ー②ー 1 p. 9）。さらに平成 26 年度から開始した京都三大学教養教育共同化科目においては、多面的な視点による議論の習熟を目指した定員を 30 名までとした「リベラルアーツ・ゼミナール」や、伝統文化、芸術、自然環境などあらゆる側面から京都を学ぶ「京都学」を設置している（資料 5ー 1ー②ー 3）。

これらの工夫等により、一部の教養教育科目を除いて、全学的に少人数教育が一層行き渡り、学生一人ひとりのニーズや課題に応じたきめ細かい指導を行っている。

表 Eー 2ー①ー 1 各学部・学科等における授業形態の組合せと学習指導法の工夫例

学部・学科等		授業形態の組合せと学習指導法の工夫
全学	教養教育	<p>授業形態の組み合わせ・バランス 新生ゼミナール（2 単位）、情報処理基礎演習（2 単位）、スポーツ実習Ⅰ（1 単位）、スポーツ実習Ⅱ（1 単位）の必修の演習、実習において、情報処理能力、客観的な観察と論理的思考とその結果をまとめて発表する能力を養い、また、心身の健康を保つ方法を身につける。必修科目であるキャリア入門講座（2 単位）、ケースメソッド・キャリア演習（2 単位）では、社会的及び職業的自立を図り、調和のとれた働き方をするための能力を培う。さらに、外国語科目では、外国語運用能力を育成する。その他、総合教育科目、展開教育科目が講義として用意されている。</p> <p>学習指導法の工夫例 新生ゼミナールでは、10 名程の学生につき教員 1 名が担当し、ゼミにおける発表・議論による文献の講義を通して、多様な問題に関心を深め、学習の基本技術を習得する。また、「主題研究」は京都学等の 9 つの主題別履修モデルに沿って学習する中で特に興味を抱いたテーマを自由に取り上げ、主体的発展的に行う課題探求型学習である。外国語教育においては、ネイティブスピーカー配置を進めている。また、総合教育科目の「環境共生フィールド演習Ⅰ、Ⅱ」では持続可能な社会を探究し、地域の自然、暮らし、産業、歴史、文化と共生していくための「環境と共生する力」を習得する体験学習型環境教育であり、講義と興味に応じたフィールド演習から成っている（資料 5ー 2ー①ー 1）。共同化科目では、将来の専門分野が異なる京都三大学の学生が混在して受講することによって、学修歴や志向の違いを超えた多面的な視点による学修や討論を実現する。共同化科目の「リベラルアーツ・ゼミナール」では、社会の諸問題に関する多面的な議論や論考に習熟させるため、少人数での演習としている。</p>
	日本・中国文学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス 卒業論文、基礎演習、演習、選択必修の講義等を含めて 84 単位以上の修得が必要。基本的に日本文学・日本語学・中国文学の 3 分野全てを学ぶため選択必修科目 1 群（基礎演習等）から 3 科目以上、選択必修科目 2 群（演習類）から 2～3 科目以上、選択必修科目 3 群（講義類）から 6 科目以上を選択し履修しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例 ○学部共通コースとして、国際的視野の中で京都の文化や伝統について学ぶ「京都文化学コース」（副専攻）を開設している（平成 27 年度まで）。平成 28 年度からは、京都の地域社会や教育・文化交流に貢献できる能力を育むことを目的とした「国際京都学プログラム」を必修としている。 ○授業には大学院生が TA としてつくものがあり、また大学院との同時開講授業では大学院生が同席することによって、より高度な理解に到達できるように配慮している。 ○国文学・中国文学専攻においては、卒業論文の指導について、中間発表には専攻全教員が参加して、日本・中国双方の専門分野の教員による指導を行うとともに、口頭試問時においても主査はもとより専攻全員による集団指導体制を実施し続けている。</p>
	欧米言語文化学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス 卒業論文、基礎演習、演習、選択必修の講義等を含めて 84 単位以上の修得が必要。基礎演習 4 単位以上、演習 a・b を 8 単位および演習 c・d を 4 単位、計 12 単位以上、選択必修科目（講義類）24 単位以上を選択し履修しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例 ○高度な英語運用能力を涵養するため「英語コミュニケーション・プログラム」を開設している。 ○高度なドイツ語運用能力を涵養するために、レーゲンスブルク大学サマーコースを単位のなかに組み込み、参加を促している。 ○授業には大学院生が TA としてつくものがあり、また大学院との同時開講授業では大学院生が同席することによって、より高度な理解に到達できるように配慮している。</p>
歴史学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス 卒業論文、文化交流論、概論、研究、演習、史料演習等を含めて 84 単位以上の修得が必要。基礎演習（2 単位）、文化交流論（2 単位）、概論科目から 8 単位、研究科目から 8 単位、史料・文献演習および実習科目から 12 単位、演習科目から 8 単位を含み履修しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例</p>	

		<p>○文化遺産の理解・保存・活用を学ぶ「文化遺産学プログラム」を開設し、文学部学生に開放している。</p> <p>○授業には大学院生がTAとしてつくものがあり、また大学院との同時開講授業では大学院生が同席することによって、より高度な理解に到達できるように配慮している。</p> <p>○「文化遺産学プログラム」においてはフィールドワーク型授業も行い、現地調査の手法の習得に努めている。</p> <p>○西洋史・西洋文化史においては、多様な基礎語学力の確保のため、大学院向け授業や正規授業以外の時間において、ドイツ語、フランス語、イタリア語講義を行っている。</p>
公共政策学部	公共政策学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>専門教育科目の卒業単位数は92単位。学部共通科目群から10単位以上、基幹科目群から28単位以上、発展・応用科目群から10単位以上、演習・実習・卒業論文科目群から16単位以上(演習科目8単位、卒業論文8単位を含む)を含めなければならない。演習・実習科目が、1回生(基礎演習)、2回生(公共政策実習Ⅰ)、3回生(公共政策実習Ⅱおよび専門演習Ⅰ)、4回生(専門演習Ⅱ)と全学年にわたって配置されており、きめの細かい少人数教育のもと対話・討論する力の育成に努めている。また、公共政策実習Ⅰでは地域や行政機関へのフィールド調査、同Ⅱでは地方自治体等への配属実習を行っており、理論と実践のバランスのとれたカリキュラム構成となっている。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>公共政策実習ⅠおよびⅡでは、それぞれ「実習報告会」を行い、学内の学生・教員のみならず、調査・配属先関係者および広く一般市民の参加の下に活発な議論を展開している。「ケースメソッド自治体政策」では、官学連携を基盤にして学生が実践的な政策力を身につけられるよう、京都府職員等のゲストスピーカーの授業参加を積極的に進めている。また、福祉社会学科教員の協力を得て、「社会福祉プログラム」「人間形成プログラム」という二つの副専攻プログラムを準備し、より幅広い思考力・発想力を身につけることができるよう工夫を重ねている。</p>
	福祉社会学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>専門教育科目の卒業単位数は92単位。学部共通科目群から22単位以上(必修4単位、選択必修12単位を含む)、学科専門科目群から選択必修20単位以上、演習・卒業論文科目16単位以上を含めなければならない。演習科目が、1回生時の「新入生ゼミナール」(教養教育科目)に続いて、2回生(基礎演習)、3回生(専門演習Ⅰ)、4回生(専門演習Ⅱ)と全学年にわたって配置されており、きめの細かい少人数教育のもと対話・討論する力の育成に努めている。学科専門科目群は社会福祉学群と人間形成学群からなるが、前者は社会福祉士ならびに精神保健福祉士等の資格取得に必要な実習科目を用意しており、後者については社会学、教育学、心理学に関わる専門職に関連する実践現場の訪問・見学・調査等に意識的に取り組んでいる。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>社会福祉実習および精神保健福祉士実習については、それぞれ実習修了後、『報告集』を作成する(資料5-2-①-2、資料5-2-①-3)とともに、報告会を開催し、配属先関係者の参加のもとに例年充実したまとめを行っている。また、公共政策学科教員の協力を得て、「社会保障プログラム」「自治体政策プログラム」という二つの副専攻プログラムを準備し、より幅広い思考力・発想力を身につけることができるよう工夫を重ねている。</p>
生命環境学部	生命分子化学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>学部共通の「生命環境学概論」2単位、学科基礎科目から2科目(4単位)の講義、3科目(6単位)の実験、学科専門科目から8科目(16単位)の講義、4科目(8単位)の実験、専攻科目演習(2単位)、専攻科目実験及び卒業論文(6単位)が必修科目(合計44単位)である(必修科目では、講義50%、実験32%、卒論関係(演習、実験、論文)18%)。また、選択科目として、44科目(88単位)の講義が用意されている。選択科目では、主要な科目について、分野毎にA~D群(各4~5科目)に分け、A群から6単位以上、B群から6単位以上、C群から8単位以上、D群から8単位以上履修する。専門教育科目では、必修科目44単位と選択科目42単位以上を修得する。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>1回生で化学、物理、生物の3実験を必修とし、教員との距離を無くし専門実験への基礎を固めさせると共に、「生命の分子化学」を学科全教員によるリレー講義で行うことにより、いかに基礎学力が実際の研究の展開に必要であるかを実感させようとしている。2回生からは、教員全員による専門実験の指導を行っている。専門英語教育として、3回生前期に全体で「科学英語Ⅰ」の講義・演習を行い、後期に教員の個別指導によるより実践的な「科学英語Ⅱ」を実施している。</p>
	農学生命科学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>専門教育科目においては、学部共通科目の「生命環境学概論」2単位を含む14単位を必須科目とし、選択科目72単位以上の取得を卒業の要件とする。学科は2コース(植物生産科学コース、生物機能科学コース)を設けて、3回生でのコース選択までにはできるだけ幅広い知識を身につけさせることを目的に、他の学科よりも多くの選択科目を開設している。同時に専門コースに所属する前に、自然科学に関する基礎的知識と技術を修得させるための学科基礎科目では理科分野の基礎実験、農場実習等も含め26科目を開設している。各コースでは更に高度な専門知識を身につけさせるため実験実習を含む22科目(植物生産科学)と26科目(生物機能科学)を開設し、さらに技術中国語の修得を目指した科目を設けている。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>農学生命科学の幅広い知識を身につけさせることを前提とし、年度当初の履修ガイダンスを通して科目選択の履修指導、また学科独自の教科案内を作成、配布することで、いつでも的確な情報が手に入れられるよう工夫している。学生の自主性を尊重し、学生からコース選択の進路について相談があっても適宜応じるように留意している。</p>
	食保健学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>食の生産から食べる行為としての食事まで、食をトータルな視点で考えることのできる人材を養成するために、専門教育科目では、学部共通科目の「生命環境学概論」(2単位)を含む8単位、「論文講義法Ⅱ」(2単位)を含む学科基礎科目4単位、さらに食品化学、分子生物学、解剖生理学等の専門基礎分野42単位(管理栄養士44単位)、ライフステージ栄養学、公衆栄養学、</p>

	<p>病態栄養学、食品の調理と加工、給食経営管理論、栄養教育論等の専門的かつ実践的な科目からなる専門分野 32 単位 (管理栄養士 55 単位) の計 86 単位を卒業に必要な単位としている (管理栄養士 111 単位)。卒業時の取得資格には、管理栄養士国家試験受験資格に加え、栄養士、栄養教諭、食品衛生管理者、食品衛生監視員、家庭科教員免許がある。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>1 年生から「論文講読法 I」を開講し、専門分野への興味をより高めるため少人数で指導し、専門分野の論文に触れる機会を提供している。2 年生では、学科基礎実験として、数名ずつグループに分かれ研究室を巡回しながら、各研究室で必要とされる研究手法の基礎を学び、また研究の一端に触れさせている。3 年生からは、管理栄養士としてのモチベーションを高め資質を向上させるために府下の保健所、京都府立医科大学、小学校等と連携し、実践を通して学生のコミュニケーション能力を始め専門職としての能力を高める工夫をしている。さらに、課題発見力・課題解決力・プレゼンテーション力を養うための卒業研究を全員に課し、学会等にも積極的に参加・発表させている。</p>
環境・情報科学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>幅広い領域をバランス良くカバーできるように、専門教育では学部共通科目 7 科目 (14 単位)、学科共通科目 5 科目 (10 単位)、学科基礎科目 5 科目 (10 単位)、その他の専門科目 80 科目 (159 単位) と卒業研究に係わる科目 2 科目 (8 単位) を配置している。主専攻―副専攻制を採り、学科共通科目および卒業研究に係る科目を必修科目とし、合わせて、副専攻として情報環境学、応用数学、応用生物学、材料設計学、環境計測学、および環境科学基礎の 6 つを設け、体系的に用意された科目を修得することにより、卒業時に学士の学位取得に加えて、副専攻を修了したことを学位記等に記載し認定するものである。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>演習や実験は少人数による、きめ細かい学習指導を行っている。また、TA による演習や実験の補助を活用している。英語を 2 次試験で課していないため、学科独自に「ビジネス英語」、「専門英語」を設け、英語力の涵養を図っている。</p>
環境デザイン学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>卒業要件として専門教育科目 84 単位以上の修得を課している。そのうち、学部共通科目から 2 単位 (必修 2 単位)、学科共通科目から 18 単位 (必修 10 単位、うち実習 6 単位、選択必修 8 単位、うち実習 4 単位)、その他の専門教育科目から 54 単位 (必修 32 単位、うち実験 2 単位、卒業研究 8 単位、選択必修 22 単位、うち実験 2 単位) を含むこととしている。選択科目にも実習 7 単位、実験 4 単位を配置している。分野別には、学部共通科目は 14 単位、学科共通科目は 65 単位、その他の専門教育科目は 100 単位 (構造・材料生産系科目 20 単位、環境・設備系科目 18 単位、設計・計画系科目 22 単位、地域計画・ランドスケープ系科目 14 単位、生活デザイン系科目 18 単位、卒業研究 8 単位) を用意している。なおコースの内容に合わせて一部の選択必修科目や分野別の必要単位数を変えている。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>「住環境・建築コース」、「生活デザイン・ランドスケープコース」の 2 つの専門コースを設け、2 年生前期にいずれかのコースを自由選択させる。そのため、1 年生には「環境デザイン概論」等を通じて各分野に触れる機会を設け、広い視野からコースを選択できるよう工夫している。また少人数教育を活かし、1 年生の「論文講読法 I」における論文の講読・執筆演習や 2 年生の「環境デザイン実習Ⅲ」における住宅・オフィス等の設計演習などでは、数名ずつのグループに分けてきめ細かい教育を行っている。</p>
森林科学科	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>学部共通の「生命環境学概論」2 単位、学科基礎科目から 2 科目 (4 単位) の実験、学科専門科目 10 科目 (20 単位) の講義、2 科目の実習 (8 単位)、専攻科目実験 (2 単位)、専攻科目演習 (2 単位)、卒業論文 (4 単位) が必修科目である (必修科目では、講義 52%、実験 14%、実習 19%、卒論関係 (演習と論文) 14%)。また、選択科目として、45 科目 (90 単位) の講義、4 科目の実験 (8 単位)、3 科目の実習 (5 単位) が用意されている。専門教育科目では、必修科目 42 単位と選択科目 44 単位以上を修得しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>必修の森林科学基礎実習において、初年次における専門教育への動機付けを行い、上級生での専門教育科目の講義への導入の役割を果たしている。また、「森林科学総合実習」では、主に、京都府内に設置された演習林において、講義での技術的、理論的解説を、実際のフィールドにおいて体験し体得する。これらの必修の実習によって、森林科学科卒業生は、森林の管理、育成、保全、林産物利用、自然エネルギー利用に関する様々な技術を身につけることができる。さらに、平成 27 年度から開始した「森林科学特別実習」では本学や他大学による公開森林実習や行政機関等が行うインターンシップ実習などのさらに広い分野の実習を可能としている。また、上記の公開森林実習は全国の大学演習林と協定を結び、単位互換によって、他大学の様々な気候下の異なる森林において森林科学に関する実習を受けることができる制度である。</p>

資料 5-2-①-1	平成 28 年度開講表 環境共生フィールド演習 I、II
資料 5-2-①-2	京都府立大学公共政策学部福祉社会学科『社会福祉実習報告集』(2015 年度第 14 号)
資料 5-2-①-3	京都府立大学『精神保健福祉援助実習報告集』(2015 年度)

【分析結果とその根拠理由】

各科目の授業形態は、各学部・学科の教育目的及び特徴に応じて、相応数の講義・演習・実験・実習等が配置

され、バランスのとれた構成となっている。学習指導法に関して、平成20年度から新しい教養教育カリキュラムにおける初年次の少人数ゼミ「新入生ゼミナール」の全学導入、フィールドワークを核とした「環境共生フィールド演習ⅠおよびⅡ」、実習授業へのTAの配置等を行うなどの工夫を行っている。さらに平成26年度からは「リベラルアーツ・ゼミナール」や「京都学」など、新たな教育内容に応じた科目を新たに開講している。一部の教養教育科目を除いて、全学的に少人数教育が行き渡っており、学生一人ひとりのニーズや課題に応じた適切かつきめ細かい指導を行っている。

以上から、本学においてはバランスのとれた授業形態の組み合わせのもとで、様々な学習指導上の工夫を行うことで、十分な教育効果をあげることができる、適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、各授業科目について、集中講義等を除き、前期、後期とも講義・演習等15回、試験1回分を確保し、さらに補講日を設ける学年暦を定めて、授業時間数を確保している。また、授業を行う期間は年間で35週を確保している。

学生生活実態調査や教養教育共同化科目に関する授業アンケートを実施し、授業外学習（予習・復習）の時間について調査を行っている（資料5-2-②-1、資料5-2-②-2）。それらの結果も踏まえて、授業外学習（予習・復習）について、それぞれのシラバスに明示し、それぞれの授業の予習復習を促す工夫がなされている。例えば、文学部では演習・史料講読等の科目において、参考文献の紹介や関連史料の指示等を事前に行い、予習や事前学習を促している。日本・中国文学科では、試験により評価する一部の科目を除き、各授業とも前後期にレポート提出を義務づけ、教育的効果を上げるためコメントを付して返却している。また、各演習では担当時に詳細なレジュメ作成を課すほか、報告後修正を加えてレポートとして提出させるなど丁寧な指導を行っている。生命環境学部の森林植生学では、授業時に配布する資料に末尾に5問程度の問題を示し、4、5回の講義に1回はこれらの問題について的小テストを行うという、復習を促す仕組みを設けている。

導入期教育として新入生必修の「新入生ゼミナール」では、学習マニュアルを作成し、資料検索、レジュメ作成、討議、レポート執筆等を示して学習方法の向上を図っている（資料5-2-②-3）。

なお、履修科目の登録の上限設定（いわゆるCAP制度）については、2015年5月12日開催の教務部委員会企画委員会でCAP制度導入の必要性について問題提起を行い、2015年6月2日開催の教務部委員会において、学生の履修及び修得単位状況のデータ（資料添付）をもとに議論を行って、「認証評価への対応ならびにCOC+への申請という課題に応えるために、「全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取り組み」を平成29年度中に導入することに向けて検討を開始する。」（「平成29年度中に導入する」とは平成30年度から実施することを意味している。）ことを決定し、京都府立大学法人平成28年度年度計画（資料5-2-②-4）では「CAP制の導入や、成績評価の厳格性・客観性を担保する仕組みなど具体案を作成する」（年度計画番号32）と明記した。

なお、今後の作業については、平成28年2月1日に設置された教育評価・開発推進室において「GPA、CAP制等、学修の実質化に関する学内制度の検討」が行われることになっており、教育評価・開発推進室でのデータ集積と分析をもとに原案作成、教務部委員会での検討審議が行われることになっている。

資料5-2-②-1	2015年度 学生生活実態調査報告書 p.14
資料5-2-②-2	京都三大学教養教育研究・推進機構『平成27年度報告書』 p.96-103
資料5-2-②-3	2016年 新入生ゼミナールマニュアル (前掲 資料2-1-②-2)
資料5-2-②-4	京都府公立大学法人平成28年度年度計画 p.4 http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/keikaku/files/28keikaku.pdf

【分析結果とその根拠理由】

多くの授業において、練習問題やレポート、小テスト等の授業の工夫によって、学生が十分な学習時間を確保するような工夫がなされている。また、CAP制度やGPA制度の来年度からの導入に向けて、本年度の年度計画に記載するとともに、学内の関連部署において具体的な内容に関する議論および制度の確立が行われることとなっており、単位の実質化への配慮が行われていると判断する。

観点5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学では教育課程の編成趣旨に沿って、年度ごとに「開講表」(シラバス)を作成し、ホームページに掲載して、学生の科目選択に資する情報を提供している。教養および専門の各科目のシラバスには、科目名、単位数、担当者、履修条件、テキスト及び参考書、成績評価の方法・基準、授業概要(テーマ・目標)、授業計画、授業外学習(予習・復習)を掲載している。また、教員がウェブ上でシラバスの作成・登録が可能なシステム(名称:キャンパスWEBシステム)を構築、運用している(資料5-2-③-1)。シラバスの作成にあたっては、教員に対して成績評価基準の明示等の注意事項を具体的に指示するなどの工夫を行っている(資料5-2-③-2)。

資料5-2-③-1	キャンパスWEBシステム https://www4.kpu.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp
資料5-2-③-2	平成28年度 開講表(シラバス)作成の指針

【分析結果とその根拠理由】

本学の授業科目は、教育課程の編成の趣旨に沿って統一した様式でシラバスを作成し、学生に周知し、その科目選択に資する情報を適切に提供している。また、シラバスの利用状況はもとより、シラバス(開講表)に対する学生からの意見を踏まえて、教員は自らの授業科目のシラバスの改善に取り組むに至っている。以上から、適切なシラバスが作成され、活用されており、本観点にかかる本学の状況は適切なものであると判断する。

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

高校未履修科目への対応として、生命環境学部においては「化学実験及び同実験法」、「物理学実験及び同実験法」、「生物学実験及び同実験法」の科目を必修化しており、この中で理解しておかなければならない化学、物理、生物に係る基本的な事項に関して説明を行うとともに、それらに関連する実験を行うことによって理解を深めるように指導している。さらに、統計に関しても同科目の中で講義や演習を通して、理解を促すなど組織的な対応

を行っている（資料5-2-④-1）。

また、学部教授会・学科会議等で学生の状況を共有するなかで、個別対応・指導が必要なケースを把握し、クラス担任、ゼミ担当教員等が対応にあたる体制をとっている。1回生から3回生については、主にクラス担任が対応し、ケースによっては担任が学生の単位取得状況を教務システムによって把握し、個人的に学生と相談指導することもある。4回生以上については、少人数指導体制を活かして、卒業論文等の指導教員が直接、常時、学生の勉学の状況を把握し、相談等に応じるなどしている。

資料5-2-④-1 2016年度 「化学実験及び同実験法」、「物理学実験及び同実験法」、「生物学実験及び同実験法」

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力不足の学生への配慮等については、各学部、学科において、それぞれの現状や教育内容を考慮した上で、必要な対応がなされていると判断される。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学では、掲げる理念や行動憲章、学則の目的に基づいて、各学部・学科ごとにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）が明確に定められており、「学生便覧」にて明示し周知をはかっている。（表E-3-①-1）。

表E-3-①-1 各学部・学科のディプロマポリシー（学位授与の方針）

学部	学科	ディプロマポリシー（学位授与の方針）
文学部	日本・中国文学科	日本・中国文学科では、日本と中国とにわたる豊かな文学的素養ならびに日本ことに京都の伝統文化への理解と国際化への対応力を備え、当面する諸課題に対して自ら問い、考え、解決する力を身につけ、さらにそうした力を他者とのコミュニケーションを通じて鍛え、各自の思考・判断のプロセスと結果を的確な文章によって表現できる能力を有する人材を育成します。 こうした人材を育成するために、カリキュラム（教育課程）が編成されていますが、所定の単位を修め、卒業論文を提出し、論文試問に合格した学生は卒業が認定されます。論文試問においては、全教員が評価にあたり、上記の人材育成の目標に照らし、合議の上で厳正に学位授与が決定されます。
	欧米言語文化学科	①知識：・理解・欧米の英語圏・ドイツ語圏の歴史・社会・文化について幅広い知識を持つ。・英語の特徴や仕組みについて、幅広い知識を持つ。・言葉の働きという観点から、文化を総合的に理解することができる。・京都の文化と伝統について、幅広い知識を持つ。 ②思考：・複数の視点から物事を考えることができる。・自分の考えを論理的に推し進めていくことができる。 ③興味・関心：・言葉の仕組みや働き方に積極的な興味・関心をもつ。・文化の伝統や異文化交流のありかたについて、広い興味・関心をもつ。 ④態度：・自ら問題点を見つけ、探究する。 ⑤技能：英語あるいはドイツ語を用いて、日常的なコミュニケーションをすることができる。・日本語および英語あるいはドイツ語を用いて、論理的な文章を書くことができる。・自分の考えを論理的に話すことができる。・情報機器を用いて情報を収集し、発信することができる。・種々の英語メディアを利用し、理解することができる。・京都の文化について、英語あるいはドイツ語で紹介することができる。
	歴史学科	学士（歴史学）の授与にあたっては、以下の能力を有していることを重視する。・古文書などの史資料や英語・中国語などの外国文献を正確に読解でき、それに基づいて実証的・論理的に論を組み立て、的確に表現できる。・国際的な視野から地域社会の歴史・文化に対する正しい知識と深い理解をもち、現代に生起する諸問題に対処することができる。・さまざまな文化遺産に対して深い理解をもち、それを調査して保存・活用に資する能力を有する。 教職や博物館学芸員などの資格授与にあたっては、歴史学の研究成果や文化遺産を次世代に伝えてゆく基礎知識や実践的能力の獲得を重視する。
公共政策学部	公共政策学科	学習者は、公共政策学部公共政策学科のカリキュラムの履修を通して、生涯にわたる人間発達を多様に保障しうる社会（福祉社会）の実現を、個人、NPO、地域コミュニティ、企業、行政などの協働を通じて行うことの意義と必要性を理解することが求められる。また、福祉社会の実現のため、法学、政治学、経済学などの社会科学の基礎的な学力をはじめとする公共政策の企画立案や管理運営に必要な基礎的能力を獲得することが求められる。これらの要求を満たした学習者には公共政策学部から学士（公共政策学）の学位が授与される。
	福祉社会学科	学習者は、公共政策学部福祉社会学科のカリキュラムの履修を通して、生涯にわたる人間発達を多様に保障しうる社会（福祉社会）の実現を、個人、NPO、地域コミュニティ、企業、行政などの協働を通じて行うことの意義と必要性を理解することが求められる。また、福祉社会の実現のため、社会福祉学、社会学、教育学、心理学などの基礎的な学力を身につけ、講義ならびに少人数演習を通じて資料収集・作成能力、論理構成能力、プレゼンテーション能力、議論する能力を獲得し、福祉社会の諸領域において、諸問題を科学的に発見、定義し、解決に貢献することが求められる。これらの要求を満たした学習者は公共政策学部から学士（福祉社会学）の学位が授与される。
生命環境学部	生命分子化学科	生命現象や生命環境を分子レベルで解明しその成果を社会に役立てることを目的として、「化学」を基盤とした生命化学の専門教育と先端研究を行い、高度な知識と技術を備え、広い視野と柔軟で論理的な思考力を有する人材を育成する。
	農学生命科学科	生物学ならびにその関連分野の幅広い基礎知識をもとに、農業と生命科学の全般に関する専門知識と技術、ならびに国際性を備えた指導力を修得させ、環境に配慮した農作物と畜産製品の持続的生産システムを創出し、医療、エネルギー分野を包括する新技術の開発にまで対応でき、これらの知識と技術をもとに国際的にも貢献する人材を組織的に養成する。
	食保健学科	食保健学科では、人々のQOLの向上という視点から、食物と食生活をとりまく課題を総合的にとらえ、望ましい食生活とライフスタイルのあり方を解明できる人材の育成を行っている。卒業要件としては、教養教育科目（基盤教育科目、総合教育科目、展開教育科目、主題研究、キャリア教育科目）42単位以上、専門教育科目（学部共通科目、学科基礎分野、専門基礎分野、専門分野）82単位以上、計124単位以上となっている。特に専門分野における専攻科目実験、科目演習に力を入れており、公開で研究発表会を行うなど厳しく指導を行い、課題の発見・解決能力をもった食のプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材の育成を行う。管理栄養士国家試験受験資格取得には、加えて29単位（専門基礎分野、専門分野）が必要である。
	環境・情報科学科	・自然科学、情報科学、数理学、環境科学の各分野についてバランスのとれた知識を得て、専門分野の研究に生かすことができる。・専門分野の内容に習熟し、自身の研究の基礎とすることができる。・習得した科学的知識や科学的思考力に基づき、自分の考えを論理的に説明できる。・習得した論理的思考力、直観力に基づいて、専門分野における課題を

		探究できる。
	環境デザイン学科	環境デザイン学科は、住居・建築学を基盤として、生活環境や生活空間に関わる専門性の高い「生活者の視点を重視した環境デザインに関する科学と技術の教育」に重点を置いている。さらに、循環型社会、ランドスケープ、プロダクト、生活美学などを包摂することでその専門領域を拡充している。少人数制を活かした丁寧な教育により、専門知識、創造力、俯瞰力、判断力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を鍛えるとともに、自然科学および人文・社会科学の両方に優れ、脱温暖化、安心・安全、環境共生などを目指して建築・都市・地域および生活環境・様式の創造に資する人材を養成する。
	森林科学科	森林を持続的に維持管理するための基礎および実践的教育・研究を行うことにより、森林と環境、資源、水、土壌の関係や森林の持つ災害防止機能、木質系資源の有効利用、およびこれらを総合的に管理するためのシステム等に関する専門知識と技術を修得させ、これらの教育を通して、森林学と林産学に関する知識を十分に身に付けた科学的な判断力、地域から地球規模までの資源・環境問題の解決に貢献できる科学的な能力を持ち、さらに、文化・歴史的、倫理的な判断力をも備えた高度な技術者、専門家を育成する。

【分析結果とその根拠理由】

各学部および各学科において、ディプロマポリシー（学位授与の方針）が明確に定められており、毎年「学生便覧」を発行し学生に配布することで周知も確実に行われており、本観点を満たしていると考えられる。

観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

成績評価については、試験をもって行い、優、良、可、不可の4段階で表され、前3者を合格とし単位が与えられる（学則第35条、表E-3-②-1）。「開講表」（シラバス）中には授業科目ごとに、成績評価の方法・基準を明記し、学期末の定期試験、学期中の小テスト、随時出される課題や出席の取り扱い等が詳述されている。こうした基準に従って採点、成績評価が行われ、キャンパスWEBシステムを通して素点が、教務担当へ提出される（素点評価については、80～100は「優」、70～79は「良」、60～69は「可」、0～59は「不可」と4段階の評定に対応している）（資料5-3-②-1）。この成績評価データは集計され、教務システムによって管理されている。

これら成績評価に関しては、「学生便覧」、「開講表」（シラバス）に明示し、年度始めの履修ガイダンスにおいて、学生に周知している。

表E-3-②-1 成績評価に関する学則

(単位修得の認定)
第35条 授業科目を履修した者に対しては、試験を行う。
2 試験の成績は、優、良、可及び不可の評語で表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

資料5-3-②-1 キャンパスWEBシステム利用の手引き

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教育の目的に応じた成績評価は、学則に定められ、評価基準は科目ごとにシラバスに示されている。これらは「学生便覧」に詳述されており、さらに履修ガイダンスにおいて学生に周知されている。成績評価はこれら基準に従って厳格に行われ、また単位認定も学則の定めに従って教授会において行っており、成績評価や単位認定は適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

授業によっては、学生から提出された学期末レポートや実験レポートについてコメントを付して返却するなどして、受講生に対して成績評価の講評をしている場合がある。

学生は成績評価等に疑義ある場合、学務課教務担当にその旨を申し出ることができ、このことは「学生便覧」に明示して周知をはかっている。授業担当教員は、学務課教務担当から連絡を受けた後、保存している試験答案やレポート、採点結果等、成績判定根拠資料を調査・点検し、学生の申し出に対応することとしている。

また同一科目におけるクラス間での成績評価の大きな差異がないよう、例えば教養教育科目として必修の「外国語」、「新入生ゼミナール」について、教養教育センターの小委員会等で議論し、成績基準の適切化を図っている（資料 5-3-③-1）。

京都三大学教養教育共同化科目では、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための基礎資料となる成績評価分布表についてもデータ整理を行い、それらをベースに外部委員も含めた「三大学教養教育運営協議会」において議論を進めている（資料 5-3-③-2）。

資料 5-3-③-1 平成 24 年度京都府公立大学法人の業務に関する評価結果 参考資料 (年度計画番号 50)
<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/fu-daigaku-01/documents/nenndohyouka.pdf>

資料 5-3-③-2 京都三大学教養教育研究・推進機構『平成 27 年度報告書』 p.96-103 (前掲 資料 5-2-②-2)

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、学生の成績評価に対する申し出について、学務課教務担当と授業担当教員とが連携して適切に対応しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。今後の課題としては、成績評価等の正確さをより一層担保するため、基礎データの収集や具体策の検討が必要である。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

卒業認定については、学則第 45 条に明確に定めている。すなわち、学則第 43 条に定める一定期間以上在籍し、学則第 32 条別表第 3 に示す卒業に必要な単位を修得した学生の修得単位数が各学部教授会に報告され、審議を経て、卒業資格が認定される。その後、卒業資格が認定された者に対して、学長が学士の学位を授与する（表 E-3-④-1、2）。

これらは「学生便覧」に明示し、年度始めの履修ガイダンスにおいて、学生に周知している。

表E-3-④-1 成績評価や卒業認定に関する学則

<p>(修業年限及び在学年限) 第43条 本学の修業年限は、4年とする。 2 学生は、8年を超えて本学に在学することはできない。 第44条 前条の規定にかかわらず、第28条の規定により入学した者の修業年限は2年次編入学生にあつては3年とし、3年次編入学生にあつては2年とする。 2 2年次編入学生にあつては、6年、3年次編入学生にあつては4年を超えて本学に在学することができない。 (卒業及び学士の学位の授与) 第45条 第43条第1項又は前条第1項に規定する期間以上在学し、学部所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者に対し、学部長は、教授会の議に基づき、卒業資格を認定する。 2 学長は、前項の規定により卒業資格を認定された者に学士の学位を授与する。 3 前項に規定する学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</p>

表E-3-④-2 各学部における卒業に必要な単位数 (京都府立大学学則 第32条別表第3)

学部	学科	教養教育科目				専門教育科目	合計
		外国語を除く基盤教育、総合教育、展開教育、主題研究	外国語	キャリア教育	計		
文学部	全学科	26単位以上	2か国語以上、16単位以上	4単位	46単位以上	84単位以上	130単位以上
公共政策学部	全学科	26単位以上	2か国語以上、12単位以上	4単位	42単位以上	92単位以上	134単位以上
生命環境学部	食保健学科、農学 生命科学科	26単位以上	2か国語以上、12単位以上	4単位	42単位以上	82単位以上	124単位以上
	環境デザイン学 科	26単位以上	2か国語以上、12単位以上	4単位	42単位以上	84単位以上	126単位以上
	環境・情報科学 科、森林科学科、 生命分子化学科	26単位以上	2か国語以上、12単位以上	4単位	42単位以上	86単位以上	128単位以上

注 各学部、各学科ともに、「教養教育科目」の修得単位には、必ず「新入生ゼミナール」、「情報処理基礎演習」、「スポーツ実習」「キャリア入門講座」及び「ケースメソッド・キャリア演習」計10単位が含まれていなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準については、学則に定められている。これらは「学生便覧」に詳述されており、さらに履修ガイドダンスにおいて学生に周知されている。また、卒業認定は教授会にて審議が行われており、適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、本学の掲げる理念や行動憲章、学則の目的に基づき、各研究科・専攻でカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を設定し「大学院学生便覧」にて明示して周知をはかっている（表E-4-①-1）。

表E-4-①-1 各研究科・専攻におけるカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

研究科	専攻	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）
文学研究科	国文学中国文学専攻	<p>国文学中国文学専攻では、日本語学・日本文学・中国文学の三分野にわたって、ほぼすべての時代における研究対象について高度に専門的な研究が深められるようにカリキュラムが編成され、和漢比較文学など複合的な分野にも配慮がなされています。</p> <p>学生は特殊研究や講義科目により高度で専門的な最新の知識を得るとともに、演習科目により他学生との協働や高度のコミュニケーション能力を向上させることができます。さらに特別総合研究（博士後期課程）では、全教員出席の下で口頭発表形式の授業が行われ、研究者として必要な学問的課題を自ら解決していく力や表現力を鍛えます。こうして培われた思考・判断のプロセスや結果を説得力ある的確な文章で表現する力を養成し、研究成果を社会に公開・還元するために修士（博士）論文を課します。</p> <p>学生に対しては指導教員を設けますが、教員全員が集団指導を行い、修士論文の中間発表や最終試問においても全教員が指導・評価します（博士後期課程は「特別総合研究」において集団指導が行われます）。</p>
	英語英米文学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 英米文学および英語学、日英翻訳、ならびにドイツ文学、フランス文学の学習を中心に、異文化理解を促す。 2 コミュニケーション能力を身につけるために、英語と日本語による議論と発表を行わせる。 3 英米文学および英語学の研究に関する学問的研究の方法（具体的には、文献・資料の収集・分析と文献・資料の活用方法）を修得させる。 4 英米文学と英語学の専門的な研究が行えるよう、分析のしかたと表現のしかたを修得させる。
	史学専攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 博士前期課程 学部教育との有機的連関を重視し、その4コースを継承して、日本史・日本文化史、東洋史・東洋文化史、西洋史・西洋文化史、文化遺産学の4つの専門種目からなる。それぞれの専門分野においては、古い時代から新しい時代にあたる史料・文献等の読解や研究報告をもとに討論する演習、研究課題をめぐる諸問題について議論を行う特殊研究、また最先端の研究成果を学ぶ講義を配置する。これらを通して専門分野の深い知識・技能を修得する一方、全院生・全教員参加のもとに学際的・総合的な観点から討論を行う史学総合演習を開講することによって、比較史的・世界史的な視野から問題を考える能力を育成する。これらの課程を通して、より高度な史料読解能力を磨き、自らの研究課題を明確にして、独創性に富む修士論文を作成できるように指導する。 2 博士後期課程 博士前期課程を継承して、日本史・日本文化史、東洋史・東洋文化史、西洋史・西洋文化史、文化遺産学の4つの専門種目からなる。それぞれの専門分野では特殊研究演習が開講され、専門領域において主体的に研究を行う能力を磨く。また、全院生・全教員が参加する史学総合研究演習を通じて、比較史的・世界史的見地から議論を行うことによって各自の問題意識を高めるとともに、後進を指導する能力の育成も図る。これらの基礎の上にあたって、学界に新しい問題提起ができるレベルの博士論文の作成を指導する。
公共政策学研究科	公共政策学専攻	<p>行政機関や民間諸組織などで広い視野からの問題発見・解決能力を持って公共政策を企画立案し、そのシステムを管理運営する高い能力を持った専門的職業人や研究者を養成することを教育目標としている。</p> <p>博士前期課程では、法学、経済学、政治学、政策学の各専門分野を基盤として、①地域における住民の暮らしや生活にかかわる法制度や政策のあり方を検討し、福祉社会システムを展望する教育研究と、②権力が進む自治体の公共政策ならびに住民と協働する行政経営のあり方を検討する教育研究とを有機的に連携させ、新しい「公共」のあり方を探求する。</p> <p>博士後期課程では、新たな公共政策理論の構築を目指し、公共政策研究に関わる専門分野の「特殊研究演習」を提供するとともに、同課程の大学院生に対して集団的体制による個別の指導を徹底する。</p>
	福祉社会学専攻	<p>博士前期課程では、社会福祉学、社会学、心理学、教育学などの各専門分野を基盤として、国・自治体や地域の福祉活動を創造・援助するための理論と方法、および人びとの生涯発達に寄与する理論と方法について教育研究を進める。これらを通じて、これらの分野に関わる専門的研究者並びに高度な職業人としてふさわしい専門的能力の獲得を目指す。</p> <p>博士後期課程では、新たな福祉社会理論の構築をめざし、福祉社会研究を構成する諸分野の「特殊研究演習」を通じて理論的検討を深めるとともに、同課程の大学院生と教員との集団的討議を通じて理論の深化・発展を追求する。</p>
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	<p>生命科学の基盤を総合的に学び高度な専門知識を修得できるとともに、専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力等を培えるように教育を行う。そのため、専門教育科目、基礎科学教育科目を体系的に編成するとともに、学際的な「プロジェクト科目」を設ける。また、博士前期課程学生には主指導教員及び副指導教員を定めて、研究及び学位論文作成等に対するきめ細かな指導を行う。</p>
	環境科学専攻	<p>環境科学の基盤を総合的に学び高度な専門知識を修得できるとともに、専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力等を培えるように教育を行う。そのため、専門教育科目、基礎科学教育科目を体系的に編成するとともに、学際的な科目群共通の科目を設ける。また、博士前期課程学生には主指導教員及び副指導教員を定めて、研究及び学位論文作成等に対するきめ細かな指導を行う。</p>

【分析結果とその根拠理由】

各研究科および専攻において、学問研究の動向や成果、社会的要請、人材養成の必要を踏まえたカリキュラム

ポリシーが明確に定められており、毎年「学生便覧」を発行し学生に配布することで周知も確実に行われており、本観点を満たしていると考える。

観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到に係る状況】

本学大学院では、表E-4-①-1に示した、各研究科・専攻ごとのカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、各学問分野の研究者及び専門的能力を有する高度な職業人を養成するため、表E-4-②-1に示すとおり、専門分野の講義、演習、実験等の体系的で特色ある教育課程を編成している。各授業科目の内容については、各研究科のシラバスに掲載している（資料5-4-②-1 p.114-133）。

表E-4-②-1 各研究科・専攻における教育課程の編成と内容

研究科	専攻	教育課程の編成と内容
文学研究科	国文学中国文学専攻	日本語学・日本文学・中国文学の3分野にわたって高度に専門的な研究が深められるように教育課程を編成し、特定の分野（専門種目）について最新の専門的知識を習得することはもちろん、関連分野についても十分な知識を得た上で研究を進めることができるように編成している。このような教育理念を端的に示した科目として、例えば、「和漢比較文学講義」（博士前期課程）・「和漢比較文学特殊研究演習」（博士後期課程）等があげられる。また、「特別総合研究」（博士後期課程）では、全教員による集団指導のもと、口頭発表形式の授業をおこなっている。
	英語英米文学専攻	英文学・アメリカ文学・英語学の3分野にわたって高度に専門的な研究が深められるように教育課程を編成し、少人数クラスで、ディスカッションと発表を通じた授業により自己表現能力を涵養できるように編成している。このような教育理念を端的に示した科目として、例えば、「特殊比較研究演習」（博士後期課程）等があげられる。
	史学専攻	日本史・日本文化史、東洋史・東洋文化史、西洋史・西洋文化史、文化遺産学の4分野から構成され、国際的な視野をもつ研究者・教員・学芸員等の人材養成を目指した教育課程を編成している。○博士前期課程では、各分野とも授業は講義、演習、特殊研究から構成され、講義と演習形式を併存させて各分野に必要な専門知識の提供と史料読解力の養成が行われる。また他分野の学生の研究にふれ意見交換する機会を設けるため、全史学専攻院生・教員が参加する「史学総合演習」という研究発表形式の授業が行われている。修了に必要な修得単位数（30単位）の他に、修士論文の作成を修了要件とし、各院生はそれぞれ指導教員の個別指導の下に研究調査を進めている。○博士後期課程では、各専門分野に「特殊研究演習」を設け、また全史学専攻院生・教員が参加する研究発表形式の授業「史学総合研究演習」を設けており、史料講読と研究発表、論文作成指導を主体とした教育課程となっている。また各年度末には、年次報告書を作成・提出させている。修了要件は、上記の単位8単位以上を修得し、かつ指導教員の指導の下で個別の研究を進展させた上で、博士論文の審査及び試験に合格することとしている。
公共政策学 研究科	公共政策学 専攻	博士前期課程では、経済学、法学、政治学、政策学の各専門分野を基盤として、①地域における住民の暮らしや労働と生活に関わる法制度や政策のあり方を検討し福祉社会システムを展望する教育研究と、②分権化が進む自治体の公共政策ならびに住民と協働する行政経営のあり方を検討する教育研究を推し進めるため、特講（講義）と演習形式の多様な授業科目を配置している。修了に必要な修得単位数（30単位）のうち、「公共政策論特講Ⅰ」（2単位）と各自の研究分野に属する演習4単位ならびに研究指導（4単位）、計10単位を必修とし、また30単位とは別に修士論文の作成を修了要件とし、学際的な学問体系の十全な理解にもとづく専門性の獲得を保証しうる教育課程を編成している。「公共政策論研究」（2単位）では公共政策学研究をリードする第一人者を客員教授として招聘しているほか、龍谷大学大学院政策学研究科との単位互換協定も結んでいる。 博士後期課程では、公共政策学研究に関わる専門分野の「特殊研究演習」を設けて、集団的かつ個別的な指導を徹底している。修了要件は、「公共政策学研究指導」4単位ならびに研究指導を受けようとする教員が担当する「公共政策学特殊研究演習」4単位の計8単位を修得し、かつ指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとしている。また「公共政策学特殊研究演習」の一環として、最低一回は全学の学生・院生および教員に開かれた「フォーラム」で研究報告を行うことが義務づけられている。
	福祉社会学 専攻	博士前期課程では、社会福祉学、社会学、心理学、教育学の4つの専門分野を基盤として、特講（講義）と演習形式の多様な授業科目を配置している。修了に必要な修得単位数（30単位）のうち「福祉社会論特講」（2単位）と各自の研究分野に属する演習4単位ならびに研究指導（4単位）、計10単位を必修とし、また30単位とは別に修士論文の作成を修了要件とし、学際的な学問体系の十全な理解にもとづく専門性の獲得を保証しうる教育課程を構成している。「福祉社会論研究」（2単位）では、院生の研究テーマに基づき、院生の希望を聞いた上で、その分野の研究をリード

		<p>する第一人者を招聘して授業を行っている。</p> <p>博士後期課程では、福祉社会学研究に関わる専門分野の「特殊研究演習」を準備し、集団的かつ個別的な指導を徹底している。修了要件は、「福祉社会学研究指導」4単位ならびに研究指導を受けようとする教員が担当する「福祉社会学特殊研究演習」4単位の計8単位を修得し、かつ指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとしている。また「福祉社会学特殊研究演習」の一環として、最低一回は全学の学生・院生および教員に開かれた「フォーラム」で研究報告を行うことが義務づけられている。</p>
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	<p>講義、実験、演習をバランスよく組み合わせるとともに、博士前期課程では必修科目の「専門種目科目」と、選択科目として基盤的な学問領域を体系的に教育する「基盤科目」、学際的な教育を行うために専攻横断的に設けた「プロジェクト科目」を配置している。選択科目は所属の専門種目に拘束されずに自由に選択・受講でき、さらに学習領域を拡大できるような他専攻等の科目の履修を認めている。</p> <p>基盤科目：体系的な教育課程の柱である「基盤科目」には5つの科目群を設定している。内訳は、生命科学や分子・物質科学を学ぶ基礎教育科目群である「植物分子生物学科目群」、「動物機能科学科目群」、「生命物質科学科目群」、および総合科学的な教育科目群である「植物生産テクノサイエンス科目群」、「食保健学科目群」である。</p> <p>プロジェクト科目：プロジェクト科目には、社会的要請や研究動向の変化に迅速に対応するため、3つの科目群を設置している。「食農科学科目群」は農学領域と食保健学領域との融合により、「安心・安全・健康・持続可能な食の生産から消費行動としての食生活のあり方」についての総合的教育を目指している。「分子・生命科学科目群」は生命科学と分子・物質科学分野における先端的研究領域を総合的・網羅的に学ぶことができる。また、博士前期課程に共通した基礎的な授業科目を提供するために「環境・コミュニケーション科目群」を設け、「英語コミュニケーション演習Ⅰ～Ⅲ」、「バイオビジネス論」、および「環境論」を設置している。「英語コミュニケーション演習Ⅰ～Ⅲ」は、国際会議等において研究発表、討論するための英語コミュニケーションの基本スキルを演習形式で学習する。「バイオビジネス論」は、知的財産やリスクコントロール、リスクコミュニケーション、生命倫理等、研究者・技術者として社会で活動するために必要な基本知識を教授する科目である。</p>
	環境科学専攻	<p>人の生活に直接関わる「居住空間」「生活空間」から、森林等の自然環境を中心とした「自然空間」までの様々な空間スケールに対応しながら、人を取り巻く多様な環境要素を取り扱い、さらには、それらの異なる空間スケールを統合的に扱うための情報処理技術を取り扱う講義により、持続的な社会の構築に必要な、人と自然の共生関係に基づいた安全で快適な空間形成についての高度な教育を行う。森林科学、生活環境科学、環境数理情報学の3つの専門分野から構成され、3分野連携による、総合的かつ専門的に環境科学を理解する専攻共通専門教育科目（選択必修）と、専門分野に沿った体系的な3つの科目群からなる教育課程を編成している。</p> <p>○総合的かつ専門的に環境科学を理解するため、3分野連携により分野横断的な内容からなる専攻共通専門教育科目として、環境科学基礎科目の「環境論」、「科学英語演習」、環境科学連携科目の「空間計画学特論」、「環境設計学特論」、「環境共生学特論」、研究手法連携科目の「環境実験法特論」、「環境調査法特論」「環境情報理学特論」を設けている。</p> <p>○3つの専門分野においては、それぞれ体系的な教育課程を編成し、次のような科目群を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「森林科学科目群」は、主に森林を中心とする自然環境に関する専門分野を体系的に修得できる科目を配置している。 ・「生活環境科学科目群」は、主に居住環境、生活環境に関する専門分野を体系的に修得できる科目を配置している。 ・「数理情報環境学科目群」は、自然環境および生活環境等を対象として、課題の理解および解決を行う上で必要となる論理的思考力や情報処理能力を養うため、数理科学、情報科学の専門科目を有機的・体系的に配置している。

資料5-4-②-1 「各学部学科・研究科専攻の履修要項」（平成28年度入学生履修案内）
 （（前掲）資料5-1-②-1）

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、それぞれの研究科および専攻の専門性に応じて、学術の発展動向や成果、社会的要請、人材養成の必要を踏まえて設定されたディプロマポリシー（学位授与の方針）やカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に従って体系的な教育課程を編成している。

以上のように、各研究科および専攻において、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているものと判断する。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、大学院生の多様なニーズに応えるべく授業科目の選択幅の拡充につとめている（資料5-4-③-1）。表E-4-③-1に示すとおり、各研究科では、他専攻や他大学大学院の授業科目を履修することができ、さらに修了に必要な単位とする場合もある。

表E-4-③-1 他専攻等の授業科目の履修について

研究科	他専攻等の授業科目の履修について
文学研究科	他大学大学院との単位互換制度はないものの、他大学大学院の授業科目を履修し単位とすることができる（文学研究科規定9条）。また、他専攻の授業科目の履修も可能である（文学研究科規定8条）。
公共政策学研究科	博士前期課程では、本学の他研究科及び公共政策学部以外の学部の授業科目を履修した場合、ならびに龍谷大学大学院政策学研究科との単位互換協定に基づく授業科目を履修した場合は、修得した単位のうち8単位は研究科会議の承認を得て修了に必要な30単位に含められるとしている。また、博士後期課程では、指導教員及び研究科会議が特に必要と認めた場合、他専攻又は他博士前期課程の授業科目を履修することができるようにしており、大学院生の多様なニーズに配慮している（大学院学生便覧 p.27-30）。
生命環境科学研究科	○応用生命科学専攻では、社会的要請や研究動向の変化及び国際化に迅速にかつ弾力的に対応できるように「バイオビジネス論」等の12のプロジェクト科目を開講している。また、他専攻および他研究科の専門教育科目または単位互換協定を結んでいる他大学大学院の単位互換科目から修得した4単位までは修了に必要な単位として認められる（大学院学生便覧 p.31）。 ○環境科学専攻では、以下の(1)～(4)の科目は、合計4単位までは、修了に必要な単位として認められる。(1)所属専門種目が属さない他の科目群の特論、(2)応用生命科学専攻の専門教育科目、(3)他研究科の専門教育科目、(4)単位互換協定を結んでいる他大学大学院の単位互換科目（大学院学生便覧 p.35）

また、表E-4-③-2の授業例のように、教員は研究成果や最新の国内外の学会の動向を教育内容として取り入れたり、さらに社会からの要請に配慮した授業科目を設置したりするなどして、教育課程の編成、教育内容に工夫を重ねている。

表E-4-③-2 研究成果の反映、学術の発展動向を取り入れた授業例

研究活動：「知」の制度性・政治性と冷戦期のフォークナー批評の問題
授業科目：アメリカ文学講義
研究活動の成果や学術の発展動向の授業内容への反映例： 金澤哲『フォークナーの『寓話』—無名兵士の遺したもの』（京都あぼろん社、2007）、金澤哲「アイロニック・ノスタルジック・ロード・ナラティブ」（松本昇・中垣恒太郎・馬場聡編、『アメリカン・ロードの物語学』（金星堂、2015）等 アメリカの作家ウィリアム・フォークナーに対する評価は、冷戦のイデオロギーを反映して1950年代に劇的な変化を遂げた。一方、フォークナー自身は冷戦のイデオロギーに乗せられつつ、それを内側から解体するポストモダン的な振る舞いを展開していった。授業ではエドワード・サイードの『オリエンタリズム』を詳細に検討し、そこで指摘される「知」の制度性・政治性を冷戦期のフォークナー批評の問題と結びつけ、その上でサイードがほとんど触れなかった作家の側の抵抗の可能性をフォークナー後期の振る舞いに見いだせることを指摘し、受講生の戦後アメリカ社会への理解と批評的思考を促している。
研究活動：沖縄にみる基地提供事務と地方財政政策の研究
授業科目：地方財政論特講 I
研究活動の成果や学術の発展動向の授業内容への反映例： 川瀬光義『基地維持政策と財政』（日本経済評論社、2013年）、川瀬光義「米軍基地と財政」島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』（岩波書店、2015年）、川瀬光義「基地は沖縄の経済・財政の阻害要因である」（『世界』第865号、2015年4月）等 日米安全保障条約に基づき、沖縄をはじめとする日本の一部地域には基地提供義務が課せられるとともに、他方で過分の財政資金が与えられている。対象となっている自治体はもともと経済的・財政的に厳しい状況にあることからこの関係はきわめて複雑な様相を呈することになる。 担当教員は、このような財政政策の特質を「地域差別」という視点から解明する研究を精力的におこない、同時代史学会2014年大会、政治経済学・経済史学会近畿部会2015年大会、日本地方財政学会2016年大会等での研究発表をはじめとして、論文執筆・著書刊行等研究成果の公表に努めている。こうした研究成果や学会での議論を踏まえ、授業では、基地を維持するための財政政策が沖縄の自治体財政と地域経済にどのような影響を及ぼしているか、基地と並ぶ迷惑施設である原子力発電所を維持するための財政政策との相違等を講義するとともに、基地返還を見通した沖縄の経済と財政の将来像について既返還地の跡地利用の実情を踏まえて検討している。
研究活動：東アジアにおける第四紀の植生変遷に関する研究
授業科目：植生環境学特論

<p>研究活動の成果や学術の発展動向の授業内容への反映例: 高原光 (2006) 花粉分析による植生復元と気候復元. 低温科学, vol. 65 : 97-102、高原光(2007) 第四紀の氷期・間氷期変動に対する植生変遷. 哺乳類科学 47(1):101-106等</p>
<p>人類が出現した時代である第四紀は、温暖な間氷期と寒冷な氷期を繰り返してきた。このような気候変動に対して植生がどのように変遷してきたかを知ることは、自然史を理解する上で極めて重要である。さらに、このような知識は、現在の自然の状態を正しく理解し、将来の環境変化を予測するためにも欠かせないものとなっている。シベリア、極東ロシア、日本列島において古生態学的手法を用いて研究を進めており、国際第四紀学連合大会や国際花粉学会議で発表し、またそれらの研究成果を論文として発表している。その手法や成果あるいは国際的な最新の動向を取り入れて、まず第四紀における気候変動について講義し、日本列島を含むユーラシア大陸東部の植生変遷を花粉分析等の古生態学的成果に基づき解説している。</p>
<p>研究活動:遺伝子組み換え農業の評価と展望に関する研究</p>
<p>授業科目：植物バイオテクノロジー特論、植物分子生理学特論</p>
<p>研究活動の成果や学術の発展動向の授業内容への反映例: 椎名隆・石崎陽子・内田健・茅野信行著 (2015) 遺伝子組換えは農業に何をもたらすか(シリーズ・いま日本の「農」を問う) ミネルヴァ書房、椎名隆・石崎陽子・奥西紀子・増村威宏翻訳 (2011) 有機農業と遺伝子組換え食品 明日の食卓 丸善出版</p>
<p>世界の耕作面積の1割を超える土地で栽培されている遺伝子組み換え作物について、学術情報を基礎に、その利点や問題点を科学的に理解することが重要である。学術文献、政府機関や企業の報告書等について広範な調査を行い、農業上の利点や、環境および食品安全性などの問題について情報収集と分析を行っている。その結果について、最新の各種データを基礎にした講義を行うとともに、意見交換を行うことで学生の主体的思考を促し、温暖化に伴う気候変動と増大する人口圧力の下で、持続的な食糧生産システムと社会をどのように構築するかについて考えさせている。</p>

さらに、各研究科においては、表E-4-③-3に示すとおり、府民や行政、産業界からの要請に配慮した授業を実施している。

表E-4-③-3 社会からの要請に配慮した授業の例

研究科	専攻	社会からの要請に配慮した授業の例
文学研究科	国文学中国文学専攻	行政からの要請に配慮して、京都府立総合資料館所蔵史料の読解を進める「地域史演習Ⅰ・Ⅱ」および「地域史特殊研究演習Ⅰ・Ⅱ」等の授業を行っている。 日本語学・日本文学・中国文学の三分野にわたる高度で専門的な知識と、国際化への対応力を備えた職業人ならびに研究者を育成するために、課題を検証・解決する能力やその成果を表現するプレゼンテーション力を身につけるべく、「特別総合研究」(博士後期課程)の授業を博士前期課程の学生もまじえて行っている。
公共政策学研究科	公共政策学専攻	「政策評価論特講」(2単位)では、前半の10回で政策評価論の最新の文献を取り上げ検討するとともに、後半の5回ではそれを活用して、京都府内の各自治体から要請を受けて、それぞれの政策評価制度に対して改善提言するという授業を行っている。近年では、京都市、南丹市や京丹後市の評価制度に対する提言を行った。また舞鶴市が行っている市民評価会という取り組みにこの授業を履修している院生がアシスタントとして参加している。
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	バイオビジネスの世界で求められる知財戦略、リスクコミュニケーション、食機能性評価、マネジメント、ゲノム科学、生命倫理等の基本知識の習得を目的として「バイオビジネス論」を設置し、産業界及びアカデミアから多彩な専門家を招聘することで、研究者・技術者として社会で活動するための基盤的な教育を行っている。また、「植物バイオテクノロジー特論」では、第一線の研究者を招聘し、植物科学の最先端の研究成果を学ぶ機会を提供している。平成26年度実績では、学内9名、他大学研究機関9名、国外5名の研究者の講演を実施した。
	環境科学専攻	文部科学省が主管する革新的イノベーション創出プログラムでの、高齢者・認知症患者の表情分析技術の開発の成果を取り入れて、「環境応用情報学演習」「環境応用情報学実験」の授業を実施した。

特に、公共政策学研究科公共政策学専攻では、平成24年度文部科学省 大学間連携共同教育推進事業に選定された「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」を活用した特色ある教育プログラムを推進している。

表E-4-②-4 文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」を活用した取り組み

研究科	専攻	取り組み内容
公共政策学 研究科	公共政策学専攻	「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」：龍谷大学を代表校とし、本学を始め京都府内の公共政策系大学・大学院を連携校として、京都府下の大学が連携し、地域課題の解決に大学が取り組む仕組みを教育課程に埋め込むことによって、新しい大学教育の創出に取り組む事業である（平成24年度～平成28年度）。地域連携を基盤とした体系的教育カリキュラムと運用スキームを開発するとともに、新しい公共を担う地域公共人材育成のために開発された修士レベルの地域資格制度「地域公共政策士」の資格認証を行う。（資料5-4-③-2）。

資料5-4-③-1	京都府立大学大学院学則30条、31条 http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/502.pdf
資料5-4-③-2	京都府立大学 初級地域公共政策士 地域公共政策士 PROGRAM リーフレット （（前掲）資料5-1-③-2） http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4347/leaflet.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、所属する専攻内にとどまらず必要な授業を履修できる仕組みによって広く大学院生のニーズに応え、また教育内容も研究成果を十分に反映、学術の動向にも対応、京都の地域・行政などと連携した特色ある授業も実施している。さらに、公共政策学専攻では文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」を活用した教育プログラムを推進している。

以上から、教育課程の編成又は授業科目は、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した内容となっていると判断する。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

本学大学院ではすべての研究科において少人数教育が行き渡っており、また表E-5-⑤-1に示すとおり、各研究科・専攻において講義、演習、実験、実習等の多様な授業形態が提供されるとともに、それぞれの教育内容に応じて、また学生一人ひとりのニーズや課題に対応して学習指導法上も様々な工夫を取り入れている。

表E-5-⑤-1 各専攻における授業形態の組合せ・バランスと学習指導法の工夫例

研究科	専攻	授業形態の組合せ・バランスと学習指導法の工夫
文学研究科	国文学中国 文学専攻	授業形態の組み合わせ・バランス 博士前期課程においては、必ず日本文学・日本語学・中国文学3分野全てを履修するため、演習、特殊研究・講義等を含めて30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出しなければならない。博士後期課程においては、特殊研究演習、特別総合研究を含めて12単位修得し、博士論文を提出しなければならない。 学習指導法の工夫例 ○博士論文（課程博士）の前提として、博士論文資格申請の予備審査を行っている。 ○少人数の演習・文献講読の形態をとっている。 ○学生指導においては高度の学際的研究を達成するために複数の指導制をとっている。 ○全教員の出席・教育的指導の下、博士後期課程の「特別総合研究Ⅰ～Ⅲ」の授業において、前・後期課程の全学生が参加して学際的な角度から研究討議を行っている。
	英語英米文 学専攻	授業形態の組み合わせ・バランス 博士前期課程においては、演習、講義等を含めて30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出しなければならない。博

		<p>士後期課程においては、演習、特殊総合研究等を含めて12単位以上を修得し、博士論文を提出しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○博士論文（課程博士）の前提として、博士論文資格申請の予備審査を行っている。 ○少人数の演習・文献講読の形態をとっている。 ○学生指導においては複数の指導制をとっている。 ○博士後期課程の研究発表の授業には、前期課程の学生も参加させ、専門分野の枠も超えて、質疑応答・集団指導を行っている。
	史学専攻	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>博士前期課程においては、演習、特殊研究・講義等を含めて30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出しなければならない。博士後期課程においては、演習、史学総合研究演習等を含めて12単位以上を修得し、博士論文を提出しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○博士論文（課程博士）の前提として、博士論文資格申請の予備審査を行っている。 ○少人数の演習・文献講読の形態をとっている。 ○文化遺産学においてはこれに加えてフィールドでの実習を行っている。 ○全分野学生・全教員の参加する史学総合演習・史学総合研究演習を設定し、報告・討議を行っている。
公共政策学 研究科	公共政策学 専攻	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>博士前期課程の授業は、特講（講義）、演習、当該分野の研究の第一人者を講師として招いた「公共政策論研究」、そして「研究指導」からなり、修了要件は30単位の取得である。演習には、各自の研究分野に対応する演習が含まれていなければならない。またこの30単位とは別に修士論文を提出しなければならない。博士後期課程では、「公共政策学特殊研究演習」と「公共政策学研究指導」が必修であり、これらを履修したのち、博士論文を提出し口述試験に合格しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>少人数の演習・文献講読中心の授業形態をとっている。また、年度はじめに主指導教員と副指導教員を決め、複数の教員で研究・教育の指導を行っている。修士論文作成にあたっては全教員・院生参加のもとで開催する修論構想発表会（6月）、修論中間発表会（11月）への報告を義務づけている。博士後期課程では、副指導教員を2名に増やし、主指導教員と合わせて3名の指導体制とするとともに、「公共政策学研究指導」の一環として、研究科の全教員・院生の参加の下に「フォーラム」での報告を義務づけている。</p>
	福祉社会学 専攻	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>博士前期課程の授業は、特講（講義）、演習、当該分野の研究の第一人者を講師として招いた「福祉社会論研究」、そして「研究指導」からなり、修了要件は30単位の取得である。演習には、各自の研究分野に対応する演習が含まれていなければならない。またこの30単位とは別に修士論文を提出しなければならない。博士後期課程では、「福祉社会学特殊研究演習」と「福祉社会学研究指導」が必修であり、これらを履修したのち、博士論文を提出し口述試験に合格しなければならない。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>少人数の演習・文献講読中心の授業形態をとっている。また、年度はじめに主指導教員と副指導教員を決め、複数の教員で研究・教育の指導を行っている。修士論文作成にあたっては全教員・院生参加のもとで開催する修論構想発表会（6月）、修論中間発表会（11月）への報告を義務づけている。博士後期課程では、副指導教員を2名に増やし、主指導教員と合わせて3名の指導体制とするとともに、「福祉社会学研究指導」の一環として、研究科の全教員・院生の参加の下に「フォーラム」での報告を義務づけている。</p>
生命環境科 学研究科	応用生命科 学専攻	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>植物生産テクノサイエンス、食保健学、植物分子生物学、動物機能科学、生命物質科学の各専門分野の連携により、総合的に応用生命科学を教育するため、基盤科目 65 科目とプロジェクト科目 14 科目開講している。英語のプレゼンテーションやコミュニケーション能力を高めるための科目や、産業界の動向と連携した授業科目「バイオビジネス論」などの特徴的な科目も開講している。また、英語の専門書や論文を読解する能力、情報や計測結果を論理的に整理・発表・討議する技術を各研究種目の演習で指導している。さらに、専門種目の実験において、各分野における高度な技術を駆使した研究手法を用い研究を実施している。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>本専攻には物質科学から分子生物学、農学そして食科学と幅広い領域があり、これら幅広い領域を体系的に学ぶことができるように、「生命反応化学特論」等の生命をミクロな観点から捉える科目から「食農教育論」等の食と農をマクロな観点から扱う科目まで、多様な科目を開講している。</p>
	環境科学専 攻	<p>授業形態の組み合わせ・バランス</p> <p>森林科学、生活環境科学、環境数理情報学の各専門分野の連携により、総合的に環境科学を教育するため、選択必修となる専攻共通科目として、環境科学基礎科目の「環境論」「保健環境特論」、環境科学連携科目の「空間計画学特論」、「環境設計学特論」、「環境共生学特論」、研究手法連携科目の「環境実験法特論」、「環境調査法特論」「環境情報数理特論」を分野横断的内容で開講している。これらによって広く環境科学を専門的に理解するとともに、各科目群の専門種目の科目を履修する。また、英語の専門書や論文を理解するための「科学英語演習」、取得した情報や解析結果を論理的に分かり易く取りまとめ、発表・討議するために必要となる基礎的なプレゼンテーション技術を各専門</p>

	<p>種目の「演習」によって習得する。さらに、専門種目の実験において、各分野における高度な技術を駆使した研究手法を用い研究を実施している。</p> <p>学習指導法の工夫例</p> <p>環境科学では座学だけではなく、特にフィールドでの体験が重要である。そのため、多くの専門種目においては、講義内容に対応したフィールドでの実習を組み合わせることで効果を上げている。また、種目によっては、実験室における実験あるいは設計競技に応募する作品を創りあげることによる教育も行っている。</p>
--	--

【分析結果とその根拠理由】

すべての研究科において少人数教育が行き渡っており、学生一人ひとりのニーズや課題に応じたきめ細かい指導を行っている。E-5-⑤-1に示すように、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスへの配慮、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学大学院では、各授業科目について、集中講義等を除き、前期、後期とも講義・演習等14回、試験1回分を確保し、さらに補講日を設ける学年暦を定めて、授業時間数を確保している。

また、いずれの研究科においても、特講・特論・演習・特別演習等において文献講読や文献抄録作成、レジュメやレポートの作成・提出、プレゼンテーションや討論を重視して取り組んでおり、また修士論文・博士論文の進捗状況等の報告等、授業時間以外に多くの準備を必要とする課題を課している。

さらに文学研究科では、教科書や参考書を具体的に「開講表」（シラバス）に明記し、準備学習・復習等について具体的に指示するといった工夫を行っている。生命環境科学研究科では、実験においてデータの整理・解釈や中間結果報告等を課す工夫など、大学院生に十分に学習時間を確保できるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

多くの授業において、講義の他に、文献の講読、プレゼンテーション、討論、レポート、実習、実験等の授業の工夫によって、学生が十分な学習時間を確保するような工夫がなされ、単位の実質化への配慮がなされている。

観点5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学大学院では教育課程の編成趣旨に沿って、年度ごとに「開講表」（シラバス）を作成し、ホームページに掲載して、学生の科目選択に資する情報を提供している。各科目のシラバスには、科目名、単位数、担当者、履修条件、テキスト及び参考書、成績評価の方法・基準、授業概要（テーマ・目標）、授業計画、授業外学習（予習・復習）を掲載している。また、教員がウェブ上でシラバスの作成・登録が可能なシステム（名称：キャンパスWEBシステム）を構築、運用している。シラバスの作成にあたっては、教員に対して評価基準の明示等の注意事項を具体的に指示するなどの工夫を行っている（資料5-2-③-2）。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の各授業科目は、教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、かつ統一した様式でシラバスが作成されている。それらの科目の内容や、その選択に資する情報は大学院生に周知され、シラバスは適切に活用されている。以上のことから、本観点にかかる本学の状況は適切なものであると判断する。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点到係る状況】

本学大学院では、各研究科・専攻等において研究指導や学位論文等の指導にかかわる内規等を定めるなどして指導体制を整備し、それらに基づいて研究指導等を行っている。

例えば、大学院担当教員・指導教員の資格等について著書・学術論文等の業績評価の基準に基づいた指導資格基準を明示しかつ審査決定の手順を明らかにした指導資格審査要領等を設けて、大学院生に対する研究上の適切な指導を保障している（資料 5-5-⑥-1）。

また、主・副の指導教員等の決定や学位論文の作成から提出に至るまでの手順等を定めた内規等を設けている。例えば、公共政策学研究科では、受験時提出の研究計画書に基づき研究科会議にて仮指導教員をあらかじめ決定し、正式の研究計画書の作成や受講届の作成等の個別指導にあたり、その後提出された正式の研究計画書に基づき主任指導教員と副指導教員を決定する。生命環境科学研究科では、各科目群において、大学院生は、入学後直ちに主指導教員の指導

のもとで研究レビューを経て研究テーマを決定し、副指導教員1名が選定された後、主指導教員と副指導教員の継続的な指導を受けて研究を進める（表E-5-⑥-1）。

さらに、各研究科では内規等にしがって、博士前期課程においては修士論文作成に向けた中間発表会（研究科により実施時期は異なる）が必ず開催され、研究科・専攻によってはさらに構想発表会（公共政策学研究科では中間発表会の4ヶ月ほど前の6月半ば開催）や修論予備発表（文学研究科国際文化専攻の院生主体で7月半ば開催）を実施する。そして、修士論文提出後に、口頭試問や論文発表会等の開催・実施をとおして論文審査を行うという手順をとっている。博士後期課程では、学位（課程博士）の申請資格として博士予備論文（査読つき学術誌等の発表論文2本以上など）の提出を求めており、指導教員らは大学院生に対して学会報告、査読論文の作成・投稿等を系統的に指導している（資料5-5-⑥-2）。

表E-5-⑥-1 生命環境科学研究科の博士前期課程における研究指導の流れ

大学院生命環境科学研究科博士前期課程学生の研究指導に関する内規	
	平成20年4月1日制定 平成20年6月5日教員会議改正承認
1. 博士前期課程の主指導教員と副指導教員の選択	
学生は、入学時に主指導教員（1名）と副指導教員（1名）を、事務担当者を通じて研究科長に申告する。主指導教員、副指導教員は、M丸合資格の判定（認定）を受けた専任教員から選ぶ。副指導教員の選定に当たっては、学生と主指導教員で相談し、科目群で承認する。副指導教員は、原則として主指導教員と同一専攻の教員とする。副指導教員は、随時研究上の相談に乗ると共に、中間発表会、審査委員会に出席し意見をのべる。	
2. 博士前期課程の学位審査論文	
学生は、学位論文3部を研究科長に提出する。学位論文は、主査1名、副査2名からなる審査委員会で審査する。主査、副査とも、原則として専攻内のM丸合の資格審査を受けた専任教員から選ぶ。主指導教員が主査を、副指導教員が副査を、それぞれ務めることを原則とする。論文審査にあたっては、論文発表会での発表を義務づける。このとき、修士論文要旨を提出させる。修士論文発表会は、基本的に科目群を中心に開催する。	
3. 博士前期課程の指導スケジュール（例）	
M1 4月	主指導教員、副指導教員選定
M1 3月～M2 5月	中間発表会
M2 1月初旬	論文題目提出（主査、副査2名）
M2 1月下旬	学位審査願、修士論文（および要旨）提出
M2 2月上旬	修士論文発表会
4. 博士前期課程の中間発表会	
中間発表会は、基本的に科目群を中心に開催する。実施時期、実施方法については、科目群で検討する。	

これらの内容や具体的な日程、論文執筆要領等については、年度当初の各研究科・専攻の履修ガイダンスにおいて丁寧に説明して周知を図るとともに、さらに研究計画書や受講届の作成に関わる個別指導等も実施している（資料5-5-⑥-3）。

各研究科・専攻において、大学院生への教育的機能の訓練として、TA、RA制度を取り入れている（資料5-5-⑥-4, 5）。

また、表E-5-⑥-2に示すとおり、各研究科・専攻では組織した学会や研究会主催の研究大会やフォーラム、シンポジウムにおける研究発表会を利用したり、学内外の学会誌や研究会誌への論文投稿を指導したりする等、大学院生の研究活動を活発化させる取り組みを行っている。

表E-5-⑥-2 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組例

研究科	専攻	研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組例
文学研究科	国文学中国文学専攻 英語英米文学専攻 史学専攻	<p>○各専攻において、複数の教員による演習・発表の合同授業が行われており、研究発表や論文作成につながる研究指導が行われている。また専攻全体での修士論文の中間発表会等も実施している。</p> <p>○国文学中国文学専攻では、西安外国語大学へ毎年1名の大学院生を日本語教員として派遣し、教育的機能の訓練を行っている(資料5-5-⑥-6)。また、大学院生を主体とする国中文学会が設立され、定例の大会を開催して様々な研究テーマを広く議論できる機会を設けている(資料5-5-⑥-7)。</p> <p>○英語英米文学専攻では、京都府立大学英文学会の学会誌『コルヌコピア』に投稿するよう指導することにより、研究発表の機会を与えている。投稿論文は査読の上、コメントを加えて、本人に掲載の可否を通知する(資料5-5-⑥-8)。</p> <p>○史学専攻では、大学院生を主体とする洛北史学会が設立されており、授業時間以外に定例の研究会・大会等の開催を通じて様々な研究テーマを広く議論できる機会を設けている(資料5-5-⑥-9)。</p>
公共政策学 研究科	公共政策学専攻 福祉社会学専攻	<p>○年度当初に提出をもとめる「研究計画書」に基づき、主指導教員に加えて副指導教員を決定し、複数体制で研究の指導を行っている。また博士後期課程学生については、年度末にその年の研究成果報告書の提出を求めている。</p> <p>○公共政策学部および公共政策学研究科の教員・学生が中心となり、福祉社会に関する研究の促進・普及・発展を目的として「京都府立大学公共政策学部福祉社会研究会」が組織されているが、この研究会の主催で年数回「福祉社会フォーラム」が開催されている。大学院生に対してこの会での研究発表を推奨している。特に博士後期課程の院生については報告を義務づけている。</p> <p>○『京都府立大学学術報告 公共政策』への投稿と並んで同研究会誌『福祉社会研究』(資料5-5-⑥-10)への投稿を推奨し、体系的な論文指導を行っている。</p>
生命環境科 学研究科	応用生命科学専攻	<p>○主指導教員の他に研究テーマにふさわしい教員を副指導教員とする複数指導体制が実施されている。</p> <p>○博士前期課程の学生の研究について、各科目群を中心に中間報告会を実施することで、専門分野の異なる教員やポスドク研究者から、研究の方向性や研究技術に関するアドバイスを受ける体制を確立している。</p> <p>○「植物バイオテクノロジー特論」では、本学と京都府農業資源センターと京都産業大学の研究交流組織である「京都バイオテク談話会」が開催する「植物バイオテクシンポジウム」へ参加することにより、関連分野の最新テーマについて国内外の第一線の研究を学ぶ。</p>
	環境科学専攻	<p>○博士前期課程では、主指導教員の他に研究テーマにふさわしい教員を副指導教員とする複数指導体制が実施されている。</p> <p>○博士前期課程の学生は、各科目群を中心に中間報告会を実施することで、指導教員以外の教員や院生・学術研究員等から、研究の方向性や研究技術に関するアドバイスを受ける体制を確立している。</p> <p>○博士後期課程では、入学から修了までの具体的なタイムスケジュールを作成し、年次ごとの指導が効果的に行われるように研究指導を行っている。また、初年度および2年度の末に年度末報告会を実施することにより指導教員以外の教員等から、研究の方向性や研究技術に関するアドバイスを受ける体制を確立している。</p>

- 資料5-5-⑥-1 京都府立大学大学院生命環境科学研究科大大学院指導資格審査要領
(前掲)資料3-2-①-6)
- 資料5-5-⑥-2 公共政策学研究科 「課程博士の申請・授与について」
- 資料5-5-⑥-3 文学研究科史学専攻 「修士論文提出要項」
- 資料5-5-⑥-4 京都府立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱
- 資料5-5-⑥-5 京都府立大学リサーチ・アシスタント取扱要綱
- 資料5-5-⑥-6 京都府立大学との西安外国語大学との交流協定書
- 資料5-5-⑥-7 京都府立大学国中文学会会則
- 資料5-5-⑥-8 京都府立大学英文学会 規約、学会誌『コルヌコピア』投稿規定、履修ガイダンス資料
(3. 学会発表、学術雑誌への投稿)
- 資料5-5-⑥-9 洛北史学会 http://www2.kpu.ac.jp/letters/hist_studies/rakuhoku/index.htm
- 資料5-5-⑥-10 京都府立大学福祉社会研究会『福祉社会研究』(第16号 2015年)

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、各研究科において、少人数教育によるきめ細かな研究指導、学位論文に係る指導の体制整備が整えられており、年間の計画に従って、適切に実施されている。とりわけ、各研究科・専攻の教育目的及び特徴に応じて、研究指導、学位論文に係る指導に対する様々な取組や工夫を行っている。具体的には、学会、シンポジウム等の学術集会に参加を促す等によって、より広い視野・研究力量を獲得・形成していけるよう指導に力を注いでいる。

以上から、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学では、掲げる理念や行動憲章、学則に定める大学院の目的に基づいて、各研究科・専攻ごとにディプロマポリシー（学位授与の方針）が明確に定められている（表E-6-①-1）。

表E-6-①-1 各研究科・専攻におけるディプロマポリシー（学位授与の方針）

研究科	専攻	教育課程の編成と内容
文学研究科	国文学中国文学専攻	国文学中国文学専攻では、日本語学・日本文学・中国文学の三分野にわたる高度で専門的な知識と自国文化への深い理解に基づく国際化への対応力を備え、既成の価値観にとらわれない独自の問題意識を育み、解決して行く力を身に付けるとともに、そうした課題を他者とのコミュニケーションを通じて高度に鍛え、社会における自己の役割を自覚し、各自の思考・判断のプロセスや結果を説得力ある的確な文章で表現して、社会にその成果を積極的に発信できる「高度な専門知識を備えた職業人」ならびに「研究者」を育成します。 こうした人材を育成するために、カリキュラムが編成されていますが、所定の単位を修め、修士論文を提出し、最終試験に合格した学生は修了が認定されます。最終試問においては、全教員が評価にあたり、上記の人材育成の目標に照らし、合議の上で厳正に学位授与が決定されます（博士後期課程では、所定の単位を修めた後、主査・副査教員による博士論文審査、全教員による合議の上で厳正に学位授与が決定されます）。
	英語英米文学専攻	英語英米文学専攻の博士前期課程では、所定の単位を修得し修士論文を提出して審査に合格することによって、博士後期課程では、所定の単位を修得し博士論文を提出して審査に合格することによって、以下の学習成果を身に付けることができた者に学位を授与する。 1 知識・理解 （1）欧米言語文化全体を視野に入れて英米文学および英語学に関する高度な専門的知識を身につけ、欧米の言語・文化・歴史・社会を幅広く理解している。 2 汎用的技能 （1）日本語と英語を用いて、英米文学と英語学に関する専門的な議論をし、発表を行い、論文を書くことができる。 （2）英米文学と英語学に関する専門的な知識・情報を収集・分析して適正に理解し、モラルに則って効果的に活用することができる。 （3）英米文学と英語学に関して、専門的な情報や知識と自分の見解を、多面的・論理的に分析して表現できる。 3 態度・志向性 （1）専門的な研究に励む自己管理能力を身につけている。 （2）他者の意見に耳を傾け、自己の意見を構築・修正できる。 （3）教育・研究の場にふさわしい行動規範を身につけている。 （4）社会人として、英米文学および英語学への関心を持ちながら社会に参加できる。 4 統合的な学習経験と創造的思考力 英語英米文学専攻の専門的な教育を通して深めた欧米の言語・文化・歴史・社会への豊かな知識と理解を使って、文化交流や異文化理解の重要性を認識しながら社会の諸問題に対処できる。
	史学専攻	1 博士前期課程 修士（歴史学）の学位を授与するにあたっては次の能力を有することを重視する。 ・自立して研究を行うための基礎となる史資料や外国語文献を自由に扱える。 ・先行研究を的確に批判して独創性の高い研究を行うことができる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな文化遺産に対して深い理解を有し、高度な専門的知識をもとにして調査・保存・活用を行うことができる。 <p>2 博士後期課程</p> <p>博士（歴史学）の学位を授与するにあたっては次の能力を有することを重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の研究の枠組を超える新しい研究を体系的に行い、学界をリードする研究能力を有する。 ・史資料などをはじめとする各種の文化遺産の調査・保存・活用に指導的な役割を果たすことができる。 ・専門分野において後進を的確に指導し、歴史的な知の継承・発展を図ることができる。
公共政策学 研究科	公共政策学 専攻	修士論文では、法学、経済学、政治学、政策学などの各専門分野を基盤として、公共政策の企画立案およびそのシステムの管理運営を行いうる専門的能力を有すること、博士論文では、それらについて自立した専門的研究能力を有することを証明することが求められる。
	福祉社会学 専攻	修士論文では、社会福祉学、社会学、心理学、教育学などの各専門分野を基盤として、地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与しうる専門的能力を有すること、博士論文では、それらについて自立した専門的研究能力を有することを証明することが求められる。
生命環境科 学研究科	応用生命科 学専攻	大学院修了者には、高度な専門知識に加えて、専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力などが求められる。応用生命科学専攻では、これらの要請に応えるべく、生命科学の確固たる基礎知識と研究能力を有し、人類福祉の向上と地球環境の保全のための新技術の開発等の分野で指導的役割を担うことのできるエキスパートの育成を組織的に行う。
	環境科学専 攻	大学院修了者には、高度な専門知識に加えて、専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力などが求められる。環境科学専攻では、これらの要請に応えるべく、環境科学の確固たる基礎知識と研究能力を有し、生活から自然生態系に至る環境保全と持続的な社会発展に向け、人間と環境の様々な相互関係を探索できる広い視野と応用力を身につけた人材の育成を組織的に行う。

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、各研究科・専攻において、ディプロマポリシー（学位授与の方針）が明確に定められており、毎年「学生便覧」を発行し学生に配布することで周知も確実に実行されており、本観点を満たしていると考えられる。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

大学院の単位修得認定については、本学大学院学則第 26 条（表 E-6-②-1）に規定している。また、成績評価基準については、学期末の定期試験、随時出される課題や出席の取り扱いについて、シラバスで科目ごとに示している。

表 E-6-②-1 大学院の単位修得認定について（大学院学則第 26 条）

<p>第 26 条 授業科目を履修した者に対しては、試験を行う。</p> <p>2 試験の成績は、優、良、可及び不可の評語で表わし、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>3 第 1 項に規定する試験に合格した者には、所定の単位を与える。</p>

【分析結果とその根拠理由】

大学院学則、大学院学生便覧、シラバスに示すとおり、教育の目的に応じた成績評価基準を組織として策定し、履修ガイダンスにおいて大学院生に周知し、また学則に基づき各研究科会議において認定を行っていることから、成績評価、単位認定を適切に実施していると判断する。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生は成績評価等に疑義ある場合、学務課教務担当にその旨を申し出ることができ、このことは「大学院学生便覧 (p. 41)」に明示して周知をはかっている。授業担当教員は、学務課教務担当から連絡を受けた後、保存する試験答案やレポート、採点結果等、成績判定根拠資料を調査・点検し、学生の申し出に対応することとしている。また、更なる客観性、厳格性の向上に向けて、大学院生の研究活動に対する点数化の試みに関して、FD研究集会において議論を行っている（資料5-6-③-1）。

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、学生の成績評価に対する申し出について、学務課教務担当と授業担当教員とが連携して適切に対応しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

資料5-6-③-1 全学FD研究集会資料 大学院生の評価をめぐって

観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に係る評価基準は、表E-6-④-1に示すとおり、各研究科で定めている。例えば、公共政策学研究科の場合、修士論文については表E-6-④-2のとおりであり、履修ガイダンス時に示している。また、学位授与に至る流れや学位論文の提出と審査等の手続きについても、履修ガイダンスにおいて大学院生に周知している。審査体制は各研究科の内規等において定めている（資料5-6-④-1～4）。これらの基準および審査体制に従った修了認定は、「課程修了の認定は、研究科会議等が行う。」（大学院学則第39条）に基づいて各研究科会議において行っている。

表E-6-④-1 各研究科における学位論文に係る評価基準並びに審査体制等

文学研究科	<p>○学位論文に係る評価基準 博士前期課程では、構想発表会時に学位論文の体裁・提出の日程、「学位論文審査願」「論文目録」の提出等について説明した文書を配布・説明している。博士後期課程では、履修ガイダンス時に、学位（課程博士）授与に至る流れおよび学位論文の提出と審査等に関する説明文書を配布・説明している。（資料5-6-④-1）</p> <p>○審査体制 審査にあたっては、主査1名、副査2名（国文学中国文学専攻においては、主査以外のすべての研究科教員が副査にあたる。）が口頭試問にあたったのち、研究科会議において成績評価・単位認定・修了認定を実施している。 学位（博士論文）の資格審査の申請があった場合は、審査委員会を設置し資格審査を行い、委員会の結果報告を受けて研究科会議において資格審査の可否を決定する。学位論文の申請があった場合は、研究指導教員を含む3名の博士後期課程構成教員で審査委員会を設置して審査にあたり、委員会の結果報告を受けて研究科会議において可否を決定する。なお学位論文審査の口頭試問は公開である。</p>
公共政策学研究科	<p>○学位論文に係る評価基準 修士論文の評価基準（表E-6-④-2）については履修ガイダンス時に院生へ周知している。審査にあたっては、主査1名、副査2名が口頭試問（1時間）にあたったのち、研究科会議において成績評価・単位認定・修了認定を実施している。</p>

	<p>博士前期課程では、履修ガイダンス時に、修士論文の位置づけ、評価基準、仕様・体裁、提出・審査の日程（修論構想発表会、修論中間発表会、「学位論文審査願」「論文目録」の提出、修士論文の提出、修士論文審査（修論口頭試問）を記した文書（「修士論文の作成・提出について」）を配布・説明している（資料5-6-④-2）。</p> <p>博士後期課程では、履修ガイダンス時に、学位（課程博士）授与に至る流れとして、学位申請資格審査合格の必要性、資格審査の申請手続（申請時期、提出書類等）、学位論文の提出と審査、学位授与の決定、また学位授与を審査する研究会議の構成員が博士後期課程を指導する教員であることを記した文書（「課程博士の申請・授与について」）を配布・説明している。</p> <p>○審査体制</p> <p>学位（博士論文）の資格審査の申請があった場合は、研究科長が研究指導教員及び副研究指導教員に資格審査を命じ、審査の結果報告を受けて研究科会議において資格審査の可否を決定する。学位論文の申請があった場合は、研究指導教員を含む3名以上の博士後期課程指導教員で審査委員会を設置して審査にあたることとしており、また研究科会議が特に必要と認めた場合は外部審査委員を委嘱することができることと定めている。その旨、院生へは周知している。</p>
<p>生命環境科学研究科</p>	<p>○学位論文に係る評価基準</p> <p>博士論文の審査基準は専門分野ごとに定められ、「博士学位授与審査基準」に規定されている（資料5-6-④-3）。</p> <p>履修ガイダンス時に、学位授与に至る流れおよび学位論文の提出と審査等に関する説明を「学生便覧」にしたがって説明している。</p> <p>○審査体制</p> <p>博士前期課程の学位論文審査を「大学院生命環境科学研究科博士前期課程学生の研究指導に関する内規」の第2項に、「学生は、学位論文3部を研究科長に提出する。学位論文は、主査1名、副査2名からなる審査委員会で審査する。主査、副査とも、原則として専攻内のM1の資格審査を受けた専任教員から選ぶ。主指導教員が主査を、副指導教員が副査を、それぞれ務めることを原則とする。論文審査にあたっては、論文発表会での発表を義務づける。このとき、修士論文要旨を提出させる。修士論文発表会は、基本的に科目群を中心に開催する。」と定めている。また、博士論文の学位論文審査を京都府立大学学位規程に基づき「生命環境科学研究科博士學位審査細則」を定めている（資料5-6-④-4）。</p>

表E-6-④-2 公共政策学研究科における修士論文の評価基準

<p>修士論文の評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> -入学者選抜方法（一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生）の如何にかかわらず、原則として評価基準は同一である。 -修士論文として認められるためには、一般に、少なくとも次の2点を備えていることが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ①論文としての研究上の位置づけが明確にされていること。すなわち具体的には、先行研究の批判・評価の作業がなされていること、および最近の研究動向に関して十分な知見を持っていること、等。 ②必要な研究上の手続きを踏まえていること。すなわち、文献研究の場合は原典に自分自身であたっていること、実験・調査研究・フィールドリサーチなどの場合にはそれぞれに必要な手順を正確に踏んでいること、等。 -なお、修士論文の評価・判定基準と博士後期課程進学の評価・判定基準とは異なる。 <p style="text-align: right;">「修士論文の作成・提出について」（資料5-6-④-2 履修ガイダンス資料 2016.4.6より）</p>
--

<p>資料5-6-④-1 文学研究科国文学中国文学専攻「課程博士の学位申請について」</p> <p>資料5-6-④-2 公共政策学研究科「修士論文の作成・提出について」（履修ガイダンス資料）</p> <p>資料5-6-④-3 生命環境科学研究科「博士学位授与審査基準」</p> <p>資料5-6-④-4 生命環境科学研究科博士學位審査細則</p>

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、各研究科において、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、履修ガイダンスにおいて学生に周知されており、また、各研究科の内規等に定めることによって、適切な審査体制の下で適切に修了認定が実施されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、学士課程、大学院課程ともに、少人数教育が行き渡っており、その特徴を踏まえた学生に対するき

め細かい指導が行われている。

また、平成 24 年度文部科学省 大学間連携共同教育推進事業に選定された「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」や「産学公連携によるグローバル人材の育成と地域資格制度の開発」を活用した特色ある教育プログラムの推進を行っている。さらに平成 26 年度からは、文部科学省大学間連携共同教育推進事業の下、京都三大学教養教育共同化を開始し、この共同化の中で、「京都学」の授業を行うなど、学士課程、大学院課程ともに、京都という地の地域的、歴史的、文化的特色を活かした授業を実施している。

さらに、教育・学修の質保証の強化のため、教育評価・開発推進室を開設し、GPA、CAP制等、学修の実質化に関する学内制度の検討を進めることとしている。

【改善を要する点】

特になし。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

文学部・文学研究科の卒業・修了状況は、表F-1-①-1のとおりである。文学部では、平成23～27年度にわたり、標準修業年限内卒業率は81%～92%となっており、標準修業年限×1.5年以上卒業率は0%～2.6%である。博士前期課程では、標準修業年限修了率が平成23年度を除いて79%～89%である（平成23年度も標準修業年限×1.5年以内修了者を加えると83%）（資料6-1-①-1）。

平成27年度の成績分布・単位修得率（受講登録者を分母とする単位修得者の割合）は、表F-1-①-3、4のとおりである。文学部の専門教育の修得率は約85%、博士前期課程では約86%、博士後期課程では約79%である。資格取得者は、表F-1-①-5のとおり。平成23～27年度にわたって文学部では、教員資格は22～31名、学芸員資格が12～25名、文学研究科では、教員資格が4～16名、学芸員資格が0～2名である。博士前期課程の学生1名が卒業論文を土台とした論文で学会賞を受賞（平成27年「第14回人文地理学会 学会賞」）、また博士後期課程の学生1名が論文発表により2つの賞（平成25年「智山勸学会 学会奨励賞」「護法会賞」）を受賞している。

公共政策学部・公共政策学研究科の卒業・修了状況については、表F-1-①-1のとおりである。公共政策学部では、平成23～27年度にわたり標準修業年限内卒業率が90%を超えており、標準修業年限×1.5年以上卒業率は、平成26年度の2%、27年度の1%を除き、0%である。博士前期課程では、標準修業年限修了率が71%～100%であり、標準修業年限×1.5年以内修了者は毎年1名いるか否かである（毎年の在籍者は10名以下）。博士後期課程は在籍者が0～2名と少ないため分析対象外とする（資料6-1-①-1）。

平成27年度の成績分布及び単位修得率は、表F-1-①-3、4のとおりである。公共政策学部の専門教育では約75%であるが、これは履修登録に制限がないためとりあえず登録をする学生が多いことによる。博士前期課程では89%、後期課程では100%の修得率である。資格取得者は、表F-1-①-5のとおり。平成23～27年度で、公共政策学部では、教員免許3～5名、社会福祉士14～27名、精神保健福祉士3～9名（受験者が1名しかいなかった平成25年度の0名を除く）、地域公共政策士18～29名である。公共政策学部では、政策提言大会で平成26年と27年に「京都市長賞」「優秀賞」をダブル受賞するなどの成果を上げている。また、公共政策学研究科では、平成24年に博士前期課程の院生が「京都府知事賞」を受賞している。

生命環境学部・生命環境科学研究科の学部の卒業状況は、表F-1-①-1のとおりである。平成23～27年度にわたり、卒業回生の約90%以上の者が標準修業年限内に卒業するとともに、例年50%近くの学生が大学院進学をし、就職希望学生においても約90%と高い就職率を維持しており、このことは学部教育の充実度を示している（資料6-1-①-1）。なお、すべての学科で卒業論文が必修となっており、このことが学部教育を充実させている要因の1つと考えられる。資格の修得状況は表F-1-①-5のとおり。資格のとれる学科では在籍者のほとんどが資格取得しており、それぞれの学科が目指す学生教育が達成できていると考えられる。なお、食保健学科における管理栄養士国家試験合格率は、平成24年度100%、25年度92.6%など高い合格率で、専門教育の

充実度を示している。

研究科の修了状況は、表F-1-①-2のとおりである。平成23～27年度にわたり、博士前期課程の場合、標準修業年限内に95%以上の者が単位修得修了しており、就職希望者はほぼ100%が就職している。論文紹介ゼミ・実験報告ゼミが研究室ごとに毎週開催され、個々の大学院生ごとに教育目標の達成状況の検証・評価が日常的に行われている。そして、博士前期課程の1年次修了時、後期課程の2年次修了時に中間発表会を実施し、教員全員で、研究の方向性や進捗状況をチェックしている。さらに、博士前期課程の論文発表会では、種目を超え応用生命専攻担当の教員が発表内容、媒体、質疑応答などについて点数をつけている。その結果、学会発表等において表彰される学生・院生も増えており（平成27年「第87回日本生化学会大会若手優秀発表賞」、平成26年「日本生物高分子学会大会優秀発表賞」「日本森林技術協会理事長賞」、平成25年「日本薬学会優秀発表賞」「日本建築学会優秀修士論文賞」「空気調和・衛生工学会優秀講演奨励賞」等）、このことは本研究科の研究レベルが外部からも認められていること、大学院教育の充実度を示している。

資料6-1-①-1 学部・研究科ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業率

【分析結果とその根拠理由】

卒業・修了状況、単位修得状況に加えて、文学部・文学研究科では、卒業論文などで受賞するような優秀な成果も得られている。公共政策学部・公共政策学研究科では、国家試験合格者をはじめ地域公共政策士を一定数輩出し、政策提言大会において高い評価を得るなど、学生が教育理念に掲げる力を身につけている。生命環境学部・生命環境科学研究科では、各種コンペティション等の受賞状況や国家試験合格率などからみて教育の成果や効果が上がっている。

以上のように、卒業・修了状況、単位修得状況、資格取得状況などからみて、全体として学習成果は上がっていると判断できる。

表F-1-①-1 学部卒業状況

(単位:人)

学 部	入学定員 (編入学定員)	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		卒業生人数	卒業不認定者数	卒業回生数												
文	100 (9)	99	40	138	116	35	148	117	28	143	102	36	138	102	36	135
公共	100 (6)	100	11	111	98	21	117	117	12	128	100	18	118	104	19	123
生命環境	204 (14)	198	18	216	217	17	232	205	26	229	219	26	245	218	28	245
計	404 (29)	396	69	465	425	73	497	434	66	500	421	80	501	420	83	503
福祉社会		0	6	6	0	6	6	2	2	4	1	0	1	0	0	0
人間環境		3	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農		7	11	17	3	7	10	3	4	6	1	0	1	0	0	0
計		7	18	25	3	14	17	4	6	10	2	0	2	0	0	0
合計		403	87	490	428	87	514	438	72	510	423	80	503	420	83	503

表F-1-①-2 大学院博士前期課程(修士課程)修了状況

(単位:人)

学 部	入学定員	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		修了生人数	修了不認定者数	修了回生数												
文	18	12	6	17	20	6	25	24	7	29	18	7	25	20	7	26
公共	12	8	0	8	10	2	12	9	3	12	7	5	11	9	7	16
生命環境	85	81	11	90	102	7	108	88	7	94	77	6	80	73	8	81
合計	115	101	17	115	132	15	145	121	17	135	102	18	116	102	22	123

表F-1-①-3

平成27年度成績分布及び単位修得率(学部) ※平成27年度在籍者履修登録数が根拠土台

		成績分布(成績個数:人)							単位修得率(成績個数:人、%)		
		優	良	可	不可	未受験	放棄	認定	単位修得者	受講登録者	単位修得率
教養教育	基盤教育	2,615	1,145	547	100	182	152	104	4,307	4,741	90.85
	総合教育	2,300	1,085	556	349	190	641	6	3,941	5,121	76.96
	展開教育	322	169	80	46	81	201	0	571	899	63.52
	キャリア教育	654	142	54	4	2	21	21	850	877	96.92
	合計	5,891	2,541	1,237	499	455	1,015	131	9,669	11,638	83.08
専門教育	文学部	2,770	1,017	341	126	176	410	37	4,128	4,840	85.29
	公共政策学部	3,051	1,124	611	544	487	594	24	4,786	6,411	74.65
	生命環境学部	5,891	2,654	1,668	942	526	828	55	10,213	12,509	81.65
	合計	11,712	4,795	2,620	1,612	1,189	1,832	116	19,127	23,760	80.50
資格科目		1,247	351	111	22	78	373	34	1,709	2,182	78.32
総計		18,850	7,687	3,968	2,133	1,722	3,220	281	30,505	37,580	81.17

※認定については、単位修得率には反映していない

※自由科目等については含まれていない

※2007年度以前入学生については、含まれていない

※資格科目については教職に関する科目及び学芸員に関する科目を計上している

表F-1-①-4

平成27年度成績分布及び単位修得率(大学院) ※平成27年度在籍者履修登録数が根拠土台

		成績分布(成績個数:人)							単位修得率(成績個数:人、%)		
		優	良	可	不可	未受験	放棄	認定	単位修得者	受講登録者	単位修得率
文学研究科	博士前期課程	208	30	1	3	11	26	—	239	279	85.66
	博士後期課程	23	0	0	0	0	6	—	23	29	79.31
公共政策学 研究科	博士前期課程	63	3	0	0	6	2	—	66	74	89.19
	博士後期課程	5	0	0	0	0	0	—	5	5	100.00
生命環境 科学研究科	博士前期課程	702	48	20	8	19	145	—	770	942	81.74
	博士後期課程	18	4	2	0	0	0	—	24	24	100.00

※認定については、単位修得率には反映していない

※2007年度以前入学生については、含まれていない

※自専攻科目以外については計上していない

表F-1-①-5 資格取得者数一覧

文学部 資格名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教員免許	27人	30人	31人	22人	29人
学芸員	25人	20人	12人	15人	19人
文学研究科 資格名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教員免許	5人	16人	7人	5人	4人
学芸員	0人	0人	1人	2人	0人

公共政策学部 資格名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教員免許	5人	4人	3人	5人	3人
社会福祉士	14人	19人	17人	20人	27人
精神保健福祉士	9人	3人	0人	6人	6人
地域公共政策士*	18人	22人	21人	18人	29人

* プログラム修了者

生命環境学部 資格名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教員免許 (家庭科)	7人	4人	4人	0人	1人
同 (理科・情報)	4人	1人	1人	4人	5人
同 (理科・農業)	8人	7人	14人	11人	8人
同 (栄養教諭)	6人	4人	6人	3人	5人
学芸員	10人	8人	5人	5人	10人
栄養士	28人	27人	27人	25人	24人
管理栄養士受験資格	28人	27人	27人	25人	24人
食品衛生管理者	28人	27人	27人	25人	24人

食品衛生監視員	28人	27人	27人	25人	24人
毒物劇物取扱責任者	29人	30人	34人	36人	38人
危険物取扱者受験資格(甲種)	29人	30人	34人	36人	38人
建築士受験資格(一級, 二級)	41人	46人	39人	45人	47人
インテリアプランナー	41人	46人	39人	45人	47人
樹木医補	5人	5人	5人	5人	6人
森林情報士(二級)	2人	0人	0人	0人	1人

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

各学部・研究科とも、授業などの教育の内容や方法について、学生の声を集め、改善に資するため、卒業時にアンケートを行っている(資料6-1-②-1、2「京都府立大学の教育課程等に関する卒業時アンケート集計結果(平成20年度～平成27年度卒業生)」「大学院生卒業時アンケート集計結果(平成25年度～平成27年度卒業生)」)。

文学部・文学研究科では、外国語教育以外の教養教育、外国語教育、卒業研究以外の専門教育、卒業研究のいずれにおいても、「とても満足だった」「ある程度満足だった」を合計すると、80%以上の数値が出ており、特に専門教育(卒業研究を含む)は90%以上を示している(資料6-1-②-1、2)。自由記述欄からは、少人数で学生と教員の距離が近く指導が行き届いている点、コミュニケーションをとりやすい点などが高く評価されていることが窺える。なお、総合的な満足度について、文学部では82名中81名(99%)、文学研究科では15名中全員(100%)が、「とても満足だった」「ある程度満足だった」と回答している(表F-1-②-1、2)。

公共政策学部では、卒業研究、卒業研究以外の専門教育ともに、「とても満足だった」「ある程度満足だった」と回答した学生の合計が90%を超えており、外国語教育以外の教養教育では同じく80%以上(平成26年は94%)、外国語教育では同じく70%以上(平成26年は85%)と高い評価を得ている。また、在学中に身についた能力については、「基礎的知識」が「とても身についた」「ある程度身についた」を合わせて90%以上、「論理的思考力・発表力」「地域に対する理解力」「仕事と生活の調和のとれた生き方を実現できる能力」が80%以上、「外国語運用能力・異文化への理解」が50%以上、「情報処理能力・活用能力」が70%以上であった(資料6-1-②-1)。なお、総合的な満足度について、公共政策学部では80名中77名(96%)、公共政策学研究科では8名中全員(100%)が、「とても満足だった」「ある程度満足だった」と回答している(表F-1-②-1、2)。

生命環境学部・生命環境科学研究科では、卒業論文を含め専門教育についての満足度は95%と非常に高い(資料6-1-②-1、2)。学習成果についても、ほぼ90%の学生が、事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力が身についたとしている。少人数制の教育環境により、教員とのコミュニケーションが十分に取れていることが満足度を高めていると考えられる。しかし、「外国語運用能力・異文化への理解」においては、外国語教育への不満と同じく「身につかなかった」とする学生の割合が約40%と多かった。なお、総合的な満足度について、生命環境学部では182名中175名(96%)、生命環境科学研究科では67名中53名(79%)が、「とても満足だった」「ある程度満足だった」と回答している(表F-1-②-1、2)。

資料6-1-②-1 京都府立大学の教育課程等に関する卒業時アンケート集計結果(平成20年度～平成27年度卒業生)

資料6-1-②-2 大学院生卒業時アンケート集計結果(平成25年度～平成27年度卒業生)

【分析結果とその根拠理由】

文学部・文学研究科では、教員とのコミュニケーションや少人数教育に高い評価が与えられている点の特徴といえる。公共政策学部・公共政策学研究科では、授業等に対する学生の満足度および身についた能力の自己評価は高くなっている。生命環境学部・生命環境科学研究科では、学生から見た授業評価の結果は全体として良好であり教育の効果は十分あがっているが、「外国語運用能力・異文化への理解」が課題となっている。

全学の学部合計では、「とても満足だった」「ある程度満足だった」を合計した総合的な満足度は96.8%、大学院合計では84.4%であった(表F-1-②-1)。

以上のように、上記アンケートの結果からみると、全体として学習成果は上がっていると判断できる。

表F-1-②-1 平成27年度卒業生へのアンケート結果(学部)

「総合的にみて、満足度はどうですか」に対する回答

(単位：人)

学部	文	公共政策	生命環境	計	%
とても満足だった	55	51	75	181	52.6%
ある程度満足だった	26	26	100	152	44.2%
やや不満だった	0	3	7	10	2.9%
かなり不満だった	1	0	0	1	0.3%
合計	82	80	182	344	100%

表F-1-②-2 平成27年度卒業生へのアンケート結果(大学院)

「総合的にみて、満足度はどうですか」に対する回答

(単位：人)

研究科	文学	公共政策学	生命環境科学	計	%
非常に満足	11	5	12	28	31.1%
ある程度満足	4	3	41	48	53.3%
どちらともいえない	0	0	10	10	11.1%
あまり満足できなかった	0	0	4	4	4.4%
満足できなかった	0	0	0	0	0%
合計	15	8	67	90	99.9%

※合計が100%にならないのは端数計算四捨五入によるもの。

観点6-2-①： 就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

文学部・文学研究科の平成23～27年度の進学者・就職者の状況は、表F-2-①-1のとおりである。文学部

において、就職希望者の就職率は73～96%、進学者の割合は14～28%である。博士前期課程の就職率は69～94%、博士後期課程への進学者の占める割合は5～33%である。本学では、平成26年に、卒業後5、10、15年を経た766名の卒業生を対象に就業状況の調査を行っている(有効回答数276名、有効回収率36%。(資料6-2-①-1)。ここで「卒業・修了直後と現在の業種の変化」が在学時の学部・研究科別に分析されているが、文学部・文学研究科の場合は(27頁)、大学で受けた専門教育に直結した職業分野である教育・研究職に就いている者が卒業・修了直後には16.7%、現在は15%おり、大学を出た直後から長期にわたって専門技能を生かして活動している者が一定割合いることが明らかである。一方、公務員は卒業・修了直後には5.6%、現在は20%となっており、広い意味での文系の専門的知識が生かせる公務員に、卒業後数年かけて就職するケースが多いことがわかる。この公務員に見られる傾向は、新聞・放送・出版業、広告業、映画制作の分野にも見られる。他方で、医療・福祉分野という、文学部の専門教育とは関係のない、新たに職業訓練を必要とする分野においても、卒業後しばらくたってから就業するケースが多い。これは、社会的ニーズに対応した動きと考えられる。

公共政策学部・公共政策学研究科の平成23～27年度の進学者・就職者の状況は、表F-2-①-1のとおりである。公共政策学部では、就職希望者の就職率は89～96%であり、卒業生のうち進学者の占める割合は5～8%である。博士前期課程における就職希望者の就職率は25～100%、修了生のうち博士後期課程への進学者の占める割合は0～67%である。前掲の「京都府立大学卒業生就職状況調査報告書」で、公共政策学部は平成20年発足のため前身である福祉社会学部における「卒業・修了直後と現在の業種の変化」をみると(28頁)、就職先としてもともと多い「医療・福祉」分野は、卒業・修了直後の38.5%からさらに増加し現在は45.8%に、卒業・修了直後19.2%であった「卸売・小売業・飲食店」分野は現在0%に、逆に、卒業・修了直後0%であった「公務」分野は現在20.8%に増加している。

生命環境学部・生命環境科学研究科の平成23～27年度の進学者・就職者の状況は、表F-2-①-1のとおりである。生命環境学部では、就職希望者の就職率は88～97%、進学者の割合は38～50%である。博士前期課程の就職率は90～99%、博士後期課程への進学者の占める割合は4～10%である。なお、平成27年度の就職希望者の就職率は約97%で、生命分子学科が100%、農学生命100%、食保健学科100%、環境情報学科95%、環境デザイン学科92%、森林科学科93%である。生命環境科学研究科博士前期課程の就職率は94%、後期課程100%となっている。

資料6-2-①-1 京都府立大学卒業生就職状況調査報告書

【分析結果とその根拠理由】

文学部・文学研究科では、専門とは関係の弱い分野で活躍する卒業生も少なくない一方、転職によって専門分野の仕事に就いていく割合が高く、専門教育に対する卒業生の満足度が高いこととあわせて考えると、学習成果は上がっている。公共政策学部・公共政策学研究科(前身の福祉社会学部について分析)では、学部での学びを活かして「医療・福祉」分野に就職する学生が多く、また、就職後に他分野から同分野に再就職する者も含めて45.8%であることを踏まえると、学習成果が上がっている。生命環境学部・生命環境科学研究科では、ほとんどの学生が進学あるいは就職希望を叶えており、各学部学科の人材育成目標に沿って十分な教育効果が現れている。公務員や教員志望者の就職は卒業後に決まることも多いので、それらの結果をふまえるなら、学習成果は十分な成果を上げており、満足できる就職率と大学院進学率を示している。

以上のように、進路の状況等の実績からみると、全体として学習成果は上がっていると判断できる。

表F-2-①-1 卒業・修了者の進学率、就職者の割合、就職率(平成23年度～27年度)

学部・ 学科等		進学率(進学者/卒業・修了者)					就職者の割合(就職者/卒業・修了者)					就職率(就職者/就職希望者)					
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
文 学	日本・中国文学科	26.5%	15.2%	22.2%	8.8%	19.4%	52.9%	63.6%	63.9%	64.7%	64.5%	75.0%	84.0%	85.2%	88.0%	90.9%	
	欧米言語文学科	11.5%	14.7%	12.1%	9.7%	3.3%	73.1%	73.5%	72.7%	83.9%	83.3%	86.4%	89.3%	96.0%	100.0%	100.0%	
	歴史学科	55.6%	28.6%	13.3%	22.5%	24.4%	25.9%	50.0%	71.1%	57.5%	68.3%	63.6%	80.8%	86.5%	85.2%	96.6%	
	計	27.6%	19.1%	15.4%	14.3%	16.7%	50.0%	58.3%	68.4%	67.6%	71.6%	73.1%	81.7%	87.9%	91.0%	96.1%	
公 共	公共政策学科	8.3%	6.5%	9.7%	6.3%	5.5%	75.0%	87.0%	74.2%	75.0%	85.5%	81.8%	95.2%	88.5%	87.8%	94.0%	
	福祉社会学科	7.7%	9.6%	3.7%	6.0%	4.1%	84.6%	78.8%	87.0%	88.0%	89.8%	95.7%	93.2%	95.9%	100.0%	97.8%	
	計	8.0%	8.2%	6.9%	6.1%	4.8%	80.0%	82.7%	80.2%	81.6%	87.5%	88.9%	94.2%	92.1%	94.1%	95.8%	
生 命 環 境	生命分子化学科	62.1%	60.0%	64.7%	75.0%	70.6%	34.5%	33.3%	32.4%	13.9%	26.5%	100.0%	90.9%	91.7%	83.3%	100.0%	
	農学生命科学科	47.6%	62.7%	52.2%	52.0%	24.0%	50.0%	37.3%	41.3%	38.0%	70.0%	95.5%	100.0%	95.0%	82.6%	100.0%	
	食保健学科	32.1%	28.6%	34.6%	18.5%	16.7%	53.6%	64.3%	50.0%	63.0%	83.3%	88.2%	90.0%	92.9%	85.0%	100.0%	
	環境・情報科学科	40.9%	46.4%	35.7%	50.0%	30.0%	59.1%	42.9%	57.1%	34.6%	66.7%	100.0%	80.0%	94.1%	90.0%	95.2%	
	環境デザイン学科	51.2%	43.5%	28.2%	31.1%	34.1%	36.6%	50.0%	53.8%	60.0%	54.5%	88.2%	92.0%	84.0%	90.0%	92.3%	
	森林科学科	52.8%	50.0%	32.3%	56.8%	52.8%	41.7%	50.0%	61.3%	40.5%	38.9%	100.0%	100.0%	90.5%	93.8%	93.3%	
	計	48.5%	49.8%	42.2%	48.0%	38.1%	44.9%	45.6%	48.5%	41.6%	56.0%	94.7%	92.5%	90.8%	87.6%	96.8%	
学部計		32.8%	31.9%	25.4%	29.8%	24.8%	55.1%	57.7%	61.9%	57.0%	67.5%	86.8%	89.9%	90.1%	90.7%	96.3%	
文 学	博 前	国中文学	66.7%	10.0%	27.3%	33.3%	14.3%	33.3%	80.0%	27.3%	33.3%	71.4%	100.0%	88.9%	60.0%	66.7%	83.3%
		英米文学	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		史学	16.7%	0.0%	20.0%	37.5%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	25.0%	88.9%	60.0%	57.1%	71.4%	66.7%	100.0%
		計	25.0%	5.3%	22.7%	33.3%	5.0%	58.3%	68.4%	40.9%	38.9%	85.0%	77.8%	76.5%	69.2%	77.8%	94.4%
	博 後	国中文学	0.0%	0.0%		0.0%		100.0%	100.0%		0.0%		100.0%	100.0%			
		英米文学	0.0%			0.0%		0.0%			100.0%					100.0%	
		史学	0.0%			0.0%		50.0%			20.0%		100.0%			100.0%	
計	0.0%	0.0%		0.0%		60.0%	100.0%		28.6%		100.0%	100.0%		100.0%			
公 共 政 策	博 前	公共政策	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%		100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
		福祉社会	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	33.3%	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	66.7%	50.0%	66.7%	100.0%		100.0%
		計	0.0%	0.0%	40.0%	66.7%	11.1%	20.0%	50.0%	10.0%	33.3%	88.9%	50.0%	80.0%	25.0%	100.0%	100.0%
	博 後	公共政策															
		福祉社会	0.0%					50.0%									
計	0.0%					50.0%											
生 命 環 境	博 前	応用生命	3.9%	10.2%	6.5%	2.0%	10.4%	82.4%	79.7%	91.3%	89.8%	87.5%	91.3%	94.0%	97.7%	95.7%	97.7%
		環境科学	3.6%	7.1%	9.8%	8.0%	8.0%	75.0%	81.0%	87.8%	88.0%	76.0%	87.5%	94.4%	100.0%	100.0%	86.4%
		計	3.8%	8.9%	8.0%	4.1%	9.6%	79.7%	80.2%	89.7%	89.2%	83.6%	90.0%	94.2%	98.7%	97.1%	93.8%
	博 後	応用生命	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	75.0%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
		環境科学	0.0%		0.0%		0.0%	0.0%		100.0%		100.0%	0.0%		100.0%		100.0%
計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	100.0%	83.3%	33.3%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%		
大学院計		5.3%	7.6%	12.8%	10.5%	8.3%	69.0%	77.3%	74.4%	73.3%	85.2%	87.6%	91.1%	92.1%	93.9%	94.8%	
総計		26.8%	26.2%	22.6%	26.0%	21.4%	58.1%	62.3%	64.7%	60.3%	71.1%	87.0%	90.3%	90.6%	91.4%	95.9%	

表F-2-①-2 平成27年度卒業生進路状況：学部(平成28年5月1日現在)

	卒業生数	就職希望者数	就職者			進学者	その他
			民間企業	官公庁	教員		
文学部	105	78	62	11	5	19	8
公共政策学部	99	85	52	32	1	7	7
生命環境学部	222	105	80	23	2	110	7

表F-2-①-3 平成27年度修了生進路状況：大学院(平成28年5月1日現在)

		卒業生数	就職希望者数	就職者			進学者	その他
				民間企業	官公庁	教員		
文学研究科	博士前期	20	18	15	0	3	1	1
公共政策学研究科	博士前期	9	8	4	4	0	1	0
生命環境学研究科	博士前期	73	65	56	6	3	7	1
	博士後期	6	6	2	0	4	0	0

表F-2-①-4 学部ごとの卒業生進路状況(平成27年3月卒業生の状況)

学部・学科等	農業、林業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売・小売業	金融業・保険業	不動産業 ・不動産賃貸	学術研究専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)	公務 (他に分類されるものを除く)	左記以外
文学部			9		8	2	9	7	4	1	1	1	9	3	3	1	14	1
公共政策学部		1	8		7	2	5	15	2	1		1	3	23	1	2	20	
生命環境学部	4	7	27	1	6	3	14	11	2	6	3	1	5	2	1	4	25	
計	4	8	44	1	21	7	28	33	8	8	4	3	17	28	5	7	59	1

観点6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

本学では、教育効果を調査するために、社会で活躍している卒業・修了生（以下、卒業生）に対して平成27年にアンケート調査を行った（資料6-2-②-1）。25の企業等で働く卒業生を対象とし、202名に調査票を送付して78名から回答があった（回収率39%）。在学中に身についた能力（「とても身についた」と「ある程度身についた」）については、「論理的に考える力」と答えた者が91%、「社会一般に関する知識や関心」が88%、「情報を収集し処理する力」が86%などと8割以上の者が評価している。逆に「国際的な視野」は22%と低率であった。

卒業後、意義があったと考えた事柄としては、「教職員との交流」が92%、「卒業研究以外の専門教育」と答えた者が88%と高率であるが、このことは、自由記述において、本学の教員と学生の距離の近さ、それによって成り立つ親身な指導のメリットを多数の者が挙げていることにも表れている。それに対して教養の「外国語教育」が40%とやや低いが、これについては、学生の履修状況の多様化に対してセメスター制の導入などの改革をすでに試みている。

卒業生に対する調査と同時に、企業等に対するアンケートも実施し、25の事業所に送付して10社より回答を得た(回収率40%)。卒業生の身につけている能力としては、19項目のうち16項目において、7～8割の事業所が「よく身につけている」「ある程度身につけている」とする評価を与えている。特に、「情報を収集し処理する力」「コンピュータを扱うスキル」「問題を発見し解決する力」「コミュニケーション能力」「社会的マナー」「人の話を聞く姿勢」「協調性」「文章を書く力」「自発性」などについて評価が高いことがわかる。これらは企業等が求める「学生時代に身につけてほしい能力」の項目とも対応しており、本学卒業生が社会的に求められる能力をよく身につけていることを示している。一方で、「指導力」と「交渉力」が十分身につけていないという調査結果となった。

さらに、アンケートの回答を得られた企業等10社のうち4社(①農業関係、②住宅関係、③金融関係、④地方公共団体)に対して訪問インタビュー調査を行った(平成27年12月～平成28年1月実施)。そのうちの2社(企業①③)からは大学ごとの特徴を述べることはできないとの回答があったものの、おおむね上記アンケート結果と同様の調査結果が得られた。「指導力」「交渉力」については、本学卒業生に限らず、一般的に弱い傾向にあるとの指摘があった(企業等③④)。関連して「学生が大人しくなっている」(企業②)「あきらめが早い傾向」(企業①)が指摘された。しかし、「指導力」や「交渉力」を大学時代に身につけるのは難しいであろうと一定の理解が示された(企業②③)。

【分析結果とその根拠理由】

現在働いている卒業生のアンケートによれば、論理的思考力、社会的関心、情報収集・処理能力など、社会で活躍する上で中核となる能力を身につける上で本学の教育が有効であったと考えている者が多くいることがわかる。また、少人数教育を本学の特に優れている点として挙げる者が多く、これが教育効果を高めているものと考えられる。本学卒業生が就職している企業等においても、そこで要求される能力を中心に、ほぼすべての項目で高い評価を得ている。

以上のように、卒業生及び企業等の評価からみると、全体として教育効果は十分に上がっていると判断できる。

資料6-2-②-1 平成27年度卒業生及び就職先への調査集計結果

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

専門教育については、いずれの学部・研究科とも評価が高く、特に少人数教育についての支持が高い。学習成果を上げるには、人的要素と物的要素の両方が機能しなければならないが、観点6-1-①及び②での結果に加え、卒業時アンケートにおいても「教員と個人的に話をする機会」「教師の教育への熱意」「勉強に関する相談のしやすさ」で高評価を得ていることから、学習成果を上げるための人的要素が機能し、教員と学生が良好な関係を構築できていることを示している。

また、卒業時のアンケート結果(回収率72.2%)で、全卒業生の95%の学生が、総合的に見て「満足している」「ある程度満足している」と回答していることは、本学学生が、本学の教育内容およびその成果を含めて、非常に高い肯定的な評価をしていることがよく現われている。

【改善を要する点】

観点6-2-②で用いた卒業・修了生アンケートの自由記述欄によれば、本学全体について、就職支援の充実を求める声が多かったが、近年キャリアサポートセンターの機能が強化されており、大きく改善されている。今後専門教育の充実とともに、自己の具体的将来像を持つことやそのための準備といった、キャリア教育・就職支援等の取組の一層の充実が求められている。

他方で、学習成果を上げるための物的要素については、改善を要することが多くみられる。卒業時アンケートでは、図書館、研究施設、情報関連施設等の物的施設に対する満足度が相対的に低く、端的に「ハード面の整備」が要望として挙げられている。なお、附属図書館については、資料館との合築による整備が進行中であり改善が見込まれている。

また、生命環境学部ならびに公共政策学部で、多文化社会に生きる市民にふさわしい「外国語運用能力・異文化への理解」において、外国語教育への不満と同じく「身につけなかった」とする学生の割合が高かったことから、国際交流の取組の充実や授業の改善・カリキュラムの再考などが求められているといえる。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の下鴨キャンパスの校地面積は104,576 m²、農場・演習林等を含めて3,405,319 m²であり、大学設置基準第37条で求められている面積21,150 m²を満たしている。また、校舎面積は53,605 m²と大学設置基準第37条の2で求められている面積20,296 m²を満たしている。さらに、講義室・研究室、図書館、グラウンドをはじめ学部教育に必要な農場・演習林等の附属施設など、教育研究に必要な施設が整備されており、それらを含め基準を十分満たしている状況にある(表G-1-①-1、(別添「学生便覧」構内配置図等) P.231～)。

本学周辺には、京都府の総合資料館や植物園、職員研修・研究支援センターが隣接しており、本学が設置する文学部と総合資料館、生命環境学部と植物園、公共政策学部と職員研修・研究支援センターなど、それぞれの施設を直接・間接に活用した様々な連携の取り組みが行われている。特に本学と総合資料館及び植物園の間では、連携推進の包括協定が締結されており(資料7-1-①-1)、それぞれの施設の利用手続きを簡素化するなど、これらの施設も含めた下鴨地域全体が大学キャンパスとして活用され、利便性やアメニティの向上にも役立っている。

なお、本学の下鴨学舎等については、平成26年に建設した教養教育共同化施設を除き、昭和36年～平成13年に建設され、ほとんどの施設が老朽化し、施設の耐震化対策が重要課題であり、併せて配管等も含めた設備面の老朽化対策も急務な課題となっている。これについては、平成23年に施設整備に向けた学内検討組織「府立大学基本構想委員会」を設置し、平成25年に中間まとめを行い、同年、大学施設整備委員会での検討に加え、京都府においても外部有識者が参画した検討委員会により大学基本構想を踏まえた検討が重ねられ、京都府アクションプランが策定された。

平成27年度は、キャンパス整備のために外部委員の参画を得て府立大学基本構想委員会・専門家会議を開催し、大学教育・研究、地域貢献の展開方向や大学を取り巻く状況の変化への対応や、建物の老朽化対策とともに下鴨・精華の両キャンパスの特色、教育・研究機能の整理分担、戦略的で魅力あるキャンパスを形成するための整備基本構想を策定するために検討を進めた。合わせて体育館の耐震診断等既存施設の現況調査も実施した。

一方、バリアフリー化については、入学した学生の障害の程度に応じ、必要な対策を講じることとしており(表G-1-①-2)、エレベータについては、本館・合同講義棟、1号館、図書館及び教養教育共同化施設に設置し、2号館・4号館には、階段昇降機を設置している。身障者用トイレについては、本館・合同講義棟、1号館、2号館、図書館及び教養教育共同化施設に設置し、玄関スロープについては、主要建物の全館に設置している。また、点字ブロックを正門から受付窓口まで設置し、そこから受付職員が各施設へ案内誘導するとともに、大学構内の必要な位置に点字ブロックを設置している。

次に、安全・防犯面では、電気錠設置施設を従来の3号館から平成26年度に1, 2, 4, 5, 6号館、教養教育共同化施設まで対象を広げ、また、同年に図書館及び教養教育共同化施設の内部に防犯カメラを設置することにより、安全対策に努めている。更に、保安員による構内巡視や平成26年度からの駐輪対応警備員の構内配置により、防犯上の一定の抑止力となっている。

更に、大規模災害の発生に備え、学生や教職員等の帰宅困難者に対する飲料水を確保するため、平成27年7月か

ら事業者と協定を締結し(資料7-1-①-2)、災害発生時に事業者が倉庫等にあらかじめ備蓄している飲料水の提供を受け、学生等に提供することとしている。

また、平成20年度に、視覚障害のある学生が本学を受験するに際し、「視覚障害のある学生に対する学習支援の指針」を新たに作成し、学内への周知を図った(資料7-1-①-3)。なお、当該学生の合格、入学を受けて、障害学生学習支援室、点訳機器、支援機器、情報処理室パソコン(視覚障害者用)の整備、点訳・学習支援スタッフの公募採用などの対応を実施した。

次に、平成27年度の下鴨学舎の主要建物の状況は、表G-1-①-3のとおりとなっている。教室の稼働率については、同程度の規模の公立大学での利用率が50%に満たない大学が散見される中で、本学は60%を超える高い数値であり、特に合同講義棟は70%を超える数値となっている。また、平成26年に教養教育共同化施設が竣工し講義室が10室増加したが、平成27年度の稼働率は約67%であり、こちらについても有効に活用されている(表G-1-①-4)。

今後、大学として、教養教育共同化施設の講義室の更なる利用を推進するとともに、現在検討が進められている北山文化ゾーン全体の整備計画と連携しながら、既存学舎の具体的な整備・改修を進めていくこととしている。

表 G-1-①-1 校地面積・建築面積等の状況

<校地面積>

(単位: m²)

<建物面積>

(単位: m²)

		土地面積	備考
下鴨キャンパス		104,576.54	
大学設置基準面積		21,330.00	
基準適合状況		十分満たしている	
農 場	下鴨農場	5,128.49	
	精華農場	75,707.00	
	小 計	80,835.49	
演 習 林	大野演習林	670,529.00	地上権
	大枝演習林	1,163,215.00	
	鷹峯演習林	74,377.00	
	久多演習林	398,133.00	
	日吉演習林	26,741.00	
	梅ヶ畑演習林	886,912.00	
	小 計	3,219,907.00	
合 計		3,405,319.03	

		建物延床面積
下 鴨 学 舎	本館・合同講義棟	5,050.38
	1号館～6号館	18,528.14
	図書館・体育館	5,996.98
	教養教育共同化施設	9,088.73
	大学会館	941.11
	その他の建物	6,027.42
小 計		45,632.76
精華農場(精華学舎)		7,190.40
大野演習林(大野学舎)		781.98
合 計		53,605.14
大学設置基準面積		20,596.92
基準適合状況		十分満たしている

※面積は、公簿面積による。

表 G-1-①-2 バリアフリーに係る整備状況

	エレベータ	玄関スロープ	車いすトイレ	自動ドア等
本館・合同講義棟	○	○	○	○
1号館	○	○	○	○
2号館	階段昇降機	○	○	スライドドア
3号館		○		

4号館	階段昇降機	○		スライドドア
5号館		○		
6号館		○		
教養教育共同化施設	○	○	○	○
図書館	○	○	○	
体育館		○	○	
大学会館		○		

表 G-1-①-3 下鴨学舎の主要建物の状況

	延床面積 (㎡)	各建物の利用状況(室数)					
		講義室	研究室	演習室	実験室	事務室	その他
本館・合同講義棟	5,050.38	6	—	—	1	21	6(生協・倉庫他)
1号館(H13)	3,343.38	—	26	1	11	—	12(情報処理室他)
2号館(S36)	3,539.14	7	47	6	7	4	5(図書資料室他)
3号館(S37)	4,284.96	—	55	1	34	2	7(電子顕微鏡室他)
4号館(S38)	1,923.69	—	29	2	1	—	4(実習支援室)
5号館(S46)	3,456.69	—	49	8	2	3	6(食保健機器室他)
6号館(S41)	1,980.28	11	3	4	3	3	2(標本資料室他)
教養教育共同化施設(H26)	9,088.73	17	14	2	4	3	8(レストラン・倉庫他)
附属図書館(S48)	2,487.50	1	2	—	—	4	16(書庫・閲覧室他)
体育館(S44)	2,226.18	—	2	1	1	1	4(器具庫・倉庫)
第2体育館(H05)	1,283.30	—	—	5	—	—	
大学会館(S60)	941.11					2	10(ホール・倉庫他)
計	39,605.34	42	227	30	64	43	80

※1 建物名称()書きは建設年度(複数年の場合は初年度)を記載。本館・合同講義棟は、昭和54年度。

2 建物延べ面積には、階段スペース、トイレ及びエレベータ室等の共有面積を含み、室数には含まない。

3 事務室には、学部長室、会議室、事務機械室等を含む。

4 このほか、隣接する京都府職員研究・研修支援センター内に公共政策学部の実習室・資料室等が、旧演習林本部棟に生命環境科学研究科の実験室等が設置されている。

表 G-1-①-4 教室稼働率(稼働率=教室使用コマ数÷教室総コマ数)【平成27年度】

	講義室数	前期	後期
本館・合同講義棟	6	82%	75%
2号館	7	72%	63%
6号館	11	60%	53%
教養教育共同化施設	10	67%	67%
合計	34	68%	63%

※附属図書館、視聴覚室、府立医大の講義室を除いた教室の稼働率としているため、G-1-①-3の講義室数とは一致しない。

資料7-1-①-1	府立植物園・府立総合資料館及び府立大学の連携に関する包括協定書
資料7-1-①-2	教職員等の帰宅困難者に対する飲料水確保の協定書
資料7-1-①-3	視覚障害のある学生に対する学習支援の指針

【分析結果とその根拠理由】

大学の下鴨キャンパス内にグラウンドと農場を有し、交通の利便性を含め、教育・研究環境は整っており、大学設置基準により必要とされている校地面積及び建物面積を満たし、有効に活用されている状況である。

また、隣接する植物園や総合資料館とも連携し、それぞれの施設利用について利用手続きの簡素化を進めるなど、地域全体をキャンパスとしてとらえ、利便性やアメニティの向上に努め、大学の隣接地に建設される新総合資料館（仮称）に、平成28年度から順次文学部及び図書館が移転するなど、一層の教育環境の充実を図る予定である。

ほとんどの施設の老朽化が著しく、バリアフリー対策も全ての施設で十分とは言えない部分もあるが、障害者の修学状況に応じた必要な対策を講じているとともに、最終的には建て替え時の整備を念頭に置き、教職員・学生等の必要な範囲内での整備・改修が進められており、修学等の支障はなく基準を満たしている。

今後は、教育・研究環境の更なる向上のため、老朽化・狭隘化対策としての施設整備の早期実現が必要であり、文学部・図書館の移転を契機とした、計画的な大学施設の建替や耐震補強工事の実現に向けて、現在、法人本部・府立大学でもキャンパス整備について具体的な検討を進めており、出資者の理解も得て計画的な整備を進めていく必要がある。

また、魅力あるキャンパスの形成を目指して、まちづくりや建築、大学教育等の外部の専門家の参画を得て、基本構想委員会専門家会議を開催し、建物の建替えや既存施設の改修、府立大学の教育・研究の展開などについて意見や提言を求めている。

観点7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の情報ネットワークは、教育用PC教室2室（情報処理室、視聴覚室）をはじめ、各研究室・演習室等からウィンドウズやMacなどのPC端末の機種・ソフトに関わらず、メールや情報の共有化などが可能な環境を整備するとともに、遠隔地にある精華キャンパスに勤務している本学教員が参加する会議等についても、ネットワーク経由でテレビ会議が可能なシステム整備を行っている。一方、大学の事務職員は、京都府の行政事務支援システム端末としてのパソコンを主として利用しており、法人財務システムや人事システム等もこのネットワークを活用している。また、教養教育共同化の取組みにより、京都工芸繊維大学や京都府立医科大学の学生が無線LANにより、本学からでも所属大学のネットワークにアクセスできる3大学のネットワークシステムを構築している。

各所属や研究室の取り組みのホームページへの情報掲載については、全教職員が情報を容易にアップロードすることができるシステム(CMS:コンテンツ・マネージメント・システム)を導入しており(学部ごとの責任者による管理のもと)、学科単位の活動から、全学規模の取り組みまで、大小の活動情報を迅速に学外に公開している。

学内LANの利用については、教職員・学生の約2,400名が、メール・ウェブ、データベースなどに常時利用し(表G-1-②-1)、PCやサーバなど約1,600台の情報機器がLAN接続されている。(表G-1-②-2)

大容量の画像や動画の利用が増加する中、幹線ネットワークの老朽化や基幹サーバの機能限界が顕著化していたが、平成25、26年度の2箇年で、全面的なネットワークの再構築を行い、基幹（L3）スイッチをはじめとする更新期を迎えた機器類の更新をし、各研究室で1Gbpsの通信速度が利用可能になるなど、ICT環境の改善を図るとともに、L3スイッチ、幹線ネットワークの冗長化を行い、耐障害性を高めている。

情報処理室（学生共用端末60台）は、授業の空き時間のほか、平日午後9時まで学生に開放しており、その利用者数は年々増加してきた。（表G-1-②-3）。また、平成26年10月また、利用時間や機器の使用方法・注意事項などの利用に係る諸事項は、学内ホームページやしおり等で、また情報ネットワークの利用に係るセキュリティ管理をはじめとした諸事項は、学内ホームページに掲載するとともに、情報教育の授業や「全学情報システム講習会」等で全学に周知している（資料7-1-②-1）。

平成22年度には、情報処理室機器の更新に伴い、それまで共用端末毎にメンテナンスしていた管理運営から、シンクライアントシステム（ひな形（サーバ）の更新を全共用端末に配信するシステム）に変更し、常時、全台が最新のセキュリティ環境を維持し、共用端末のメンテナンス時間を短縮した。また、平成26年度には、教養教育共同化施設の建設に伴い、視聴覚室（学生共用端末80台）を新たに設置した。これにより情報教育に係る講義の大半を情報処理室から視聴覚室にシフトし、情報処理室における共用端末の利用可能な時間を長く確保して、学生からの要望が多い自学自習の用に供しており、視聴覚室を加えた情報処理室の利用者数は更に増加した。

機器の更新、システム整備の計画は随時見直しを行うとともに、学内統一認証基盤の整備（平成22年度）、無線LANの利用可能域の拡大（平成23年度）、セキュリティソフトの全学ライセンスの導入によるセキュリティレベルの高水準・均等化（平成24年度）、研究・教育のグローバル化に対応するための「国際学術無線LANローミングシステム(eduroam）」（平成27年度）の整備など、利用者ニーズに即した環境、安心な環境整備について計画的に行っている。今後、京都府立総合資料館、本学の文学部、附属図書館が入る合築棟が整備され、学生が利用できる端末が増える予定であり、また、別途、全学の情報システム管理・運営、及び情報検索や機器利用についての相談窓口機能等を備えた「学術情報メディアセンター（仮称）」やラーニングコモンズを設置する計画があり、学生のICT環境の充実に向けて検討を行うこととなっている（資料7-1-②-2、3）。

表 G-1-②-1 情報ネットワークシステムの状況

	登録アカウント	メールサーバ容量/人	ファイルサーバ容量/人
学内LAN(教員・学生)	約2,400名	10GB	1,000MB

表 G-1-②-2 接続機器の総数(単位:台)

PC	1,239
Windows OS	1,026
Macintosh OS	171
Linux/UNIX OS	23
その他	19
ルータ	186
ネットワークプリンタ・NAS	135
サーバ	41
計	1,582

(平成27年12月全学調査時点)

表 G-1-②-3 情報処理室稼働状況

		利用者数(延べ数)	稼働日	1日平均利用者数
平成20年度(情報処理室)		24,232人	187日	129.6人
平成25年度(情報処理室)		39,874人	244日	163.4人
平成27年度	情報処理室	27,463人	241日	113.9人
	視聴覚室	17,491人	144日	121.5人

資料7-1-②-1 全学情報システム講習会の開催について
 資料7-1-②-2 京都府立大学高度情報化推進計画
 資料7-1-②-3 学術情報メディアセンター(仮称)の機能について

【分析結果とその根拠理由】

本学の情報ネットワークは、教育研究上必要な大学のICT環境については整備されており、本観点を満たしている。また、教養教育共同化により、本学で学ぶ京都工芸繊維大学、京都府立医科大学の学生も無線LANにより、本学から所属大学のネットワークにアクセスできるシステムが整備されている。

今後、新総合資料館(仮称)の建設により、学生が利用可能な端末、自学自習スペースが増える予定であり、また、「学術情報メディアセンター(仮称)」やラーニングコモンズを設置する計画もあることから、学生のICT環境はさらに向上する予定となっているが、引き続き、増大する大容量の情報への対応、機器類の脆弱性に適正に対応し、高等教育機関である大学として更なる環境整備を行う必要がある。

観点7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学の図書は、附属図書館の建物容量の関係もあり、図書館所蔵の図書、学部資料室又は研究室における学部学科保管図書として分類保管しており、図書システムの検索により所蔵・保管場所を特定させ、迅速・確実な図書貸出を実践している。

附属図書館は、閲覧席164席、1年間の図書の受入冊数は、約7千冊であり、平成28年4月1日現在の蔵書冊数は439,983冊である(表G-1-③-1)。蔵書の状況としては、10年前の平成18年4月時点(376,387冊)と比較し、約64千冊の増加となっている。また雑誌は10,290種となっている。過去5年間の貸出数は表G-1-③-2のとおりであり、横ばい傾向となっている。

開館時間は、午前9時から午後9時までであり、学生等の高い要望に応じて平成20年度から夜間の開館時間を延長(午後8時閉館を午後9時までの延長)したところである。

一方、電子ジャーナルの利用増に対応するため、平成20年度にも新規拡充するなど大学として必要な予算措置を行ってきた。しかしながら、昨今の円安の影響もあって電子ジャーナルの契約料金が高騰しているため苦慮しているところである。平成28年度からは契約内容の精査・見直しをするとともに、戦略的大学の運営に向けた予算の一部を電子ジャーナルの維持に優先的に配分するなど電子ジャーナルの維持・活用に向けて努力している。

また、平成25年度には本学学術機関リポジトリを構築し、その運用を開始するとともに、本学の研究成果を広く社会に発信することにより、本学学術研究の発展と社会貢献に資することとしている。

なお、図書館には、閲覧室のほか、自習室、共同研究室、視聴覚室及び談話室を設けており、その利用度も高まっていることから、学生の勉学・研究に寄与しているところである。しかしながら、建物の老朽化・狭隘化が進んでいるため、キャンパス敷地内に建設中の新図書館（閲覧室は、府立総合資料館とワンフロアで一体整備）への移転が28年度中にみこまれており、施設アメニティの向上、府立総合資料館資料の利用など、大幅な資料環境の向上が実現する予定である。

表 G-1-③-1 図書数の推移

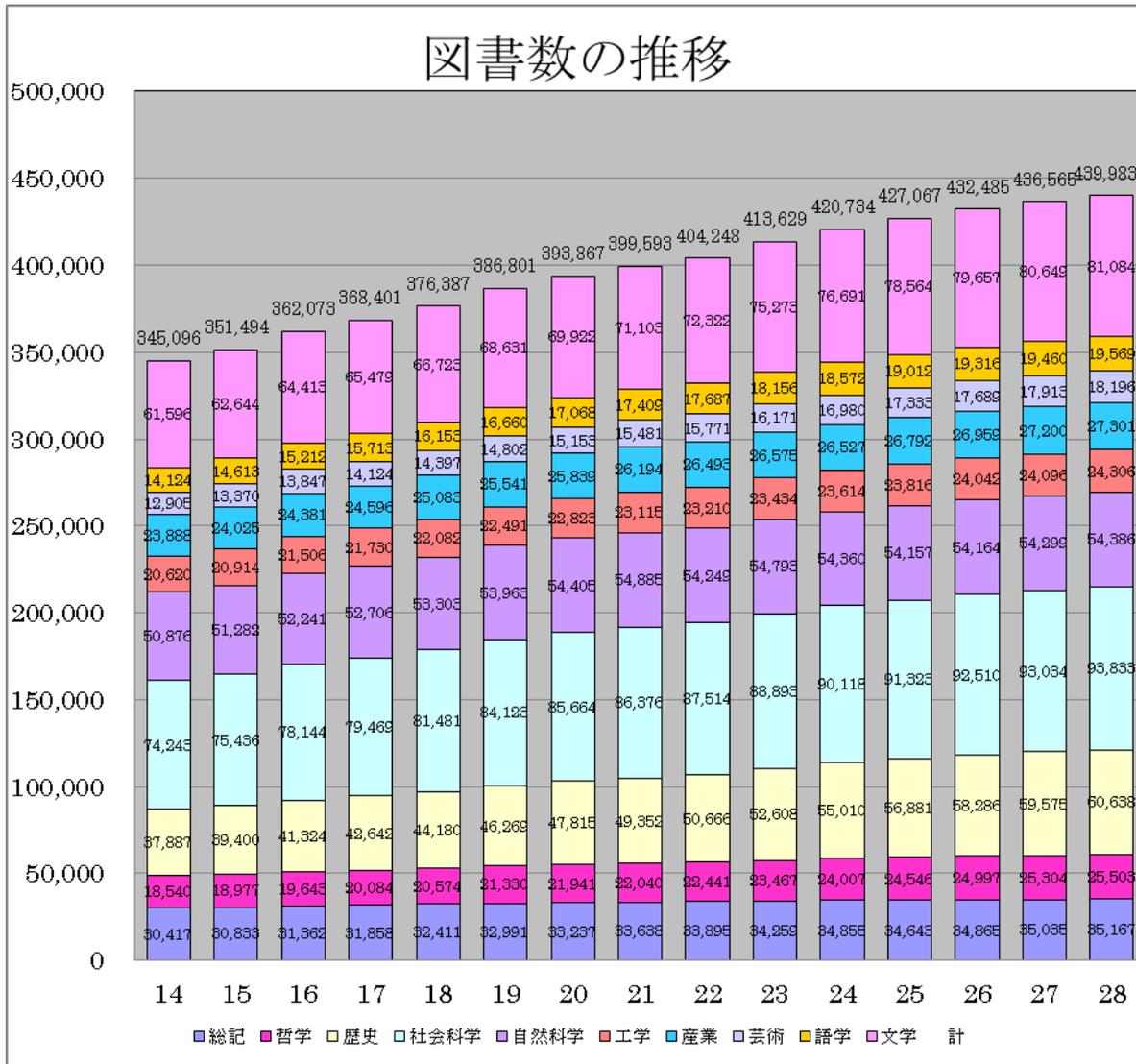


表 G-1-③-2 貸出冊数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
貸出総数	23,313	23,374	22,354	21,868	22,324
うち学生分	21,578	21,363	20,408	19,862	20,465
学生1人当たり	9.99	9.73	9.44	9.32	9.68

【分析結果とその根拠理由】

図書館蔵書（電子ジャーナル等を含む）については、図書館運営委員会により計画的に収集・整理されており、学部学科所蔵図書とともに分野ごとに分類整理され、学生へのサービスが実現されている。

また、貸し出し数も安定しており、有効に活用されている。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到に係る状況】

自主的学習環境としては、図書館、情報処理室、自習室がある。図書館では、図書の貸出・和洋雑誌の閲覧の他、閲覧室、自習室、共同研究室、視聴覚室及び談話室を設け、講義が行われている日は夜9時まで利用可能であり、講義終了後でも自学自習を行える体制が取られている。また、平成26年度に建設した教養教育共同化施設に視聴覚室（学生共用端末80台）を設けたことで、情報教育に係る講義の大半を情報処理室から視聴覚室にシフトすることができ、より一層情報処理室を自学自習に用いることが可能となった（資料7-1-④-1）。また、教養教育共同化施設には午後6時まで利用できる自習室（60人、30人の2室）を設け、自学自習の充実を図っている（資料7-1-④-2）。

資料7-1-④-1 情報処理室利用実績

資料7-1-④-2 教養教育共同化施設 施設概要

【分析結果とその根拠理由】

これまでから、図書館の閲覧室、自習室、共同研究室、視聴覚室及び談話室が提供されており、また平成26年度に新たに教養共同化施設が建設されたことにより、新たな自習室の確保や情報処理室の自学自習での一層の活用が図られ、それぞれ多数の学生が利用している。

以上のことから、自主的学習環境の整備が進められており、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

授業科目の内容を理解した上で選択できるように、学士課程、大学院課程を通じて全学年にすべての科目において開講表（シラバス）を整備し、印刷物とウェブ形式（別添「学生便覧」）で公表している。年度当初には、すべての学科・専攻において学年ごとに履修指導、説明などのガイダンスが行われている（表G-2-①-1、2）。

ガイダンスの際には、学生の理解度や満足度・ニーズを把握し、改善に資するためアンケートを実施している（表G-2-①-3）。特に新入生に対しては、入学式直後の一斉のガイダンスに加え、合宿等による新入生研修を学科単位で行い、学科紹介・教育方針等の周知に努めている（資料7-2-①-1、2）。研究室配属に先立ち、在校生には研究室紹介等を学科単位で別途行っており、法人ホームページの大学連携研究者データベース（資料7-2-①-3）で研究内容等が検索出来るようにもしている。教職、学芸員の資格ための履修ガイダンスも授業開始前に行っている（資料7-2-①-4）。学士課程では、すべての学科でクラス（学年）担任制をおき、履修相談に対応している（表G-2-①-4）。また、研究科では、すべての研究科で専攻主任（教授）をおき、研究相

談に対応している。

その他、「和食の文化と科学プログラム」等の各種教育プログラムや「環境共生フィールド演習」等の特色のある科目においても適宜ガイダンスを実施している（資料7-2-①-5、6）。

表G-2-①-1 学部のガイダンス（平成27年度）

文学部 日本・中国文学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日時	平成27年4月3日 午後	平成27年4月3日 午前		
実施組織	学科 全教員	学科 全教員		
実施回数	1 (+新入生生宿研修5/8~9)	1 (2~4回生合同)		
参加者数	38名(編入生6名含)	104名		
配付資料	学生便覧、開講表 履修登録票	開講表、履修登録票		

文学部 欧米言語文化学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日 14:00-15:30	平成27年4月2日 10:30-12:00		
実施組織	学科 全教員	学科 全教員		
実施回数	1 (+新入生生宿研修5/15)	1 (2~4回生合同)		
参加者数	30名	78名		
配付資料	学生便覧	学生便覧		

文学部 歴史学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日 14:00-15:30	平成27年4月2日 13:00-14:30	平成27年4月2日 13:00-14:30	平成27年4月2日 13:00-14:30
実施組織	学科 全教員	学科 全教員	学科 全教員	学科 全教員
実施回数	1	1	1	1
参加者数	42	40	38	37
配付資料	学生便覧 履修登録票 ガイダンス資料 教員オフィスアワー・連絡先表	学生便覧 履修登録票 ガイダンス資料 教員オフィスアワー・連絡先表	学生便覧 履修登録票 ガイダンス資料 教員オフィスアワー・連絡先表	履修登録票 ガイダンス資料 卒業論文執筆要項 教員オフィスアワー・連絡先表

公共政策学部 公共政策学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日 午後	平成27年4月2日 午後	平成27年4月2日 午後	平成27年4月2日 午後
実施組織	学部教育課程運営委員会	学部教育課程運営委員会	学部教育課程運営委員会	学部教育課程運営委員会
実施回数	1	1	1	1
参加者数	51名	50名	50名	50名
配付資料	開講表 履修登録票 説明用レジュメ	履修登録手続きについて 学年歴 演習（ゼミ）説明資料 資格取得課程説明資料 説明用レジュメ、など	履修登録手続きについて 学年歴 演習（ゼミ）説明資料 資格取得課程説明資料 説明用レジュメ、など	履修登録手続きについて 学年歴 演習（ゼミ）説明資料 資格取得課程説明資料 説明用レジュメ、など

公共政策学部 福祉社会学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日 午後	平成27年4月2日 午後	平成27年4月2日 午後	平成27年4月2日 午後
実施組織	学部教育課程運営委員会	学部教育課程運営委員会	学部教育課程運営委員会	学部教育課程運営委員会
実施回数	1	1	1	1
参加者数	53名	50名	50名	50名
配付資料	開講表 履修登録票 説明用レジュメ	履修登録手続きについて 学年歴 演習（ゼミ）説明資料 資格取得課程説明資料 説明用レジュメ、など	履修登録手続きについて 学年歴 演習（ゼミ）説明資料 資格取得課程説明資料 説明用レジュメ、など	履修登録手続きについて 学年歴 演習（ゼミ）説明資料 資格取得課程説明資料 説明用レジュメ、など

生命環境学部 生命分子化学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日 午後	平成27年4月2日 午後	平成27年4月3日 午後	平成27年4月4日 午後
実施組織	生命分子化学科 全教員	担任教授	担任教授	担任教授
実施回数	1（+新入生合宿研修 4/10-11）	1	1	1
参加者数	31名	36名	33名	36名
配付資料	学生便覧 ガイダンス学科案内 ガイダンスプログラム 新入生合宿研究案内	平成27年度学年歴 平成27年度履修登録手続きについて 京都三大学教養教育共同化科目受講案内 主題別履修・主題研究の案内	平成27年度学年歴 平成27年度履修登録手続きについて 3回生後期からの分属案内 主題別履修・主題研究の案内	平成27年度学年歴 平成27年度履修登録手続きについて 主題別履修・主題研究の案内

生命環境学部 農学生命科学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日	平成27年4月3日	平成27年4月6日	平成27年4月6日
実施組織	学科主任 コース主任 (2名)	学年担任	学年担任	学年担任
実施回数	1(+新入生合宿研修5/15)	1	1	1
参加者数	48名	56名	47名	53名
配付資料	学生便覧・農学生命科学科パンフレット・同教科案内・パワーポイントによるコース別説明(添付資料)・研究室分属および卒業論文履修等について(添付資料)	農学生命科学科教科案内・研究室分属および卒業論文履修等について(添付資料)	研究室分属および卒業論文履修等について、研究室分属規則、植物生産科学基礎実習及び同実習法の受講学生へ(添付資料)	(全学共通の資料のみ)

生命環境学部 食保健学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月2日 午前 平成27年4月3日 午後 平成27年4月25日 終日	平成27年4月3日 午後	平成27年4月6日 午後	平成27年4月3日 午後
実施組織	大学教務 食保健学科担任 教務部委員 食保健学科教員10名 管理栄養士2名(府立医科大学病院:小林悦子(卒業生)、京都市教育委員会:西川真理子)	担任教授	担任教授	担任教授
実施回数	1 1 新入生合宿研修(4/25)	1	1	1
参加者数	25名	27名	27名	24名
配付資料	学生便覧 パワーポイントによる 学科紹介(添付資料)			

生命環境学部 環境・情報科学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月3日	平成27年4月6日	平成27年4月6日	平成27年4月6日
実施組織	学科 全教員	学科 教員	担任教授	担任教授
実施回数	1(+新入生合宿研修5/15-16)	1	1	1
参加者数	24名 (1名欠席)	28名 (1名欠席)	23名 (2名欠席)	28名 (6名欠席)
配付資料	プリント配布	プリント配布。 欠席者には後日説明	学生担当からの資料 パワーポイントによる説明	教務担当からの配布物

生命環境学部 環境デザイン学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	平成27年4月03日 平成27年5月15日	平成27年4月3日	平成27年4月3日	平成27年4月3日
実施組織	学科教員	学科教員	学科教員	学科教員
実施回数	計2回	1回	1回	1回
参加者数	41名(4/3)、40名(5/15)	30名	37名	30名
配付資料	1回生用ガイダンス資料 15年度合宿研修(研究室紹介.pdf(未配布・スライド表示))	2回生用ガイダンス資料	3回生用ガイダンス資料	4回生用ガイダンス資料

生命環境学部 森林科学科				
	1回生	2回生	3回生	4回生
実施日	履修ガイダンス 平成27年4月3日14:00-16:00 合宿研修 平成27年5月15日-16日	履修ガイダンス 平成27年4月2日10:30-12:00	履修ガイダンス 平成27年4月2日10:30-12:00	履修ガイダンス 平成27年4月2日10:30-12:00
実施組織	1回生担任	2～4回生担任	2～4回生担任	2～4回生担任
実施回数	履修ガイダンス 1回 合宿研修 1回	履修ガイダンス1回	履修ガイダンス1回	履修ガイダンス1回
参加者数	37名	30名	30名	30名
配付資料	学生便覧 森林科学科学生諸君のために 演習林案内冊子	新科目 森林科学特別実習に関する案内	新科目 森林科学特別実習に関する案内	新科目 森林科学特別実習に関する案内

表G-2-①-2 大学院のガイダンス(平成27年度)

文学研究科			
	国文学中国文学専攻	英語英米文学専攻	史学専攻
日時・場所	平成27年4月9日 15:40-16:40	平成27年4月3日 16:00-17:30	平成27年4月3日 16:00-17:30
対象者別回数	1	1	1
参加者数	大学院在籍者全員 (博士前期10名・後期4名)	大学院在籍者全員(休学者除く) (博士前期4名・後期1名)	大学院在籍者全員(休学者除く) (博士前期26名・後期16名)
配付資料	開講表 履修登録票 ガイダンス資料	履修登録票 ガイダンス資料	履修登録票 ガイダンス資料 教員オフィスアワー・連絡先表 指導教官一覧
実施者	国文学中国文学専攻全教員	英語英米文学専攻全教員	史学専攻全教員

公共政策学研究科		
	公共政策学専攻	福祉社会学専攻
日時・場所	平成27年4月3日 1回生:14:00-15:30 2回生:15:40-17:00 博士後期課程:17:00-18:00	平成27年4月3日 1回生:14:00-15:30 2回生:15:40-17:00 博士後期課程:17:00-18:00
対象者別回数	各1回	各1回
参加者数	(博士前期9名・後期2名)	(博士前期8名・後期7名)
配付資料	レジュメ、開講表、時間割、研究企画書、 テーマ・指導教員表、研究活動の手引き、 その他開講関係書類	レジュメ、開講表、時間割、研究企画書、 テーマ・指導教員表、研究活動の手引き、 その他開講関係書類
実施者	大学院教務委員会	大学院教務委員会

生命環境科学研究科		
	応用生命科学専攻	環境科学専攻
日時・場所	平成27年4月3日 14時から	平成27年4月3日 14時から
対象者別回数	1回	1回
参加者数	(博士前期46名、博士後期3名全員)	(博士前期31名、博士後期4名全員)
配付資料	学生便覧、ガイダンス資料(含競争的研究奨励事業情報)、時間割表、履修登録手続きについて、 京都工芸繊維大学「昆虫バイオメディカル教育プログラム」「遺伝資源キュレーター育成プログラム」案内、プロジェクト科目(バイオビジネス論シラバス等)シラバス	学生便覧、ガイダンス資料、時間割表、履修登録手続きについて、等
実施者	専攻主任	専攻主任 各科目群代表教員

表G-2-①-3 履修ガイダンスアンケート結果(平成27年度)

区分	回答者数	4:有意義だった～1:有意義でなかった								
		4	3.5	3	2.5	2	1.5	1	無回答	平均
学部新入生全体ガイダンス	289	115	1	143	2	24	0	4	0	3.29
学部新入生学科別ガイダンス	289	215	1	66	1	5	0	0	1	3.72

※平成26年度以降学部2回生以上・院生は不実施

表G-2-①-4 学部担任一覧(平成27年度)

		1回生	2回生	3回生	4回生
文学部	日本・中国文学科	教授 1名	准教授 1名	講師 1名	教授 1名
	欧米言語文化学科	教授 1名	准教授 1名	教授 1名	講師 1名
	歴史学科	准教授 1名	准教授 1名	准教授 1名	准教授 1名
公共政策学部	公共政策学科	准教授 1名	教授 1名	准教授 1名	准教授 1名
	福祉社会学科	准教授 1名	准教授 1名	准教授 1名	准教授 1名
生命環境学部	生命分子化学科	教授 1名	教授 1名	教授 1名	教授 1名
	農学生命科学科	教授 1名	教授 1名	教授 1名	教授 1名
	食保健学科	助教 1名	助教 1名 (教授 1名)	教授 1名	教授 1名
	環境・情報科学科	准教授 1名	准教授 1名	教授 1名	教授 1名
	環境デザイン学科	准教授 1名	講師 1名	准教授 1名	教授 1名
	森林科学科	教授 1名	教授 1名	准教授 1名	教授 1名

資料7-2-①-1	新入生ガイダンス案内・資料
資料7-2-①-2	新入生合宿研修実施状況
資料7-2-①-3	大学連携研究者データベース http://www.senryaku-kyoto.jp/contents/kpu/
資料7-2-①-4	教職・学芸員のための履修ガイダンス資料
資料7-2-①-5	和食の文化と科学プログラムガイダンス資料
資料7-2-①-6	環境共生フィールド演習ガイダンス資料

【分析結果とその根拠理由】

授業の履修・選択に関しては、全学で開講表（シラバス）を発行、ホームページで公表し、学科・専攻単位で丁寧なガイダンスを実施しており、全学年に対して適切に行われている。新入生に対しては、入学式直後、授業開始前に一斉にガイダンスを行うとともに学科紹介をかねて学科単位で合宿研修を実施している。学科の教育方針、卒業研究のための研究室の紹介も、学科単位で適切に行っている。

以上のことから、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到に係る状況】

学生のニーズを把握するために、全学の学生を対象に「学生生活実態調査」を2年ごとに実施し、直近では平成27年度に行い、学生の意見や要望を把握し、全教員に報告書を配付し活用している（(前掲) 資料3-2-②-2）。

学士課程の学習相談支援として、クラス（学年）担任制により履修指導も含めて助言が出来る体制を整えている（表G-2-①-4）。大学HPの学内専用サイト（さらに学科のHP）において各教員のメールアドレスを公開しており（資料7-2-②-1）、24時間連絡が取れる体制は整えられている。個別講義のシラバス上でのオフィスアワーの掲載は行っていないが、学科で随時柔軟に対応できるようにオフィスアワーを教員ごとに掲示して、適切に相談に応じている。また、教職希望の学生に対しては教職相談・支援室（教職センター）においても対応している。（(前掲) 資料2-1-⑤-11）。教員の居室も学生便覧に記載されており、学生から教員の研究室に相談に行けるようになっている。また、卒業時にアンケート調査を行いその結果を学生相談支援体制の整備に活かしている（資料7-2-②-2）。アンケート調査は、教養教育センターの活動の一つとして、新入生ゼミナールや情報処理演習などでも実施されている。さらに、学生による授業評価を実施し、その解析結果をシラバスの改訂・改善の取り組みに活かしている（(前掲) 資料3-2-②-1）。

留学生に対しては、留学生ガイドブック（資料7-2-②-3）及び「取り組み状況」（資料7-2-②-4）がまとめられている。学士課程の留学生及び研究生については、過去3年度全学で31～41人である。学習支援として、外国人留学生チューター制度が平成21年度から実施され、研究生については、指導教員および研究室の対応が中心となっている。（資料7-2-②-5）

社会人入学生、編入学生に対しては、全学新入生ガイダンスに出席させるとともに、過度な履修を避け教育効果を上げるよう適切な履修指導を担当教員を中心に行っている。

学生相談室では、専任の職員を配置して、勉学、進路、課外活動など学生のあらゆる相談に対応している。また、臨床心理士によるカウンセリングを毎日実施するとともに、精神科医による心の健康相談を定期的実施するなどきめ細かな対応を行っている。(資料7-2-②-6)

障害のある学生への対応は、障害学生学習支援室の設置、ノートテイクの配置、FM補聴器の貸与、授業資料の点訳等による事前提示、点訳教材の保管スペースの提供などを行っている(資料7-2-②-7、(前掲)資料7-1-①-3)。

資料7-2-②-1	教職員メールリスト (学内専用)
資料7-2-②-2	卒業時のアンケート調査結果
資料7-2-②-3	留学生ガイドブック
資料7-2-②-4	留学生に対する取り組み状況
資料7-2-②-5	留学生チューター制度利用の手引き
資料7-2-②-6	学生相談総数の推移
資料7-2-②-7	身体に障害がある学生への受講措置

【分析結果とその根拠理由】

全学の学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、また、卒業時にアンケート調査を行い、学生のニーズや意見を細かく分析しており、学生の学習支援の充実に努めている。

クラス担任制がすべての学部・学科で行われており、また、オフィスアワーの設定や電子メールの活用等を利用して、学生が教員側に相談しやすい体制が整備されている。

障害のある学生、心身のケアを必要とする学生等に対しては、それぞれに対応した制度を整備して支援しているが、留学生、社会人学生、編入生については少人数であるため、担任や指導担当教員による個別の対応を中心に支援を行っている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学生相談、助言、支援が適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援についても、適切に行うことができる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

平成27年度の課外活動承認団体（クラブ・サークル）は、73団体（文化会：39 体育会：21 同好会：13）、部員総数1,620名であり、これは全学生の76.3%（学部生単独では86.3%）に当たり、いずれも、顧問教員からの指導を受けながら活動を行っている。

なお、各団体（同好会除く。）は、大学から貸与されたクラブボックスや学内施設を活動の拠点として、日々練習に励んでいる。（資料7-2-④-1）

また、体育会、文化会及び流木祭・新歓夜祭実行委員会により『中央連絡協議会』を組織し、3団体の代表が団体活動に関わる事項について、毎月、学生部と活動に係る協議や情報を共有するための場をもっている。（資料7-2-④-2）

一方、大学としても活動中の安全を確保するため、毎年、救命救急講習会でAEDの使用方法を体験させたり、クラブ・リーダー研修会では『救護マニュアル』を配付するなど努めている。（資料7-2-④-3、4）

体育会は、毎年開催の関西六公立大学総合競技大会や京滋公立大学総合競技大会にも積極的に参加し、優秀な成績を収めたものには、学長や大学法人理事長から表彰を行っている。（資料7-2-④-5、6）

資料7-2-④-1 課外活動による大学施設の使用状況

資料7-2-④-2 中央連絡協議会規約

資料7-2-④-3 救命救急講習会

資料7-2-④-4 クラブ・サークルリーダー研修会

資料7-2-④-5 関西公立大学総合競技大会

資料7-2-④-6 京都府公立大学法人理事長表彰要領及び京都府立大学学長表彰要綱

【分析結果とその根拠理由】

課外活動については、大学としても正課教育とともに大学教育の大きな柱であると位置付け、学生が課外活動をしやすい環境作りに努めており、その状況が近年の高い課外活動団体加入率からも伺える。

特に、活動中の安全を確保するために、顧問教員を配置し指導を仰ぐ等の体制を引くことや、毎年、リーダー研修会や救命救急講習会を開催し、知識の普及と危機管理に関する意識の向上に努めている。

学生の保護者により構成されている後援会によって、学生の課外活動の支援を行っており、また、活動を支援・推奨するため、学長や大学法人理事長表彰の規程を設け、優秀な成績を収めたものを表彰し、学生の志気も高まっている。

これらのことから、大学における物心両面での支援が学生の自主活動に十分活かされていると判断される。

なお、平成27年12月に大学構内のクラブボックスで学生の飲酒死亡という痛ましい事故が発生した。大学では関係クラブを廃部措置とするとともに、学長緊急メッセージ、学長・学生部長連名通知により学生指導を強化した。さらに、クラブリーダー等を対象に、アルコールの危険性等の研修を3回実施するなど注意喚起・啓発に最大限の力を注いだ（直後の研修への参加者237名）（資料7-2-④-7～10）。

資料7-2-④-7 学長緊急メッセージ

資料7-2-④-8 学長・学生部長連名通知

資料7-2-④-9 学生の飲酒死亡事故の対応状況について

資料7-2-④-10 緊急クラブ・サークルリーダー研修会

観点 7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズを把握するため、2年ごとに学生生活実態調査を実施している（前掲）資料 3-2-②-2）。また、本学は小規模大学である利点を活かし、クラス担任と学生との意見交換が密接に行われており、さらに、学生部長と職員が学生団体の代表で構成される中央連絡協議会との月例会議において、学生からの意見・要望を確認している。

学生に対する支援体制として、健康管理、学生教育研究災害傷害保険、後援会学生救急措置費補助制度、外国人留学生医療費補助、学生相談、ハラスメント相談、進路・就職相談を整備し、入学時のオリエンテーションで周知している。

医務室では、校医や看護師による健康相談を実施し、学生相談室においては、専任の職員による「なんでも相談」窓口や臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師による心の健康相談を実施しており、リーフレットの配布（資料 7-2-⑤-1）や学内掲示、ウェブサイトへの掲載により学生に周知している。

キャンパスハラスメント（セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等）の予防・対応として、ハラスメント防止委員会のパンフレットを作成し学内掲示及び学生への配布を行いウェブサイトでも案内している（資料 7-2-⑤-2）。

進路・就職相談については、キャリアサポートセンターを設置し、キャリアカウンセラーの資格を持ったセンター教職員が進路選択へのアドバイスを行っている。就職活動の支援として、進路に関する相談や就職講座（資料 7-2-⑤-3）、企業研究セミナー（資料 7-2-⑤-4）、各種セミナーの開催等の取組を実施し、開催時には掲示やウェブサイトにおいて積極的に情報提供する他、「就職活動の手引」の作成（資料 7-2-⑤-5）や就職関連書籍の貸出し、学生用パソコンの設置など、学生の利便を図っている。また、学科ごとに就職担当教員を配置し、キャリアサポートセンターと連携した学生の就職状況の情報収集や学生への支援情報の周知を行っている。

本学において、特別な生活支援を必要とする者の内、留学生に対しては、「留学生ガイドブック」を作成し（資料 7-2-⑤-6）入学後の生活上の具体的な支援を紹介し、日本の生活に不慣れな学生を身近で支援するチューター制度を整備し（資料 7-2-⑤-7）、孤立しがちな留学生と大学との結びつきを深めている。経済面では、奨学金の斡旋・紹介などを行い、私費留学生については、入学料、授業料の減免措置が講じられている（資料 7-2-⑤-8）。住居については、大学に隣接している旧京都府の公舎を活用した国際交流施設 1 棟があり、その他にも「きょうと留学生ハウス」内の貸室（4 室）の確保、民間下宿、府営住宅等の紹介をしている。また、広く日本人学生と留学生との交流を図る企画として、餅つき大会、日帰りツアーなどを実施している。

障害のある学生への対応については、学内移動のためのエレベーターや階段昇降機器を設置する等施設のバリアフリー化を行っている。また、障害学生支援室を設置し、毎年全員に対して学生生活を送る上での不都合な点等についてヒアリングを行い、必要に応じて FM 補聴器の貸与などの専任の臨時職員による授業受講時の配慮等の支援を行っている。

災害被災者については、特別に授業料減免の措置制度を（資料 7-2-⑤-8）、大規模災害等に係る被災者の入学志願者に対する入学考査料の減免措置の制度を設けている。（資料 7-2-⑤-9）

資料 7-2-⑤-1	医務室・学生相談室リーフレット
資料 7-2-⑤-2	キャンパスハラスメント防止と相談の手引き、およびハラスメント窓口 http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=4-3-7-0-0
資料 7-2-⑤-3	就職講座等実施状況
資料 7-2-⑤-4	企業研究セミナー
資料 7-2-⑤-5	就職活動の手引
資料 7-2-⑤-6	留学生ガイドブック（前掲）資料 7-2-②-4)
資料 7-2-⑤-7	外国人留学生チューター制度実施要綱
資料 7-2-⑤-8	授業料等の減免等に関する取扱要綱
資料 7-2-⑤-9	平成 26 年 8 月の大雨等による被害者の入学考査料の特別措置について
資料 7-2-⑤-10	『熊本地震』の被災者への授業料等の減免について

【分析結果とその根拠理由】

学生生活にニーズについては、学生生活実態調査や学生代表と学生部長との定期的な会議の実施、小規模大学の利点を行かしたクラス担任制が効果をあげていると判断される。

学生の相談体制として、学生相談室中心に各クラス担任の協力を得ながら、全学体制で対応している。相談内容に応じて、学生自身が学内で医師や臨床心理士やキャリアカウンセラーと相談できるよう体制をとっている。キャンパスハラスメントの予防と対応についても、より身近な学部・学科教員を相談員に任命し、相談しやすい制度として必要な体制が整備され、機能していると判断される。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生への経済支援が速やかに行えるよう、4月早々に奨学金・授業料減免の各説明会を実施し、掲示やウェブサイトなどで案内するとともに、新入学者に対しては入学手続きやガイダンスで周知している。

授業料の減免については、京都府立大学法人の授業料等の減免等に関する取扱要綱（資料 7-2-⑤-8）に基づき、日本人学生・留学生の対象者に実施し、全学生の 5.8%が免除対象となっており、国立大学平均（11.4%）よりは低い、公立大学平均（24年度 4.4%）よりやや高い水準となっている。（資料 7-2-⑥-1）。

学生への奨学金として、日本学生支援機構や各種団体による奨学金の貸与・給付が行われている。（資料 7-2-⑥-2）加えて、学生生活資金貸付規程により（資料 7-2-⑥-3）、利息の生じない貸し付けを行っている。また、平成 27 年度から本学独自の新たな育英基金制度として加藤章夫育英基金制度を創設し、親（両親又は父母のいずれか）を亡くした若しくは災害を被った学生への奨学金給付を行い、学生への支援を拡大した（資料 7-2-⑥-4）。

なお、本学では、全学生の 35.1%（平成 27 年度）が奨学生として採用されており、特に奨学生の多数が貸与を受けている日本学生支援機構奨学金は、要件を満たせば申請者のほぼ全員が奨学生として採用されている。

- | | |
|------------|------------------|
| 資料 7-2-⑥-1 | 授業料減免年度別推移状況 |
| 資料 7-2-⑥-2 | 平成 27 年度奨学生採用状況 |
| 資料 7-2-⑥-3 | 京都府立大学学生生活資金貸付規程 |
| 資料 7-2-⑥-4 | 加藤章夫育英資金要綱 |

【分析結果とその根拠理由】

本学では、日本学生支援機構の奨学金制度を主に活用しており、要件を満たす希望者は、ほぼ全員が貸与を受けることが可能であり、さらに授業料減免や学生資金貸付制度もあり、学生の経済面の援助は、適切に行われていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

教養教育共同化施設が設置されたことで、視聴覚室（情報処理端末設置）、自習室など自学自習スペースが拡充されるとともに、大学間の交流による学生の自主的学習・研究活動が始まるなどの成果が生まれている。

【改善を要する点】

ほとんどの建物で老朽化が見られ、バリアフリー対策十分でない箇所がある。現在、検討が進められている大学施設の建替や耐震補強工事等のキャンパス整備の実現に向けて、出資者の理解を得て、計画的な取組を進めていく必要がある。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

1) 組織や運営の状況

教育の基本方針に関しては、京都府公立大学法人において中期目標・中期計画、年度計画の策定と実施体制の検討等を行っている（資料 8-1-①-1）。学内の体制に関しては、教育基本方針の立案と教育課程の運営・実施を扱う教務部委員会（資料 8-1-①-2）、教養教育の企画・運営を行う教養教育センター（資料 8-1-①-3）が設置されているほか、教育の質保証のための独自の組織として、評価にもとづく教育改善に取り組む「教育評価・開発推進室」を設置している。

教育の質の改善・向上を図るための体制としては、教務部委員会内の企画委員会（資料 8-1-①-4）において、教育課程、教育プログラムなどの企画・立案、運営に関する全学事項を協議し、必要な提案を行っている。さらに、教育機能・教育方法の開発・高度化に関する事項を協議し、処理するためのFD部会が設置されているほか、教養教育センターにおいては、6つの分野別小委員会（総合教育、新入生ゼミ、外国語教育、情報教育、健康教育、展開教育・主題別履修）を設置し、小委員会ごとに、教育の実施・運営、カリキュラムの開発、FD活動、自己点検・評価活動等を行っており、26年度報告書において、「通年科目の Semester 化、留学による休学など学生の履修状況の多様化に対するカリキュラム上の対応などが報告されている（資料 8-1-①-5）。

教育の質を保証する体制としては、平成 27 年度に、FD 研究集会等での議論を踏まえ、自己評価と FD 機能を学科レベルで結びつけた「教育評価・開発推進室」（表 H-1-①-1、資料 8-1-①-6）を設置し、評価と改善の一体化を図る体制を確保し、学修の質向上に関わるテーマを設定した評価・分析活動に着手している。

2) 成績評価・管理状況、単位・学位授与基準に関する状況

教務データは商用システムを利用した教務システム（「キャンパスウェブシステム」と呼称 日本システム技術株式会社の GAKUEN、UNIVERSAL PASPORT の一部機能利用 <http://www.jast-gakuen.com/> 資料 8-1-①-7）によって一元管理されており、学部および大学院の全学生の氏名・入学年などの基礎データ、履修登録状況、成績が記録・蓄積されるとともに、分析・評価に供されている。このシステムは、キャリアデザイン支援などのためのポートフォリオの構築にも用いられている。

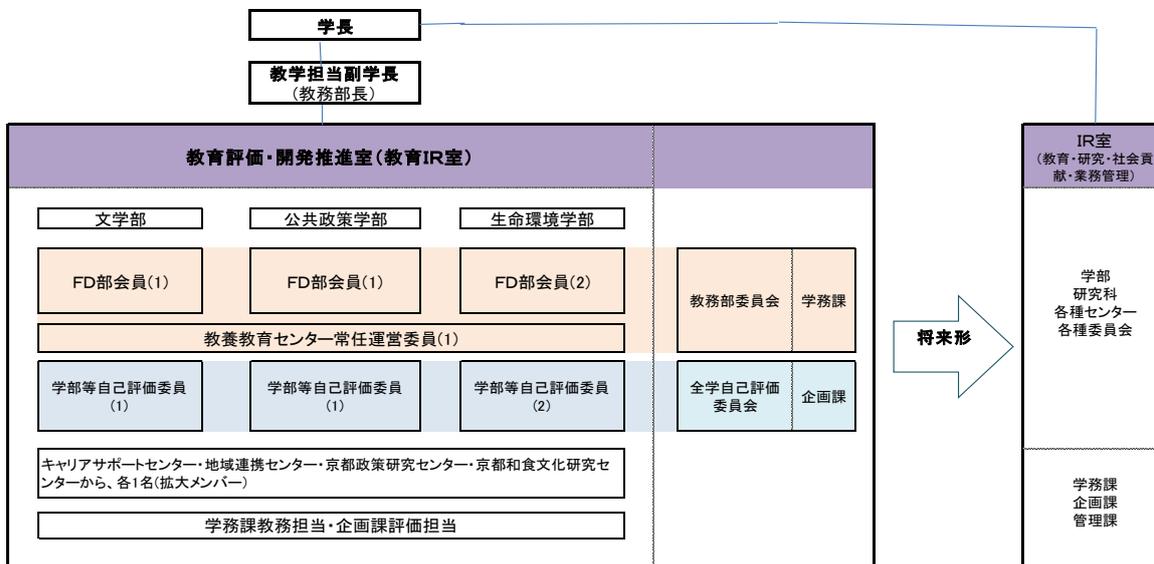
成績評価に関しては、学習の到達目標と単位の授与基準をシラバスに明記することを義務づけており、学生への周知とともに、教員間での成績評価基準の共有が図られている。学位論文の評価と学位授与に関しては、全学の学位規程（資料 8-1-①-8）とあわせて、学部・学科および研究科・専攻においてそれぞれ内規を定めて厳格に対応している。

学士課程に関しては学位授与基準（ディプロマポリシー）が学部学科ごとに定められており（別添「学生便覧」P11~40）、ホームページ上に公開されている。

大学院課程に関しても学位授与基準（ディプロマポリシー）が研究科専攻ごとに定められており（別添「学生便覧」P11~40）、ホームページ上に公開されている。また、博士学位授与基準に関しては各専攻または専攻内の専門分野において内規がそれぞれ定められており（資料 8-1-①-9）、それを満たす場合においてのみ、学位

審査を申請できることとなっている。

表H-1-①-1 教育評価・開発推進室概念図



資料 8-1-①-1 京都府立公立大学法人中期目標・中期計画・平成 28 年度 年度計画

<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/fu-daigaku-01/documents/dainikityuukimokuhyou.pdf>

http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/keikaku/files/dai2ki_keikaku.pdf

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/articles/keikaku/files/28keikaku.pdf>

資料 8-1-①-2 京都府立大学教務部委員会規程

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/618.pdf>

資料 8-1-①-3 京都府立大学教養教育センター規程

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/608.pdf>

資料 8-1-①-4 京都府立大学教務部委員会規程第 6 条

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/618.pdf>

資料 8-1-①-5 平成 26 年度京都府立大学全学FD報告書 ((前掲) 資料 3-2-②-1)

資料 8-1-①-6 教育評価・開発推進室設置要綱 ((前掲) 資料 2-2-①-18)

資料 8-1-①-7 日本システム技術株式会社

<http://www.jast-gakuen.com/>

資料 8-1-①-8 京都府立大学学位規程

http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=442

資料 8-1-①-9 生命環境科学研究科博士学位審査細則 ((前掲) 資料 5-6-④-4)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育センター、各学科・専攻において、学生が身につけた学習成果について自己評価・点検活動が行われ、教育の質保証や改善・向上を図る取り組みが、学科・専攻等を単位としたFD活動、全学的なFD研究集会を通じて展開されている。また、全学的な課題については、教務部、教養教育センター等から、全学の会議

で提案され、方針化されるなどしており、教育の質保証の体制は良好に機能しているとみなすことができる。

さらに、教育の内部的な質保証を強化するため、教育に関する評価を改善と結びつける組織として、27年度新たに「教育評価・改革推進室」を設置した。これは、自己評価と教務の二つの分野にまたがる組織とするとともに、学科を構成単位とすることで、学修の質保証の確かな推進が図られている。

観点8-1-②：大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

1) 学生からの意見聴取

直接の聴取は、教養教育センター主催の学生意見交換会（ワークショップ）（資料8-1-②-1）、全学FD研究集会（資料8-1-②-2）への学生参加の場で行われている。学生による意見聴取としての授業アンケートが全科目にわたって継続的に実施（資料8-1-②-2）されており、学科・専攻での共有と議論によって担当教員の教育内容の改善だけでなく、技量や意識の向上にも大きく貢献している。

2) 授業担当者からの意見聴取（資料8-1-②-2）

授業担当者からの意見聴取は、学部・研究科教授会、学科会議、教養教育センター（分化別小委員会）など教育の基礎単位で、また、教務部委員会、教務部企画委員会、全学FD集會といった全学的な協議と研究の場で行われており、それぞれで確認された課題等は、部局長会議、教育研究評議会といった全学会議で共有が図られている。

教養教育のうち、三大学共同化科目に関しては、共同化の運営組織が担当教員にアンケートを行うとともに、年2回程度の担当者会議を実施して、課題の洗い出しや問題意識の共有を行っている（資料8-1-②-3）。

資料8-1-②-1 学生ワークショップ報告

資料8-1-②-2 平成26年度京都府立大学全学FD報告書（（前掲）資料3-2-②-1）

資料8-1-②-3 三大学教養教育運営協議会

【分析結果とその根拠理由】

教養教育センター、教務部委員会等で、各学部・研究科の教員の意見の集約とそれに基づく課題の明確化・提案作りなどが行われ、一方、教養教育センター、教務部からの提案は、全学会議を経て、各学科・専攻に伝えられ、教育活動の改善が取り込まれており、教職員の意見の聴取とそれを活かした教育の質改善の取り組みが有効に行われているとみられる。学生の意見聴取については、教養教育については特に、継続的な意見交換会や新しい教養教育の在り方を探るワークショップ等が行われ、学生のニーズ・要望に応えるカリキュラムや教授法の開発が取り込まれており、この面でも、取り組みの有効性を見ることができる。

以上のことから、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8-1-③：学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

1) 第三者意見集約状況

教育研究評議会の外部委員（2人）、教養教育共同化の取り組み（京都三大学教養教育研究・推進機構）で設置している「運営協議会」（資料8-1-③-1）、後援会（父母・保護者組織）での意見・要望聴取（資料8-1-③-2）、府内高等学校進路指導担当者懇談会（資料8-1-③-3）での意見・要望聴取を継続して行っている。

平成27年10月に、学部生、大学院生の主要就職先企業7社と3つの行政機関等の人事担当者に対して、大学における教育の成果に関する意見をアンケートにより収集している（資料8-1-③-4）。それらの中から4つの企業・機関については、教員による訪問調査を実施した。その結果、本学の卒業生に対して、好意的な回答を得ており、教育成果が社会的にも評価されているものと思われる。

また、平成27年10月に、同様の調査を卒業生・修了生78人にも行い、当該大学の教育の成果、就職支援活動についての意見を収集している。卒業生・修了生の満足度は高いが、同時に、より実践的な英語教育や国際的視野を広げるための取組、積極的な就職支援を求める声も寄せられている。

企業及び卒業生等へのアンケート結果は、学生部・就職担当教員からなる学生部委員会就職・キャリアアップ支援部会、教授会で報告するとともに、職員研修会、新任研修会においても報告し、教育内容・方法や就職支援の在り方の改善に活かしている。

資料8-1-③-1 京都三大学教養教育研究・推進機構平成26年度報告書 運営協議会共同化の取組の点検
<http://kyoto3univ.jp/wp-content/uploads/2015/03/0aa1e375bb922a90795bf2ddb4c8f55d.pdf>
 資料8-1-③-2 大学後援会総会
 資料8-1-③-3 府内高等学校進路指導担当者懇談会
 資料8-1-③-4 平成27年度卒業生及び就職先への調査集計結果（（前掲）資料6-2-②-1

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会と教養教育の共同化の組織においては、外部者からの意見聴取を制度的に位置づけている。また、父母・保護者や高校教育関係者の意見聴取の機会も設けており、更に就職先事業所等へのアンケートも取り組まれている。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

1) FD集会の開催

要綱に基づいて、学科・専攻、教養教育センター、キャリアサポートセンターを単位としながら、全学的な研究集会の開催等、組織的に展開されている。全学FD研究集会が年1回開催（資料8-2-①-1）されており、特定のテーマに関して発表と活発な意見交換が行われている。

これらの内容は、全学FD報告書（前掲）資料8-1-②-2）に取りまとめ、教員全員に配布しており、教育プログラムの改善、授業内容の充実、組織全体の改善に役立てている。

2) 共同化教養教育担当者会議の開催

共同化教養教育については分野別の担当者会議を年に数回開催（資料8-2-①-2）しており、担当教員が一堂に会して課題の洗い出しや新たな方法論の提示などを行うことで、問題意識や方法論を共有する貴重な機会となっている。

3) 大学コンソーシアム京都FDフォーラムへの参加（資料8-2-①-3）

大学コンソーシアム京都FDフォーラムについては本学教員が継続的に企画検討委員や分科会コーディネータを務めるなど、積極的な参加を行っており、平成28年度には主催校としてフォーラムを開催する予定である。

4) 学生フォーラムの開催

教養教育に関しては、学生および担当教員のアンケートに留まらず、教養教育センター主催の学生フォーラムが毎年開催されている。このフォーラムでは全学部学科の各学年の代表と教養教育担当教員が特定のテーマに関して意見を交換するとともに、教養教育の改善に関する具体的かつ建設的な方策の導出を行い、翌年の教育にフィードバックされている。

資料8-2-①-1 全学FD研究集会資料

資料8-2-①-2 京都三大学教養教育研究・推進機構 担当者会議 概要メモ

資料8-2-①-3 京都三大学教養教育研究・推進機構平成27年度報告書第2部
時代が求める新たな教養教育像の探求

<http://kyoto3univ.jp/wp-content/uploads/2014/03/7a26a9cc45fc2afa62f25c449c1eca80.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

10年余りの経験を踏まえて、平成24年にFD実施要項を改訂し、学科・専攻を単位とするFD活動の新しい体制がつけられた。全学的な研究・協議の場と合わせて、学科・専攻による主体的な活動の強化が図られることで、全学的な教育の質向上や授業的な取り組みをより密度濃く進める体制となっている。

今後は、IR活動の手法の導入などによって、客観的データに基づく学習成果の把握と分析などより発展的な取り組みを進めて行くことが課題となるが、27年度に設置した「教育評価・改革推進室」は、将来のIR室としての機能を展望している。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られていると判断する。

観点8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

1) 研修状況

事務系職員については、多くの職員が京都府からの派遣となっており、新任時および定期的に府職員研修・研究支援センターが実施する各種研修を受けることによって事務系職員としての知識・能力の向上に努めるとともに、大学職場固有の課題、国の大学政策の動向などについて、学内における研修機会を設けている。また、京都

府公立大学法人においても、事務系職員の本学への転入時に大学職員としての意識啓発・知識習得等を図る研修を行うとともに、以降も学部事務等大学固有業務に精通し、企画立案にも参画できる職員を育成するための研修を系統的に実施している。さらに、教務や学生支援関係等の専門職員においては担当職務に対する専門的な知識・能力を深めるため、学内および他大学の学生指導研究集会、保健管理研究集会といった専門会議に参加している（資料 8-2-②-1）。

2) TAの研修状況

本学のTA制度については設置者である京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（資料 8-2-②-2）の中で規定している。TAについては教務部委員会がガイドライン（資料 8-2-②-3）と取扱要綱（資料 8-2-②-4）を策定している。TAの研修については、現状では、当該大学院生に対して、学生指導に必要な基礎的知識や指導上の留意点などについて、TAを雇用する担当教員から随時説明している状況である。このうち、平成 27 年度は生命環境学部の生命分子化学科、農学生命科学科、森林科学科の 1 回生が受講する「基礎実験及び同実験法（物理学、化学、生物学）」を担当するTA（大学院生）を一同に集め、教員による研修会を実施した。ここでは生命環境科学研究科が独自に作成したTAマニュアル（資料 8-2-②-5）をテキストとして配布・使用することで、内容の周知徹底を図っているほか、TA業務を行う際には必ず携行するよう義務づけている。今後は、生命環境学部でおこなったこのような研修会を、研究科・専攻等の単位で、より組織的な実施を図っていくこととしている。

資料 8-2-②-1 平成 27 年度業務実績報告書（抜粋）

資料 8-2-②-2 京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/files/kisoku04-23.pdf>

資料 8-2-②-3 ティーチング・アシスタントに関するガイドライン

資料 8-2-②-4 京都府立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱（（前掲）資料 5-5-⑥-4）

資料 8-2-②-5 京都府立大学生命環境科学研究科 TAマニュアル ver. 1.0

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、事務系職員の研修の充実とならんで、TAなど教育補助者への研修体制の整備を進めており、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成 26 年度から始まった、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学との教養教育の共同化の取り組みでは、教育の質保証を取り組みの重要な柱として位置づけ、教育 IR センターを設置して、定量的な分析が行われているほか、教育の質保証についての研究会や科目担当教員会議が年数回実施され、課題の洗い出しや方法論の導出などに大きな成果を挙げている。

さらに、教育の内部的な質保証を強化するため、教育に関する評価を改善と結びつける組織として、27 年度新たに「教育評価・改革推進室」を設置した。これは、自己評価と教務の二つの分野にまたがる組織であるとともに、学科単位の活動を重視することで、取組のより効果的な推進を図っている。

F D活動については、すでに 20 年以上の経験を持ち、全学レベルの研修に加えて、学科・専攻を単位とする活動を強化するシステムの改善も図られてきている。また、全学的な研修についても、教務部におかれた部会が、主体的に活動の計画・実施にあたり、社会的要請に応え、学科・専攻等での活動をリードする内容で外部講師を招いた全学研修会の実施などに取り組んでいる。

教養教育センターでは、学生フォーラムを開催するなど、F D活動への学生の参画を進める取組が継続して行われている。

【改善を要する点】

外部者の意見をより密度濃くかつ継続的に取り入れて行く仕組み、教育補助者（T Aなど）の研修の充実などが課題である。

全学レベルのF D会議が実施されているものの、より専門性の高い、科目や分野別の小規模なF D関連集会の実施が不可欠と思われ、モデルケースの実施や支援策が必要と思われる。

大学院のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーは文学研究科と公共政策学研究科では前期課程・後期課程それぞれに明文化しているが、生命環境科学研究科では前期課程と後期課程一括した制定となっており、今後前後期分離しそれぞれ明文化することが望ましいが、平成 28 年 3 月の学校教育法施行規則改正、中教審大学分科会大学教育部会のガイドライン策定を受けて、28 年度中にアドミッションポリシーを含め、3 つのポリシーの全面的な見直し、充実を図ることとしている。

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到に係る状況】

京都府公立大学法人の資産は、平成28年3月31日現在（27年度決算値）は、固定資産345億8052万円、流動資産119億3725万円、負債は254億7895万円となっている。

固定資産については、大学の法人化した平成20年度に、京都府から、土地は無償貸し付け、建物は出資された。

固定資産の大部分は、建物と附属設備であるが、これは、維持修繕を除いた大規模な施設整備は、原則として出資者である京都府が行うこととされており、平成22年9月には、精華町の附属農場に隣接する「旧花空間けいはんな」の土地及び施設について、京都府から土地は無償貸付、建物は出資の形態により追加された。さらに、京都府立医科大学と京都工芸繊維大学との教養教育共同化事業に必要な施設が京都府の直轄事業として京都府立大学下鴨キャンパス内に建設され、平成26年9月に追加出資されたところである。現在、償還金として計上されている金額は、大部分が法人化前の施設整備に係るものである。

収支においても、本学における授業料等の自主財源の比率は約45%であり、残りの55%は運営費交付金により措置されている（資料9-1-①-1）。

資料9-1-①-1 財務諸表（第8期平成27年度）

<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/zaimu.html>（京都府公立大学法人HP）

※平成27年度決算書は、知事承認後公開予定

【分析結果とその根拠理由】

京都府からの出資形態（土地が無償貸付）により、大学の運営に必要な建物等の固定資産は、確保されており、本学の目的に添った実質的な教育研究環境は保証されている。また、維持修繕を除いた大規模な施設整備は、原則として出資者である京都府が行うこととされていることから、今後、大幅な償還金額が追加されることはなく、大規模債務を負うことはない。

さらに、平成28年5月に改正された地方独立行政法人法において、長期借入金や債券発行については、設立団体の長の認可が要件とされており、その運用については慎重に行うこととなることから、債債務が過大となることはない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務も過大ではないと判断する。

観点9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到に係る状況】

本学の主な収入は、授業料、入学料及び入学考査料であり、これまで、国立大学に準じた金額設定となっている。授業料収入額は安定的に確保されており、また、受験生数や入試倍率等も一定水準を保っている。さらにキ

キャンパスツアーや府立医科大学との合同による入学説明会の開催など、受験生確保の新たな対策も積極的に行われていることから、今後も安定した収入の確保が見込まれる（表 I-1-②-1）。

法人化に伴い京都府からの支出は運営費交付金として受けており、その比率は、平成 26 年度決算での経常収支においては、京都府からの一般財源が約 22 億 3100 万円で全体の約 57%、授業料等の学生納付金が約 12 億 2200 万円で全体の約 31%となっている（表 I-1-②-2）。京都府からの運営費交付金は、中期目標・中期計画にも「一律〇%」という削減方法は規定されておらず、退職手当等の臨時的経費は、別途京都府からの補正措置で対応されることとなっている。この結果京都府から支出される資金については、人件費の増減や教養教育共同化施設の供用開始に伴う施設運営費等の増加も別途措置されていることから、教育研究に係る経費等は平成 26 年度も法人化前の 19 年度とほぼ同水準が交付されており、安定的な財源措置が行われている

なお、外部資金の総額は、平成 27 年度実績で 97 件 1 億 3,551 万円となり、法人化前に比較し、約 1.6 倍との水準となっている。なお、平成 25 年度実績には、(財)京都府立大学学術振興会の解散に伴う残余財産を奨学寄附金として受け入れた特殊事情により例年ベースの実績を大きく上回っている。（表 I-1-②-3）。

表 I-1-②-1 入学者の状況（学部）

	募集人員 人	志願者数 人	受験者数 人	合格者数 人	入学者数 人	競争率 倍
平成 22 年	404	1,830	1,595	477	435	3.2
平成 23 年	404	2,000	1,706	481	436	3.5
平成 24 年	404	1,950	1,679	470	433	3.6
平成 25 年	404	1,952	1,653	479	433	3.5
平成 26 年	404	1,966	1,703	478	435	3.6
平成 27 年	404	1,923	1,615	464	414	3.5
平成 28 年	404	1,869	1,597	490	434	3.3

表 I-1-②-2 歳入・歳出決算の状況（経常収支）（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
歳入総額	3,630,613	3,580,367	3,863,255	3,819,015
授業料	1,099,039	1,040,624	1,053,537	1,080,454
入学料	135,191	137,306	128,705	132,709
入学考査料	40,847	39,964	39,795	37,900
その他の収入	339,738	390,961	410,019	446,502
運営費交付金 a	2,015,798	1,971,513	2,231,199	2,121,450
歳出総額 b	3,620,455	3,597,031	3,862,877	3,879,793
人件費	2,612,919	2,581,517	2,774,749	2,727,619
教育研究費	731,883	703,109	793,068	809,709
管理経費	275,653	312,405	295,060	273,062
運営費交付金比(a/b)	55.7%	54.8%	57.8%	54.7%

表 I-1-②-3 外部資金の受入状況

区 分	平成 19 年度 (法人化前)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
奨学寄附金	36 件 22,494 千円	31 件 25,944 千円	41 件 206,340 千円	23 件 15,693 千円	39 件 40,230 千円
受託研究費 【国等競争資金等】	19 件 42,317 千円	24 件 46,608 千円	27 件 35,477 千円	28 件 61,513 千円	28 件 62,734 千円
【企業等】	16 件 18,474 千円	40 件 54,106 千円	38 件 54,965 千円	32 件 38,694 千円	30 件 32,250 千円
合 計	71 件 83,285 千円	95 件 126,658 千円	106 件 296,782 千円	83 件 115,900 千円	97 件 135,514 千円

※平成 25 年度は、法人化前に設立されていた(財)京都府立大学学術振興会の解散に伴い当該法人の残余財産を奨学寄附金として受け入れた。(受入額 174,121 千円)

【分析結果とその根拠理由】

本学の特定財源は、受託事業収入の増減により金額の変動はあるが、授業料収入は安定的に確保されており、また、運営費交付金も削減係数等はい用いられておらず、交付金の総額も 25～27 年度の 3 カ年で、ほぼ同水準が確保されている。外部資金も、法人化前から比較しても増加しており、安定的な財源措置が行われている。

以上のことから教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の歳出・歳入予算額は、法人全体として理事会や経営審議会での審議を経て決定後本学へ配当される。また当該予算額の大部を占める運営費交付金については、毎年度、京都府議会の予算特別委員会の審議を経て議決後、本学へ配当される。また、京都府においては、予算要求、査定状況等の編成過程を公開し予算編成の透明性の確保が図られている。本学においては、年度計画の策定に併せ、教員会議等の意見も踏まえ予算要求案のとりまとめを行うとともに、決定された予算についても学内部局長会議や教育研究評議会へも報告し、予算の査定状況を踏まえ、適正・適法な予算執行を促している。また、それらの内容は、各教員会議等において資料配付とともに周知されている。

歳入・歳出の主な項目については大学概要にも掲載し、ホームページや刊行物にも広く公開している。

【分析結果とその根拠理由】

大学予算は、運営費交付金としての京都府庁内での策定経過や法人全体での審議を踏まえて大学に配当され、大学内においては、部局長会議や教員会議を通じて教職員全体に明示されている。また、平成 26 年度から本学、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学の 3 大学教養教育共同化が開始し、講義開講に必要となる施設建設及び当

該施設の管理運営経費についても京都府からの出資や運営費交付金として措置されており、大学の運営に対して設置者として適切に対応されている。

以上のことから、収支に係る計画等が適切に策定され関係者に明示されていると判断する。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点到に係る状況】

本学は、設置者である京都府から措置されている運営費交付金については、人件費や事業見込み等について協議・調整を経て編成されており、計画的な事業計画のもとで、各年度とも収入額及び支出額がほぼ均衡しており、過大な超過支出はなかった。(資料 9-1-①-1)。

【分析結果とその根拠理由】

各年度の歳出は、各年度の歳入で充てることとされているため、過大な支出超過とはなっていない。また、地方独立行政法人法の規定から、短期借入金も限度額が設定されるとともに、長期借入金も設立団体の長の認可が要件とされて、大学独自で行えないことから、実質的に過度の支出超過となる可能性もない状況である。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到に係る状況】

大学の目標を達成するためには、必要な財源確保が重要であることから、京都府の財政状況は厳しい中にあるが、研究費等の大学活動に必要な予算を要求するとともに、外部競争的資金についても情報提供を密にし、各教員が必ず競争的資金への申請を行うようにするなど、積極的な確保に努めている(表 I-1-⑤-1)。

予算の執行・配分に当たっては、部局長会議で全般について審議し、教授会等での周知を行っている。

なお、平成 20 年度の法人化を契機に研究費の学内で配分方法の見直しが行われ、全学共通教育・研究分野への再配分や、大学院生を中心とした学生実習経費の見直しによる教育経費の充実が図られた。また、公立大学の使命でもある地域貢献活動に対しては、地域貢献型特別研究費を京都府に対して要求し、平成 28 年度予算においても拡充が図られたところである(前年度から 2,000 千円増額)。外部資金の獲得を目的とした重点戦略研究経費は 21 年度に新設し、戦略的な研究活動の推進を図ってきた。また、当該研究費の配分を平成 27 年度に見直し、大学シーズと企業シーズのマッチングを目的としたコーディネーターの配置を行うなど、戦略的な研究支援を行っているところである。外部資金のさらなる獲得に向けては、リエゾンオフィスの設置等引き続き検討を行うこととしている。(資料 9-1-⑤-1、2)

さらに、平成 28 年度には、戦略的な大学運営を目指した学長裁量経費を創設し、地域貢献活動の充実を図る体制強化の他、学部・研究科が特徴ある研究活動を推進できるよう大型研究機器の整備等の予算の確保を図ったところである。

表 I-1-⑤-1 研究費の最終予算額の状況 (単位：千円)

	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
府予算措置分	247,058	245,058	245,058	245,058	245,058
一般研究費	217,058	217,058	217,058	217,058	217,058
地域貢献研究費	30,000	28,000	28,000	28,000	28,000
科研費補助金(間接費含む)	118,977	255,172	253,464	239,004	245,905
計	366,035	500,230	498,522	484,062	490,963

※ 科研費補助金は、研究直接費及び間接費の合計を計上。

資料 9-1-⑤-1 地域貢献型特別研究の概要

資料 9-1-⑤-2 重点戦略経費の概要

【分析結果とその根拠理由】

法人化に伴い、教育・研究分野への配分方法について見直しを行うとともに、公立大学として府民から求められている地域貢献に係る研究の充実や大学としての重点研究分野への研究費の確保、更に平成 27 年度には外部資金の獲得拡大を目指し、大学シーズと企業等のニーズとのマッチングを円滑に進めるために、リエゾン機能の強化に要する経費等への再配分、平成 28 年度からは学長がリーダーシップを発揮する戦略的な大学運営に資する学長裁量経費の創設など、継続的な大学予算の配分見直しにより大学の目的を達成するための適時・適切な資源配分が行われていると判断する。

観点 9-1-⑥：財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表等の公表については、地方独立行政法人法の規定に基づき、設立団体である京都府の承認を受けたときは、遅滞なく財務諸表を公告し、事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供しなければならないとされている。

本学においても定款に基づき、法人全体の財務諸表をウェブサイトで掲示しているほか、事務局に備え閲覧できるようにするなど適切な形で公表することとしている。

また、監査等については、毎年度、京都府監査委員の審査及び監査委員事務局による書面審査が実施され、その結果が、府議会で審議されるとともに、京都府公報により公表されている。さらに、法人としても監事 2 名を置き、業務監査（会計監査も含む）のほか、法人本部に内部監査員を配置し内部監査体制の強化を図っている。地方独立法人法に基づく外部会計監査人による実地監査についても、期中、期末監査を受け、適正な財務処理に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表については、法律の規定に従い諸手続が進められており、適切に処理されていると判断する。

財務に関する審査は、内部監査・外部監査も含め適法・適正に行われている。このことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

平成20年度の法人化に伴い、法人組織として、理事長のもとに理事会、経営審議会が設置されるとともに、事務組織として総務室、財務室、経営戦略室の3室が設置されている。また、大学と法人本部との連携や意志疎通を円滑化するために、大学の管理課総務担当と総務室、管理課経理担当と財務室、企画課と経営戦略室間に兼務職員を配置している。

本学の職員は、学則第13条により、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手、事務職員及び技術職員、その他必要な職員を置くことが定められている。管理運営組織としては、学長の下に教育研究評議会並びに各学部教授会が置かれると同時に、組織規則 (<http://www.f.kpu-m.ac.jp/j/nwhp/001soshikikisoku.pdf>) に基づき職や大学組織・事務局等が設置され、事務局には事務局長以下、主に全体の管理運営を行う管理課と、経営企画等を担当する企画課が設置され、学生部・教務部の下には教務等を担当する学務課が設置されている。(府立大学各学部・事務組織一覧 http://www.kpu.ac.jp/soshiki_list.php)

法人化を契機にそれまでの事務組織等を改めたが、以降も、京都に根ざした、魅力的で個性ある京都府立大学として発展していくため、平成21年9月には京都政策研究センター(KPI)を設置し、京都政策のシンクタンクとしての活動を開始したほか、平成23年4月には、関西文化学術研究都市のエリア内にある京都府精華町に附属農場及び産学公連携研究拠点施設からなる精華キャンパスを設け、更に、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を受け和食文化を担う人材の育成や和食文化に関する研究の推進及び研究成果の府民還元を行うために、平成26年10月には「京都和食文化研究センター」を設けるなど、組織・体制を充実させてきたところである。

なお、現在も、本学敷地内において京都府が整備している新総合資料館(仮称)の完成予定に合わせ設置が予定されている国際京都学センター(設置主体は京都府となる見込み)の活動への参画の準備も進めている。

このほか、本学の運営に関する重要事項を協議し、処理するための部局長会議や学部・研究科を超える全学的な課題に係る検討や、部局長会議の協議事項の企画立案を行う企画・推進会議を学内規程に明確に位置付けるなど、学長の更なるリーダーシップを支える組織の充実も併せて行った。(図I-1-①-1、(前掲)資料3-1-①-1、2、資料9-2-①-1)。

一方、危機管理面では、「災害対策に係る行動マニュアル」を平成20年に策定し、異常気象等の災害時の行動計画を明確にするとともに、異常気象以外の緊急時にも同マニュアルを準用して対応することとしている。

その後、平成21年には、「学生に関わる事件・事故(正課、課外活動等)対応マニュアル」を作成するとともに、新型インフルエンザに対応するために創設した「緊急時指定教職員」制度を発足させ、同マニュアル(資料9-2-①-2)も整備した。

その他、本学の防災計画を平成24年12月に策定(資料9-2-①-3)するとともに、同消防計画の改訂(資料9-2-①-4)を平成25年3月に行った。また、翌平成26年3月には、学生に向けた、携帯可能な「自主防災マニュアル」を策定し、全学生に配布したところである(資料9-2-①-5)。

計画やマニュアルのみでなく、防災訓練も実施し、非難訓練や、消火、煙体験訓練など、体験を基に、万が一、事案が発生した際には実際に行動できるよう、啓発と意識付けを行っている。(資料9-2-①-6)

これらにより、緊急時の素早い情報伝達と共有化を図るとともに、発災時等には学長をトップに災害対策本部を中心として、所管部局や委員会と連携し迅速・的確に対応することとしている。

研究面等の安全管理体制については、倫理委員会(研究に関する倫理上の基本的事項について調査審議するとともに、研究者から申請された研究の実施計画について倫理的、社会的及び科学的な観点から審査)、実験安全委員会(大学における実験及び実習に関する安全保持)、動物実験委員会(大学における動物実験を適正に実施)等を設置すると共に、京都府立大学組換えDNA実験規程や京都府立大学放射線障害予防規程、科学研究費補助金要綱等を定めホームページ等により周知しており、各種実験の安全確保に努めている。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(文部科学大臣決定)の改正に伴い、本学においても研究活動上の不正行為と公的研究費に係る不正防止対策に関する取組みを明確にした。研究活動上の不正行為に関しては、「京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程」(資料9-2-①-7)を改正し、研究者と管理者などの責務の明確化と管理責任体制の強化、研究倫理教育の実施を行い、研究活動の不正行為の防止に努めている。公的研究費に係る不正防止対策については、「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」(資料9-2-①-8)、「京都府立大学における研究活動に関する行動規範について」(資料9-2-①-9)、「京都府立大学における公的研究費の不正に係る調査要領」(資料9-2-①-10)、「京都府立大学公的研究費に係る不正防止計画」(資料9-2-①-11)を定め、併せて「京都府立大学科学研究費補助金等取扱要領」の一部改正(資料9-2-①-12)を行い、コンプライアンス研修の受講の必須化やコンプライアンス推進責任者の任命等による体制強化など科研費等の公的研究費の不正使用防止に努めている。

図 I-1-①-1 主な管理運営組織の概要

管理運営組織	概要
理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、副理事長(両大学長)2人、理事5人により組織され、原則毎月1回開催 ・ 法人の経営管理等の重要事項全般について審議
経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、副理事長2名、理事4名、外部委員7名により構成、随時開催(年4回程度) ・ 経営に係る重要事項について審議
教育研究評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長、法人理事、副学長、部局長、各学部代表、学外委員2名ほか計20名により構成、原則毎月1回開催 ・ 教育研究に係る重要事項について審議
部局長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長、副学長、学部長・研究科長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、事務管理職により構成。 ・ 学内の重要事項について学長に意見を述べること、運営上の重要事項について教職員等への伝達、周知すること等を協議
企画・推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長、副学長、学部長・研究科長、事務局長、管理課長、企画課長により構成。 ・ 部局長会議の協議事項の企画立案、学部・研究科を超える全学的な課題について検討

資料9-2-①-1	事務局等の主な業務内容
資料9-2-①-2	緊急時指定教職員の対応マニュアル
資料9-2-①-3	京都府立大学防災計画

資料 9-2-①-4	京都府立大学消防計画
資料 9-2-①-5	自主防災マニュアル
資料 9-2-①-6	平成27年度防災訓練の結果について
資料 9-2-①-7	京都府立大学における研究活動上の不正行為等への対応に関する規程 http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=4629
資料 9-2-①-8	京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程 http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4633/kenkyuhihuseibousikitei.pdf
資料 9-2-①-9	京都府立大学における研究活動に関する行動規範について http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4629/koudoukihan.pdf
資料 9-2-①-10	京都府立大学における公的研究費の不正に係る調査要領 https://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4633/kenkyuhityousayouryou.pdf
資料 9-2-①-11	京都府立大学公的研究費に係る不正防止計画 https://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4633/huseibousikeikaku.pdf
資料 9-2-①-12	京都府立大学科学研究費補助金等取扱要領 http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4633/kakenhiyouryou.pdf

【分析結果とその根拠理由】

法人化を契機に管理運営のための組織及び事務組織について様々な体制整備・充実が行われており、適切な規模と機能を持っていると判断する。また、大学の目的を達成し、大学を取り巻く府民の期待やニーズの多様化に対応する、学長のリーダーシップを支える組織についても充実を図ってきている。危機管理に関しては、災害時に災害本部として機能できるよう第1会議室には大型ディスプレイや防災関係の備品等を設置するとともに、組織・規程等も整備しており、防災訓練の内容も徐々に拡充してきていることなどからも十分な体制が整備されていると判断する。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教職員等のニーズや意見については、教授会・教員会議や各種委員会、係会議、課長会議等で受けている。また、教育研究評議会や経営審議会には学外有識者も委員として参画しており、その意見が随時管理運営に反映されるようにされている。

学生に関しては、隔年ごとに「学生生活実態調査」を行い、その中で学生の意見や要望を把握するとともに、学生窓口の業務対応について、学務課の昼休み休憩時間をずらし学生の昼休み時間に対応できるようにしたり、施設の改善について大会館ホールの照明の改善や体育館部分の清掃を行うなど、可能なことから順次対応している（(前掲)資料 3-2-②-2）。また、授業に関する意見調査を行い、その結果に基づいて、教員による授業改善のみならず、授業と授業の間の時間を5分から10分に拡大し教室（講義棟）間の移動に対応できるようにするなど、大学全体の管理運営の改善にも取り組む仕組みが作られている。また、体育会（体育系クラブ・サークルを統括する学生組織）、文化会（文科系クラブ・サークルを統括する学生組織）や、学生自治組織としての中央連絡協議会がおかれ、学生部からの提案や学生要求に基づく協議などを行っており、学生部を通じて、学生の要

望・意見が大学運営に反映される仕組みとなっており、平成25年度には証明書自動発行機を更新した。

教員事務職員等については、教授会、課・係ごとの職員会議によって意見交換・ニーズ把握がされる仕組みとなっており、意見を反映させる形で大学内の各施設にセキュリティシステムを導入した。

学外関係者については、府内高等学校の進路指導担当者との懇談、後援団体である校友会（本学の活動を支援する市民・事業者有志の組織）の会議などが行われている。学生の保護者等は、後援会を組織して、課外活動、就職活動の支援などを行っているが、年1回開かれる総会では、保護者から大学へ様々な要望が出されており、大学は要望に対する対応を説明し、トイレの洋式化や身体障害者用トイレのウォッシュレット設置など可能なところから対応を行ってきた。（（前掲）8-1-③-2）。

【分析結果とその根拠理由】

各種会議・委員会での意見交換・集約やアンケート調査の実施、学外有識者の会議への参画をはじめ、学生、教職員、保護者、学外関係者のニーズを把握し、フィードバックする仕組みが様々な形で設けられており、大学の管理運営に適切なかたちで反映されていると判断する。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

本学及び京都府立医科大学を併せた京都府公立大学法人の定款第8条により、2名の監事が置かれている。

監事は、理事会にオブザーバーとして出席し必要な助言を行っているとともに、法人の定期監査等を行っている。また、決算時においては、監査法人とも意見交換をした上で監事の監査報告書を作成するほか、随時、財務について助言及び指導を行っている（資料9-2-③-1）。

【分析結果とその根拠理由】

業務運営に係る期末監査や定期監査、理事会等を通じて随時かつ必要な助言・指導を行っており、監事は大学運営にも適切な役割を果たしていると判断する。なお、法人本部に内部監査員を設け、複数の監査体制を取っている。

資料9-2-③-1 平成27年内部監査実施計画

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

現在、常勤事務職員は全員が京都府からの派遣職員であり、異動によって府立大学に配置されている。そのため、組織運営やマネジメント関係など職員として必要な能力については、その役職ごとに体系的に京都府が行う職員研修に参加し資質の向上に努めている（資料9-2-④-1、表I-2-④-1）。

また、教務、学務など大学固有の業務については、基本的には各課・担当分野での引継ぎ、オン・ザ・ジョブトレーニングを行うとともに、大学としても新規配属時には新任職員研修（表I-2-④-2）を開催し、大学の

概要や主な課題等について集合研修を行い大学職員としての自覚と基本知識を備えさせている。

さらに、公立大学協会が実施している「公立大学FD・SD研究会」や「公立大学職員研修会」等への参加など、必要な知識・技術習得のための研修を必要に応じて受研させている。

表 I-2-④-1 京都府が実施する研修の受講状況（平成 27 年度）

研修名	参加人数
新任管理職研修	1
新任副課長研修	1
グループリーダー（マネジメント力養成）研修	1
5年目職員研修	1
アセッサー研修	2
職場づくり推進員研修	5
交渉力向上研修	1
コミュニケーション（アサーション）研修	1
問題解決法研修	1
タイムマネジメント研修	2
政策・企画立案研修	1
能力発揮・ナレッジマネジメント研修	1
情報化研修	4
広報研修会	3
大学ゼミ協働研究	1
各種人権研修	9

表 I-2-④-2 平成 28 年度府立大学新任職員研修次第

講 義
1 「京都府立大学の情報システムの利用について」
2 「京都府立大学で業務を進めるにあたって」
(1) 府立大学の概要
(2) 府立大学を取り巻く状況と課題
(3) 府立大学の今後の展望・重点課題
(4) その他知っておいていただきたいローカルルール

資料 9-2-④-1 平成 27 年度京都府職員研修一覧

【分析結果とその根拠理由】

職務に必要な研修等資質向上は、基本・専門的部分とも組織的かつ適切に図られている。

なお、十分な引継が行われているとしても、行政職職員の人事異動員に伴う業務の専門性向上や継続性の観点から検討の余地を残していることも事実である。今後は、特に専門性の高い職種についてのプロパー職員採用などの人事制度について、法人と検討していく必要がある。

観点9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学の自己点検・評価活動は、自己評価委員会を中心とし、学部に設置されている評価組織「学部等委員会」と連携しながら実施している（資料9-3-①-1）。

また、平成20年度の公立大学法人化への移行後は、地方行政法人法により、設立団体である京都府が策定した中期目標に基づき中期計画を策定し、毎年度、年度計画で当該年度に実施する事業内容を計画し、その実績については、京都府が設置する第三者評価機関である、京都府公立大学法人評価委員会、教育研究評議会や理事会の外部有識者による評価を受けている（資料9-3-①-2）。これらへの対応は、大学法人と連携して事務局企画課及び自己評価委員会があたっている。

資料9-3-①-1 自己評価委員会名簿

資料9-3-①-2 京都府立大学自己点検・評価に関する規程

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/620.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動については、毎年度ごとの年度計画の実績評価作業の中で、振り返り・点検を行っており、詳細な計画進捗状況の点検にもとづく改善など、十分な自己点検・評価・改善が行われている。第三者委員会である京都府公立大学法人評価委員会の評価については、公立大学法人のホームページで公表されるとともに、京都府議会において報告されている。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

外部評価に関しては、中期目標、中期計画に基づく毎年の年度計画の実績について、京都府が設置する京都府公立大学法人評価委員会で審議し、評価が実施されている（資料9-3-②-1）。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に関するものについては外部委員2名を含む教育研究評議会でも審議がされている（資料9-3-②-2）。

資料9-3-②-1 京都府公立大学法人評価委員会条例

<https://www.kpu-m.ac.jp/doc/makeover/files/hyoka.pdf>

資料9-3-②-2 教育研究評議会運営規定

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/620.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

年度計画に係る京都府が設置する評価委員会での評価や教育研究評議会や理事会における外部有識者による検証など、外部者による検証を行う体制が整っている。

観点 9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

評価結果のフィードバックは、法人のレベルとして、法人理事会、経営審議会、学内のレベルで教育研究評議会、部局長会議等においてフィードバックし、PDCAサイクルの中で、全体評価としてC、個別の取組事項においてIIと評価された項目については、各担当部局でその原因を分析するとともに、改善を検討するなど行っている。

また、平成26年度に行った自己点検・評価について、評価結果に基づいて課題とした事項について、改善策を講じており、その実施状況については京都府公立大学法人のホームページで「平成26年度 京都府公立大学法人の業務の実績に関する評価結果、改善状況」(<http://www.kpu-m.ac.jp/corporation/keikaku.html>)で公表している。

第1期中期目標期間中である平成21年度に受けた大学機関別認証評価における改善事項である「学士課程の2年次編入及び大学院課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い、又は入学定員超過率が高い。」については、社会人大学院生を対象とする長期履修制度を設けた他、留学生の入試機会の拡大・制度規程改正（身元保証書提出の撤廃）、在籍院生も参加した研究科主催の説明会の実施を行うなど適正な入学者確保のための方策を講じている。また、同じく改善事項である「多くの建物において、老朽化がみられる。」については、教養教育共同化施設（平成26年度）や新総合資料館（仮称）（平成28年度予定）の建設を行う等の対応を行っている。また、今後も大学施設の建替や耐震補強工事等のキャンパス整備を出資者の理解を得ながら計画的に進めていく予定である。

注※上記、「II」は、計画が十分には実施されていないという評価（IVは計画を上回って実施、IIIは計画を十分に実施という評価）、「C」評価は、あるカテゴリーの計画項目のIVまたはIIIの割合が、9割未満のものを指す。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果のフィードバックについては、法人理事会、経営審議会、教育研究評議会、部局長会議等において行われ、各種各レベルの組織において改善のための取組を行うとともにFDやSD活動等に活用されている。また、第1期中期目標期間中に受審した大学機関別認証評価の結果についても、順次改善策を実行している。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

収入確保のため、様々な取り組みにより学生確保を行うとともに、競争的資金への積極的な申請や研究費の重点配分等による大型外部資金の確保に向けた対応など、継続・安定的な資金調達体制を維持している。

また、運営費交付金も安定的に確保される中、大学の目的を達成するために研究費や教育活動費の配分につい

ても、大学運営の実情に沿った形でフレキシブルな予算配分を十分に生かした取り組みが行われている。

【改善を要する点】

特になし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的(学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学の目的、及び学科の目的は、学則の第1条及び第5条に定められている(資料 10-1-①-1)。大学院及び専攻の目的は、大学院学則の第1条及び第6条に定められている(資料 10-1-①-2)。学則及び大学院学則は、毎年印刷発行され、全教員と全入学生に配布される学生便覧に明記されている他、本学HPにも掲載されており、大学構成員(教職員及び学生)に対して周知されるとともに、広く社会に公表されている。それに加えて、本学HPには別途「教育情報の公表」というリンクが設けられており、その「大学の教育研究上の目的」欄の、「本学の教育研究上の目的について」「本学大学院の教育研究上の目的について」という項目のもとに、それぞれ学則第1条及び第5条、大学院学則第1条及び第6条が示されており、内外に対するさらなる周知が図られている(資料 10-1-①-3)。なお毎年開催される新任教員研修においても大学の目的の周知が図られている(資料 10-1-①-4)。なお、国公立の大学・短期大学 900 校以上が参加する教育情報公表ウェブサイト「大学ポートレート」に、本学も参加している。同サイトには「大学の教育研究上の目的や建学の精神」を含む大学の基本情報が掲載されており、大学の目的はこのサイトを通して広く社会に周知されている(資料 10-1-①-5)。

資料 10-1-①-1 京都府立大学学則

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/501.pdf>

資料 10-1-①-2 京都府立大学大学院学則

<http://www2.kpu.ac.jp/kanrika/2008f-kitei/502.pdf>

資料 10-1-①-3 大学の教育研究上の目的

http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=28-1-1-0-0

資料 10-1-①-4 平成 27 年度新任教員研修(次第・配布資料一覧)

資料 10-1-①-5 大学ポートレートHP

<http://portraits.niad.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

以上により、大学及び大学院の目的は適切に公表され、構成員(教職員及び学生)に周知されていると判断する。

観点 10-1-②: 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、本学HPの「教育情報の公表」（法定事項）のうち「大学の教育研究上の目的」のページに、学部各学科及び研究科各専攻のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを掲載し（資料10-1-②-1）、同じく「入学、卒業後の進路の状況」のページに各学部及び各研究科のアドミッションポリシーを掲載している（資料10-1-②-2）。アドミッション・ポリシーに関しては、各種募集要項に記載している他（資料10-1-②-3～5）、HPの「受験生の方」のリンクにも特に項目を設け、各学部及び各研究科のアドミッション・ポリシーを記載している（資料10-1-②-6）。なお平成27年6月18日に開催された京都府立大学と府内高等学校との懇談会では平成28年度入試の概要に関する説明があり、配付資料（平成28年度入学者選抜要項、平成28年度京都府立大学推薦入試学生募集要項他）に基づいてアドミッションポリシーの周知が図られた（資料10-1-②-7）。

資料10-1-②-1	大学の教育研究上の目的 http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=28-1-1-0-0
資料10-1-②-2	入学、卒業後の進路の状況 http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=28-1-4-0-0
資料10-1-②-3	平成28年度一般選抜学生募集要項 http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4686/28ippan-youkou.pdf
資料10-1-②-4	平成28年度推薦入試学生募集要項 http://www.kpu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000004/4450/28suisen.pdf
資料10-1-②-5	平成28年度編入学学生募集要項 http://www.kpu.ac.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=4455&frmCd=3-2-3-0-0
資料10-1-②-6	アドミッション・ポリシー http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=3-2-6-0-0
資料10-1-②-7	府内高等学校進路指導担当者懇談会（(前掲) 資料8-1-③-3）

【分析結果とその根拠理由】

以上により、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は適切に公表、周知されていると判断する。

観点10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

教育研究活動等についての情報のうち、学校教育法施行規則第172条の2が公表を義務づけている9項目については、本学HP「教育情報の公表」のページ中の「法定事項」の欄において、9項目の全てを掲載している（資料10-1-③-1）。うち教員の研究活動に関しては本学HPに「教員データベース」（R I S大学連携研究者データベース）のリンクを設け、より詳細な情報を公表し（資料10-1-③-2）、また本学が発行している学術報告（紀要）については、附属図書館「学術機関リポジトリ」のリンクにおいて公表している（資料10-1-③-3）。また法定事項の9項目以外にも、「教育情報の公表」のページ中の「任意事項」の欄において、「本学の特色ある取り組み」（地域連携センター紹介、地域社会と関わる人間を育てるキャリア育成プログラム、京都市政策研究センター紹介）「自己点検・評価の結果の概要」「認証評価の結果の概要」等の内容を公表している（資料10-1-③-4）。また、大学ポートレートにも参加するなど、様々な機会をとらえて情報の公表・発信に務めている。

資料 10-1-③-1 教育情報の公表 (法定事項)

http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=28-1-0-0-0

資料 10-1-③-2 教員データベース (R I S 大学連携研究者データベース)

<http://www.senryaku-kyoto.jp/contents/kpu/>

資料 10-1-③-3 学術機関リポジトリ

<https://kpu.repo.nii.ac.jp/>

資料 10-1-③-4 教育情報の公表 (任意事項)

http://www.kpu.ac.jp/category_list.php?frmCd=28-2-0-0-0

【分析結果とその根拠理由】

以上により、教育研究活動等についての情報 (学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。) は適切に公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育情報等の公表に関しては、本学HPに「教育情報の公表」のリンクを設け、誰もが閲覧しやすい形で公表されている。

【改善を要する点】

特になし